官報

號外

昭和二十一年七月三十一日

○第九十回帝國議會 衆議院議事速記錄第二十二號

昭和二十一年七月三十日（火曜日）
午後二時三十三分開議

議事日程 第二十一號
昭和二十一年七月三十日
午後一時開議
第一 罹災都市借地借家臨時處理法案（政府提出、貴族院送付）
第一讀會
第二 法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律案（政府提出）
第一讀會
第三 所得稅法の一部を改正する等の法律案（政府提出）
第一讀會
第四 臨時租稅措置法を改正する法律案（政府提出）
第一讀會
第五 地方稅法及び地方分與稅法の一部を改正する法律案（政府提出）
第一讀會
第六 政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に關する法律案（政府提出）
第一讀會

提出者 苫米地義三君 北 吟吉君
原 國君 川野 芳滿君
三木 武夫君 鹿島 透君
中小工業振興ニ關スル建議案
提出者 葉梨新五郎君
奈良女子帝國大學設置に關する建議案
提出者 森山 ヨネ君 八坂善一郎君
片町線四條畷木津間ノ電化促進並ニ列車增發ニ關スル建議案
提出者 細川八十八君 松永 佛骨君
寺田 榮吉君 有田 二郎君
田中 萬逸君 左藤 義詮君
本多 花子君

（以上七月二十九日提出）

一、去二十七日議長ニ於テ次ノ通リ常任委員辭任ノ許可ガアツタ
第四部選出豫算委員 河野 密君
第九部選出豫算委員 山崎 道子君
一、去二十七日次ノ通リ特別委員ノ異動ガアツタ
帝國憲法改正案（政府提出）委員
辭任 中山 榮一君 補闕 秋田 大助君
金穩緊急措置令（承諾を求める件）委員
辭任 河野 密君 補闕 今村 等君
外十一件委員
辭任 稻村 順三君 補闕 清澤 俊英君
東京都制の一部を改正する法律案（政府提出）外三件委員
辭任 松本 淳造君 補闕 岡田 春夫君
會計法戰時特例廢止等に關する法律案（政府提出）委員
辭任 高津 正道君 補闕 島田 晉作君
辭任 吉川 兼光君 補闕 林 虎雄君
勞動關係調整法案（政府提出）委員
辭任 石田 一松君 補闕 柏原 義則君
一、昨二十九日衆議院規則第十五條但書ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ次ノ通リ變更シタ
五 和崎 ハル君
六 松谷天光光君
一 布 利秋君
一 中山 榮一君
一、昨二十九日議長ニ於テ次ノ通リ常任委員辭任ノ許可ガアツタ
第三部選出豫算委員 小川 一平君
第八部選出豫算委員 武藤 嘉一君
一、昨二十九日常任委員補闕選擧ノ結果次ノ通リ當選シタ
第四部選出豫算委員 吉川 兼光君（河野 密君補闕）
第九部選出豫算委員 新妻 イト君（山崎 道子君補闕）
一、昨二十九日次ノ通リ特別委員ノ異動ガアツタ
帝國憲法改正案（政府提出）委員
辭任 福田 彌一君 補闕 中山 榮一君
食糧緊急措置令（承諾を求める件）委員
辭任 奧村又十郎君 補闕 堂森 芳夫君
○議長（樋貝詮三君） 是ヨリ會議ヲ開キマス
○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日程第六ヲ繰上ゲ上程シ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス
○議長（樋貝詮三君） 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
（「異議ナシ」ト呼ブ者アリ）
○議長（樋貝詮三君） 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ——日程第六、政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に關する法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長坂東幸太郎君

○坂東幸太郎君 只今上程セラレマシタ法律案ニ付キマシテ、審査ノ經過並ニ結果ヲ簡單ニ御報告申上ゲマス、此ノ法律案ハ特別會計十三並ニ其ノ他ヲ合シマシテ、特別會計ニ關スル法律案八件ト、其ノ外特別會計ニ關スル勅令一件ノ、全部デ二十二件ノ特別會計ヲ廢止スルニ付キマシテ、其ノ結果生ジタル殘ル所ノ資產、權利義務關係ヲ處理センガ爲ニ制定セントスル法律案デアリマス、此ノ法律案ハ十五條アリマスルガ、ソレ等ニ付キマシテ委員側カラ相當詳細ナ質疑ガアリ、又政府側デハ大藏大臣並ニ政府事務當局カラ詳細ナ答辯ガアリマシタ、其ノ中ニ於キマシテ數點ダケ御報告ヲ申上ゲマス、即チ政府ノ特別出資ハ何程デアルカト云フ質問ニ對シテ、政府ハ內地關係八千餘萬圓、拂込濟ガ十億八千萬圓、公稱資本ハ二十億四千萬圓、拂込濟ガ十億八千萬圓、內地外地ヲ合セマシテ公稱資本ハ三十五億圓、拂込濟ハ二十八億餘萬圓ト云フ答辯ガゴザイマシタ、又新圓分布ノ狀態ニ關スル所ノ質問ニ對スル答辯ハ、滯留ノ最モ多イ部面ヲ順番ニ答辯サレマシタガ、先ヅ第一ニ、農漁村、殊ニ都市周邊ノ蔬菜、果樹等ヲ栽培シテ居ル村、第二番ニハ物品販賣業、配給機關、各種統制組合、第三ハ映畫、芝居等ノ各種興行會社及ビ飲食店、第四ハ電鐵會社、瓦斯電氣會社、

運送業、土建業、第五ハ闇「ブローカー」、是ハ一般ニ澤山持ツテ居ルト言ハレテ居ルガ、實際ニハ非常ニ窮屈ラシイト云フ答辯デゴザイマス、又個人ノ政治資金ヲ認メルカト云フ質問ニ對シマシテハ、個人ノ政治資金ハ認メナイガ、ソレニ付テハ政府ハ十分考慮研究スルト云フ答辯デアリマシタ、又生命保險ノ一般ノ打切リニ對スル質問ニ對シテハ、現在政府デハ考ヘテ居ナイガ、態ミ困難トナツタ場合ト雖モ、小額ノ保險者ニハ迷惑ヲ掛ケナイト云フ答辯デアリマシタ、又法律案ノ中デ食糧管理特別會計法中ノ改正ガアリマスガ、其ノ中ニ從來三十八億圓ノ證券發行額ヲ五十二億圓ニ變更スル政府ノ答辯ハ、從來生產確保補給金ハ會計法戰時特例デ支辨シタガ、之ヲ廢止ノ結果、本トシテ此ノ食糧管理特別會計法ノ中ニ入レテ、五十二億圓ニナツタモノデアルト云フ答辯デアリマシタ、又同ジク米穀管理特別會計法ノ改正中ニアル四十五億圓ヲ一般會計ニ移スト云フ條文ガアルガ、其ノ理由如何ト云フ質問ニ對シマシテハ、食糧管理特別會計法ガ開設セラレテ以來、損害ヲ見積ツタノガ四十五億圓、之ヲ今回ハ一般會計ニ移スコトニシタノデアル、斯ウ云フ答辯ガアツタノデアリマス、竹谷委員ハ、東北六縣ノ國有林ノ多イコト述ベラレテ曰ク、北海道、東北以外ノ國有林ハ山林全體ノ約二割二分、東北六縣ハ四割九分デアル、故ニ國有林ガ多イ結果、東北六縣ハ非常ニ不利益ヲ被ツテ居ル、東北不振ノ一因モ茲ニアルト思フカラ、政府ハ國有林ヲ相當民有ニ移スト云フ質問ニ對シテ、農林省ノ代表シテ大石政務次官ヨリ、成程御尤モデアル、之ニハ種種ナル原因ガアルガ、十分研究シテ御趣旨ニ副ヒタイト云フ意味ノ答辯ガアリマシタ

斯クシテ三日間ヲ以テ質疑ヲ終了シ、二十七日ニ討論トナリマシテ、自由黨代表ノ青木孝義君、進歩黨代表ノ青木清左エ門君、社會黨代表ノ新妻イト君、協同民主黨代表ノ大橋喜美君並ニ新政會代表ノ伊藤恭一君ヨリ原案贊成ノ陳述ガアリマシタ、採決ノ結果全

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

會一致ヲ以テ原案ヲ可決スルニ至リマシタ、簡單ナガラ以上ヲ以テ委員長ノ報告ト致シマス（拍手）

○議長（樋貝詮三君）本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長（樋貝詮三君）御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○山口喜久一郎君　直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通リ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長（樋貝詮三君）山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長（樋貝詮三君）御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に關する法律案

第二讀會（確定議）

○議長（樋貝詮三君）別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通リ可決確定致シマシタ（拍手）

○山口喜久一郎君　議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日程第七ヲ繰上ゲ上程シ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長（樋貝詮三君）山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長（樋貝詮三君）御異議ナシト認メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ——日程第七、特別都市計畫法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長林田正治君

——◆——

第七　特別都市計畫法案（政府提出、貴族院送付）

第一讀會の續（委員長報告）

——◆——

報告書

一　特別都市計畫法案（政府提出、貴族院送付）

右ハ本院ニ於テ可決スベキモノト議決シタ因ツテココニ報告スル

昭和二十一年七月三十九日

衆議院議長樋貝詮三殿　委員長　林田正治

〔林田正治君登壇〕

○林田正治君　只今上程ニナリマシタ特別都市計畫法案委員會ノ審議ノ經過並ニ結果ニ付テ御報告申上ゲマス、尚ホ其ノ詳細ハ速記錄ニ讓ルコトニ致シタイト存ジマス、本案ノ委員會ハ質疑應答ヲ重ネマスルコト六回、此ノ間極メテ熱心ナル質疑ガ行ハレマシタ、今其ノ主ナルモノニ付テ申上ゲマス

第一ハ全國ニ亙リ百三十有餘、燒失面積二億六千萬坪ニ及ビマスル所ノ戰災都市ノ復興ハ、實ニ國家百年ノ大計ヲ樹テルコトヲ意味スルモノデアツテ、本計畫ハ先ヅ國土計畫ノ線ニ沿ウテ樹立サレネバナラス、從來ノ無計畫的ナ、單ナル横廣ガリ的ナ過大人口都市ノ復興ハ斷ジテヤメナケレバナラナイ、且ツ過去ノ禍ヒヲ轉ジテ、此ノ際防空防災ニ十分意ヲ用ヒ、幸福ナル文化的ナ都會ヲ作ラネバナラヌガ、政府ノ之ニ對スル意見ハ如何ト云フ所ノ質問ニ對シマシテハ、勿論政府ハ此ノ質問ノ趣旨ニ副ウテ、國家百年ノ大計ヲ目途ト致シテ、本年一月政府ガ定メマシタ所ノ戰災地復興計畫基本方針ニ則ト共ニ、內務省國土局トモ十分ニ連絡ヲ圖リ、防空防災ニモ十二分ニ意ヲ用ヒテ、廣幅員ノ道路及ビ綠地帶ト云フヤウナモノヲ思ヒ切ツテ設ケマシテ、サウシテ此ノ計畫ヲ立テ、從來ノ都市ノ單ナル平面的ナル所ノ都會ヨリ、立體的ナ、而モ防空防災ノ上ニ於テ十分意ヲ用ヒ、工場、學校等ノ地方分散ヲモ織リ込ンデ、文化的ナ住ミ心地ノ良イ都會ノ復興ニ努メルト云フ答辯ガアリマシタ

第二ハ戰災復興院及ビ內務省國土局ヲ併合シテ、新タニ國土省設置ノ意思ガアルカドウカト云フ所ノ質問及ビ國土計畫審議會ヲ設置スルノ意思アリヤ否ヤノ質問ニ對シマシテハ、總理大臣ヨリ、現在ノ所國土省設置ノ意思ハナイケレドモ、國土計畫審議會ハ近キ將來ニ於テ之ヲ設置スル積リデアルト云フ答辯ガアリマシタ、第三ハ從來ノ都市計畫事業ニ伴ヒマスル所ノ色々不都合ナル所ノ實例ヲ引用シテ、都市計畫事業ノ執行ニハ先ヅ何ヲ措イテモ土下水道ノ完備ト、瓦斯管或ハ電線、電話線ノ如キ、サウ云フモノノ地下埋設ガ絕對ニ必要デアルト云フコトガ强調セラレマシテ、政府ハ何レモ其ノ希望ニ副フ旨ノ答辯ヲアリマシタ、尚ホ本計畫事業ノ實行ニ當リ、他ノ官廳、就中運輸省トノ連絡ノ最モ必要ナルコトヲ、事實ヲ擧ゲテ質問ガアリマシタニ對シテ、勿論政府ハ此ノ希望ニ副ウテ萬遺憾ナキヲ期スル旨ノ答辯ガアリマシタ、第四ノ質問ハ從來ノ軍港或ハ師團所在地ノ如キ所謂軍都ノ復興ノ方針ニ付テ、如何ナル考ヘヲ持ツテ居ルカト云フ所ノ質問ニ對シマシテハ、政府ハ、軍港ハ是ガ商港ヘノ轉換ノ可能デアルカドウカト云フコト、或ハ又工廠、兵營等ノ施設ガ賠償物資ニナラザル限リニ於キマシテ、是等ノモノヲ平和產業若シクハ學校等ヘノ轉換ニモ十分考慮ヲ致ス積リデアルガ、又地方ニ其ノヤウナ希望ガアル場合ニハ於キマシテハ、政府ト致シマシテモ十二分ニ援助ヲ與ヘル旨ノ答辯デアリマシタ、第五ハ廣島、長崎兩市ニ對シテハ、補助金ノ增額、其ノ他特別ノ取扱ヲナス意思ガアルカドウカト云フ質問ニ對シテハ、政府ハ只今ノ所其ノ意思ガナイト云フ答辯デアリマシタ、第六ハ戰災都市復興ノ財源トシテ宝籤發行ノ意思アリヤ否ヤノ質問ニ對シ、政府ハ、十二分ニ之ヲ考慮スルト云フ答辯デアリマシタ、第七ハ戰災者ニ對スル所ノ火災保險ハ、戰災學校ト共ニ全額支拂フベキモノデアルト云フ所ノ質問ニ對シマシテハ、政府ハ出來得ル限リ支拂フコトニ努ムルト云フ極メテ漠然タル答辯デアリマシタ、第八ハ國庫補助金及ビ起債ノ件ニ關シマシテモ、實際ニ即シタ極メテ對切ナル意見ガ發表サレマシタ、第九ハ特別ナル所ノ法律ガ制定サレ、之ニ基キ都市ノ復興ガ出來マシテモ、現在ノヤウニ治安ハ紊レ、而モ都市ノ中堅層デアル所ノ中小商工業者ガ、所謂日本人ニアラザル者ノ傍若無人ノ行動ニ依ツテ日ニ〳〵壓迫サルルニ於キマシテハ、折角ノ都市復興モ何等ノ價値ナキニ至ルノデアルカラシテ、此ノ都市ノ治安ノ問題ニ對シテ、政府ハ如何ナル決意ヲ持ツカト云フ所ノ質問ニ對シマシテハ、內務省警保局長ハ極メテ强イ、自信タツプリノ答辯ヲナシマシテ、集團暴行モコ、一、二箇月ノ間ニ一掃ガ出來ルト云フ所ノ强イ答辯デアリマシタ、最後ニ復興ニハ凡ソ何年ヲ要スルカト云フ所ノ質問ニ對シマシテハ、目下ノ所財政ト資材ノ見透シガ付カナイカラシテ明言ハ出來ナイ、唯資材ガ圓滑ニ手ニ入ルナラバ、土地ノ區劃整理ニ四年乃至六年、都市ノ施設ニハ凡ソ二十年乃至三十年ヲ要スルト云フ答辯ガアリマシタ、斯クノ如ク都市計畫、都市復興ノ見透シ殆ド立ツテ居ナイノデアリマス、復興院ガ現在大藏省ノ承認ヲ得テ居リマス財源カラ推論致スナラバ、實ニ百年ヲ要スル計算トナルノデアリマス

仍テ委員會ニ於キマシテハ、討論ノ際、自由黨ノ代表シテ森崎了三君ヨリ、左ノ希望條件ヲ附シテ本案ヲ可決シタイトノ意見ガアリマシタ、其ノ希望條件ヲ朗讀致シマス

一、現在內務省ノ一部局ノ觀アル戰災復興院ノ機構ヲ大イニ擴大强化シ、關係官廳トノ連絡ヲ緊密ニシ、可及的短年期間ニ戰災都市ノ復興ヲ完成スルヤウ政府ハ財政的其ノ他必要ナル處置ヲ講ズベシ

二、戰災復興工事ニ對スル政府補助金ハ精算額ニ對シ補助率ヲ適用シ、尚ホ本事業ニ伴フ起債ニ關シテハ工事施行可能ノ限度マデ之ヲ優先的ニ承認スベシ

三、廣島、長崎兩市ノ復興ニ關シテハ特別ノ考慮ヲ拂フベシ

四、都市ノ上下水道ノ完璧ヲ期シ、「ガス」、電信、電話、電燈線ノ地下埋設ヲ實施スベシ

五、都市ニ於ケル過大宅地ノ所有權ヲ相當程度ニ制限スルト共ニ、戰災者ノ住宅建築用資材ノ優先的配給ヲナスベシ

六、戰災者個人ノ火災保險金ハ之ヲ全面的ニ支拂フベシ、但シ戰災學校モ之ニ準ズルコト

七、都市ノ過大人口防止ノ爲ニ、學校、文化施設、工場等ノ計畫的地方分散並ニ農村ノ國土計畫ヲ急速ニ實施スベシ

此ノ動議ニ對シマシテ、進歩黨ヲ代表シテ細川八十八君、日本社會黨ヲ代表シテ前田榮之助君、協同民主黨ヲ代表シテ原尻東君、新政會ヲ代表シテ中田榮太郎君、無所屬倶樂部ヲ代表シテ森曉君ヨリ、ソレ〳〵森崎君ノ動議ニ賛成ノ意見ガ開陳サレマシテ、全員一致原案ノ通リ決定致シタ次第デアリマス、以上（拍手）

○議長（樋貝詮三君）本案ノ第三讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長（樋貝詮三君）御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第三讀會ヲ開クニ決シマシタ

○山口喜久一郎君　直チニ本案ノ第三讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通リ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長（樋貝詮三君）山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長（樋貝詮三君）御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第三讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

特別都市計畫法案

第二讀會（確定議）

○議長（樋貝詮三君）別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通リ可決確定致シマシタ（拍手）——日程第一、罹災都市借地借家臨時處理法案ノ第一讀會ヲ開キマス——木村司法大臣

——◆——

第一　罹災都市借地借家臨時處理法案（政府提出、貴族院送付）

第一讀會

罹災都市借地借家臨時處理法案

罹災都市借地借家臨時處理法

第一條　この法律において、罹災建物とは、空襲その他今次の戰爭に因る災害の為滅失した建物をいひ、疎開建物とは、今次の戰爭に際し防空上の必要により除却された建物をいひ、借地權とは、建物の所有を目的とする地上權及び賃借權をいひ、借地とは、借地權の設定された土地をいひ、借家とは、賃借された建物をいふ。

第二條　罹災建物が滅失した當時における建物の借主は、その建

物の敷地又はその換地に借地權の存しない場合には、その土地の所有者に對し、この法律施行の日から一箇年以内に建物所有の目的で賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相當な借地條件で、その土地を賃借することができる。但し、その土地を、權原により現に建物所有の目的で使用する者があるとき、又は他の法令により、その土地に建物を築造するについて許可を必要とする場合に、その許可がないときは、その申出をすることができない。

土地所有者は、前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、その期間滿了の時、その申出を承諾したものとみなす。

土地所有者は、建物所有の目的で自ら使用することを必要とする場合その他正當な事由があるのでなければ、第一項の申出を拒絶することができない。

第三條　第三者に對抗することのできない借地權及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明かな借地權は、第一項の規定の適用については、これを借地權でないものとみなす。

前條第一項の借主は、罹災建物の敷地又はその換地に借地權の存する場合には、その借地權者（借地權者が更に借地權を設定した場合には、その借地權の設定を受けた者）に對し、同項の期間内にその者の有する借地權の讓渡の申出をすることによつて、他の者に優先して、相當な對價で、その借地權の讓渡を受けることができる。この場合には、前條第一項但書及び第二項乃至第四項の規定を準用する。

第四條　前條の規定により賃借權が讓渡された場合には、その讓渡について、賃貸人の承諾があつたものとみなす。この場合には、讓受人は、讓渡を受けたことを、直ちに賃貸人に通知しなければならない。

第五條　第二條の規定により設定された賃借權の存續期間は、借地法第二條の規定にかかはらず、これを十年とする。但し、建物が、この期間滿了前に朽廢したときは、賃借權は、これに因つて消滅する。

當事者は、前項の規定にかかはらず、その合意により、別段の定をすることができる。但し、存續期間を十年未滿とする借地條件は、これを定めないものとみなす。

第六條　第二條の規定による賃借權の設定又は第三條の規定による借地權の讓渡があつた場合において、その土地を、權原により現に耕作の目的で使用する者（第二十九條第一項本文又は第三項の規定により使用する者を除く。）があるときは、その者は、賃借權の設定又は借地權の讓渡があつた後（その賃借權の設定又は借地權の設定又は借地權の讓渡について、裁判があつたときは、その裁判が確定した後、調停があつたときは、その調停が成立した後、六箇月間に限り、その土地の使用を續けることができる。但し、裁判所は、申立により、その期間を短縮し、又は伸張することができる。

第二條の規定により設定された賃借權又は第三條の規定により讓渡された借地權の存續期間は、前項又は第二十九條第一項本文若しくは第三項の規定による土地の使用の續く間、その進行を停止する。この場合には、その停止期間中、借地權者は、その權利を行使することができず、又、地代又は賃貸の支拂義務は、發生しない。

第一項の規定により土地を使用する者が、自ら、第二條の規定による賃借權の設定又は第三條の規定による借地權の讓渡を受けた場合には、前二項の規定を適用しない。

第七條　第二條第一項の借主が、同條の規定による賃借權の設定又は第三條の規定による借地權の讓渡を受けた後（その賃借權の設定又は借地權の讓渡について、裁判があつたときは、その裁判が確定した後、調停があつたときは、その調停が成立した後）六箇月を經過しても、正當な事由がなくて、建物所有の目的でその土地の使用を始めなかつたときは、土地所有者又は借地權の讓渡人は、その賃借權の設定契約又は借地權の讓渡契約を解除することができる。但し、その輕除前にその使用を始めたときは、この限りでない。

第八條　第二條の規定による賃借權の設定又は第三條の規定による借地權の讓渡があつたときは、賃貸人又は借地權の讓渡人は、借賃の全額又は借地權の讓渡の對價について、借地權者がその土地に所有する建物の上に、先取特權を有する。

前條第一項又は第二十九條第一項本文若しくは第三項の規定により土地を使用する者がある場合には、第一項の六箇月は、その使用の終はつた時から、これを起算する。

第九條　第二條の規定による賃借權の設定又は第三條の規定による借地權の讓渡があつたときは、賃貸人又は借地權の讓渡人は、その賃借權を有する者は、その借地權の登記及びその土地にある建物の登記がなくても、これを以て、昭和二十一年七月一日から五箇年以内に、その土地について權利を取得した第三者に、對抗することができる。

前項の先取特權は、借賃については、その額及び、若し存續期間若しくは借賃の支拂時期の定があるときはその旨、又は若し辨濟期の來た借賃があるときはその旨、讓渡の對價については、その對價の辨濟されない旨を登記することによつて、その效力を保存する。

第一項の先取特權は、他の權利に對し、優先の效力を有する。但し、國稅徴收法により徴收することのできる請求權、共益費用不動産保存不動産工事の先取特權並びに前項の登記前に登記した質權及び抵當權に後れる。

第十一條　この法律施行の際現に罹災建物又は疎開建物の敷地にある借地權（臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明かな借地權を除く。）の殘存期間が、十年未滿のときは、これを十年とする。この場合には、第五條第一項但書及び第二項の規定を準用する。

第十二條　土地所有者は、この法律施行の日から一箇年以内に、第十條に規定する借地權者（罹災建物が滅失し、又は疎開建物が除却された後、更に借地權を設定してゐる者を除く。）に對し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内に、借地權を存續させる意思があるかないかを申し出るやうに、催告することができる。若し、借地權者が、その期間内に、借地權を存續させる意思があることを申し出ないときは、その期間滿了の時、借地權は、消滅する。但し、借地權者が更に借地權を設定してゐる場合には、各々の借地權は、すべての借地權者が、その申出をしないときに限り、消滅する。

前項の催告は、土地所有者が、借地權者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法で、これをすることができる。

前項の公示は、公示送達に關する民事訴訟法の規定に從ひ、裁判所の掲示場に掲示し、且つ、その掲示のあつたことを、新聞紙に二回掲載して、これを行ふ。

公示に關する手續は、借地の所在地の區裁判所の管轄に屬する。

第二項の場合には、民法第九十七條ノ二第三項及び第五項の規定を準用する。

第十三條　借地權者が更に借地權を設定してゐる場合に、その借地權を設定してゐる者については、前條の規定を準用する。

第十四條　罹災建物が滅失し、又は疎開建物が除却された當時におけるその建物の借主は、その建物の敷地又はその換地に、その建物が滅失し、又は除却された後、その借主以外の者により、最初に築造された建物について、その完成前賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相當な借家條件で、その建物を賃借することができる。但し、その借主が、罹災建物が滅失し、又は疎開建物が除却された後、その借主以外の者により、その敷地に建物が築造された場合におけるその建物の最後の借主でないときは、その敷地の換地に築造された建物については、この申出をすることができない。

前項の場合には、第二條第二項及び第三項の規定を準用する。

第十五條　第二條（第九條及び第十二條第一項において準用する場合を含む。）若しくは前條の規定による賃借權の設定又は第三條（第九條及び第十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による借地權の讓渡に關する法律關係について、當事者間に、爭があり、又は協議が調はないときは、申立により、裁判所は鑑定委員會の意見を聽き、從前の賃貸借の條件、土地又は建物の狀況その他一切の事情を斟酌して、これを定めることができる。

第十六條　第二條（第九條及び第十二條第一項において準用する場合を含む。）若しくは第十四條の規

定による賃借の申出又は第三條（第九條及び第三十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による借地權の讓渡の申出をした者が數人ある場合に、賃借しようとする土地若しくは建物又は讓渡を受けようとする借地權の目的である土地の割當について、當事者間に協議が調はないときは、裁判所は、申立により、土地又は建物の狀況、借主又は讓受人の職業その他一切の事情を斟酌して、その割當をすることができる。

裁判所は、當事者間の衡平を維持するため必要があると認めるときは、割當を受けない者又は著しく不利益な割當を受けた者のために、著しく利益な割當を受けた者に對し、相當な出捐を命ずることができる。

第十七條　地代、賃賃、敷金その他の借地借家の條件が著しく不當なときは、當事者の申立により、裁判所は、鑑定委員會の意見を聽き、借地借家關係を衡平にするために、その條件の變更を命ずることができる。この場合には、裁判所は、敷金その他の財產上の給付の返還を命じ、又はその給付を地代若しくは借賃の前拂とみなし、その他相當な處分を命ずることができる。

第十八條　第六條第一項但書（第九條において準用する場合を含む。）又は第十五條乃至前條の規定による裁判は、借地又は借家の所在地を管轄する區裁判所が非訟事件手續法により、これをする。

第十九條　鑑定委員會は、三人以上の委員を以て、これを組織する鑑定委員は、裁判所が、各事件について、左の者の中からこれを指定する。

一　地方裁判所長が、毎年豫め、特別の知識經驗のある者その他適當な者の中から選任した者

二　當事者が、合意で選定した者

第二十條　鑑定委員會の決議は、委員の過半數の意見による。

第二十一條　鑑定委員會の評議は、祕密とする。

第二十二條　鑑定委員には、旅費、日當及び止宿料を給する。その額は、勅令でこれを定める。

第二十三條　第十五條乃至第十七條の規定による申立があつた場合には、借地借家調停法第四條ノ二及び第五條の規定を準用する。この場合に、調停に付する裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

第二十四條　第六條第一項但書（第九條において準用する場合を含む。）又は第十五條乃至第十七條の規定による裁判に對しては、即時抗告をすることができる。その期間は、これを二週間とする。

前項の即時抗告は、執行停止の效力を有する。

第二十五條　第十五條乃至第十七條の規定による裁判は、裁判上の和解と同一の效力を有する。

附　則

第二十六條　この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第二十七條　この法律を適用する地區は、勅令でこれを定める。

第二十八條　借地借家臨時處理法及び戰時罹災土地物件令は、これを廢止する。

第二十九條　罹災建物の敷地につきこの法律施行の際現に存する舊令第四條第一項の規定による賃借權は、建物の所有を目的とするものについてはこの法律施行の日から一箇年間、その他のものについてはこの法律施行の日から六箇月間に限り、なほ存續する。但し、その敷地につき、舊令第三條第一項の規定の適用を受ける借地權を有する者（舊令第四條第一項の規定による賃借權に基いて、その敷地を他の者に使用させてゐる者を除く。）については、この限りでない。

前項本文の賃借權は、その敷地を自ら使用する賃借人又は轉借人が、その敷地の使用を止め、この法律施行の際におけるその敷地の使用の目的を變更し、又はあらたにその敷地につき使用若しくは收益を目的とする權利を取得したときは、同項の期間滿了前でも、これに因つて消滅する。

舊令第四條第四項の規定により、昭和二十一年七月一日前からこの法律施行の際まで、引き續き、罹災建物の敷地を現に使用する者がある場合には、同項に規定する土地所有者の權利については、前二項の規定を準用する。

第三十條　この法律施行の際現に存する舊令第三條第一項の規定の適用を受ける借地權の存續期間は、前條第一項本文又は第三項に規定する權利が存續してゐる間、なほその進行を停止する。この場合には、舊令第三條第二項の規定は、この法律施行後（昭和二十年法律第四十四號附則第二項の期間經過後を含む。以下同じ。）においても、なほその效力を有する。

第三十一條　第二十九條第一項本文又は第三項の規定に基いて存續する借地權は、第二條第一項（第三十二條第一項において準用する場合を含む。）及び第三條第二項（第三十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これを借地權でないものとみなす。

第三十二條　第二十九條第一項本文又は第三項の規定に基いて、建物所有の目的で罹災建物の敷地又はその換地を自ら使用する者については、第二條乃至第五條、第七條第二項及び第八條の規定を準用する。

前項に規定する者は、同項において準用する第二條第一項又は第三條第一項の規定による賃借權の設定又は借地權の讓渡の申出を拒絕されたときは、その申出を拒絕した者に對し、權原によりその土地に所有する建物を、相當な對價で買ひ取るべきことを請求することができる。

第三十三條　舊令第七條第一項の規定により設定された使用權でこの法律施行の際現に存するものは、この法律施行の日から五箇年間に限り、なほ存續する。この場合には、舊令第十三條、第十六條及び第十七條の規定は、この法律施行後においても、なほその效力を有する。

地方長官は、舊令第十六條第一項各號の場合の外、使用權の設定された土地について、換地處分の指定又は換地處分の告示があつた場合においても、その使用權を取り消すことができる。この場合には、舊令第十六號第二項の規定を準用する。

第三十四條　舊令第五條、第十五條及び第十八條第二項の規定は、この法律施行後においても、なほその效力を有する。

第三十五條　第八條（第九條及び第三十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて、罹災都市復興ノ促進並ニ土地建物ニ關スル法律關係ノ措置ヲ講ゼネバナラナイノデアリマス、是ガ政府ニ於キマシテ本法案ヲ提出シタ理由デアリマス、以下簡單ニ其ノ重要ノ點ヲ申上ゲタイト存ジマス。

第一ハ戰時罹災土地物件令ニ基イテ、罹災地ニ「バラック」其ノ他ノ建物ノ築造シタル者ノ、又ハ罹災建物若シクハ疎開建物ノ從來ノ借主、或ハ又疎開跡地ニ於ケル從前ノ借地權者ニ付キマシテ、其ノ土地ノ確保ヲ圖ル爲ニ、借地權ノ設定又ハ借地權ノ讓渡ヲ受ケシム途ヲ開キマシテ、以テ是等罹災者ノ保護ヲ圖ルト共ニ、罹災都市復興ノ一助タラシメントシタノデアリマス

第二ハ戰時罹災土地物件令其ノ他ニ依ツテ、罹災土地又ハ疎開跡地ニ菜園ヲ設ケ、之ヲ耕作シタル者ニハ、尙ホ六箇月間其ノ土地ノ使用ヲ認メマシテ、現ニ是等菜園ニ生育シテ居リマス野菜等ノ收穫ヲ確保セントシタノデアリマス

第三ハ戰時罹災土地物件令ニ依リ、其ノ存續期間ノ進行ヲ停止セル借地權ハ、前述ノ第一及ビ第二ノ場合ヲ除キマシテ、直チニ之ヲ舊ニ復シマシテ、以テ借地權者ヲシテ其ノ本來ノ借地權ニ基キ建物ヲ建築スル等、其ノ土地ヲ利用スル途ヲ開イタノデアリマス

第四ハ、罹災土地又ハ疎開跡地ノ借地權ニ付キ、其ノ存續期間ガ十年未滿ノモノハ、之ヲ十年ニ延長致シマシテ、建物建築ノ積極的ノ意圖アル借地權者ニ對シマシテ、其ノ住宅ノ建設ヲ促シマスト共ニ、他方斯カル意思ノナイモノト認メラレマスル借地權者ニ對シマシテハ、土地所有者ニ於テ其ノ借地權ヲ消滅セシメ得ル途ヲ開キ、借地關係ノ整理ヲ圖リマシタ次第デアリマス

第五ハ罹災建物又ハ疎開建物ノ從前ノ借主ノ爲ニ、今後其ノ土地ニ義造サレル借家ニ對シ、先借權ヲ認メマシテ、其ノ保護ヲ圖ラウト致シタ次第デアリマス

以上ノ諸點ノ外、著シク不當ノ借地

○國務大臣（木村篤太郎君登壇）

只今上程ニナリマシタ罹災都市借地借家臨時處理法案ノ提案理由ヲ御說明申上ゲマス

今次ノ戰爭ニ際シマシテ、空襲其ノ他ノ災害ニ依リマシテ、被害ヲ蒙リマシタ罹災戶數ハ全國ニ於テ約二百四十萬、其ノ外建物疎開ニ依ルモノ約六十萬戶、此ノ夥シイ多數ノ國民ガ一時ニシテ住居ノ安定ヲ失ヒマシテ、今尙ホ困苦ヲ極メテ居ルコトハ各位ノ御承知ノ通リデアリマス、政府ハ是ガ爲ニ戰時中ニ於テ戰時罹災土地物件令ヲ制定致シマシテ、罹災者ノ住宅確保ト罹災地ノ借地關係ノ調整ヲ圖ツテ參ツタノデアリマスルガ、此ノ戰時罹災土地物件令ハ、戰時中ニ於ケル臨時應急ノ立法デアルバカリデナク、其ノ根據法デアリマスル戰時緊急措置法ハ、曩ノ議會ニ於キマシテ廢止セラレタノデアリマスルカラ、之ニ伴フ善後措置ヲ講ズルノ必要ガアルノデアリマス、尙ホ又

借家條件ヲ適正ナラシメル途ヲ講ズルコト等、罹災都市ニ於ケル借地借家ノ整理關係ニ付テ、其ノ調整ヲ圖ツテ參ツタ次第デアリマス、以上本案提出ノ理由ノ概要ヲ御說明申上ゲタノデアリマスガ、何卒愼重御審議ノ上速カニ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長（植員詮三君）　質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス――石原圓吉君

〔石原圓吉君登壇〕

○石原圓吉君　只今御上程ニナリマシタ罹災都市借地借家臨時處理法案ニ付キ、日本自由黨ヲ代表シ茲ニ以下ノ諸點ニ付テ質問ヲ試ミタイト思ヒマス

本案提出ノ理由御說明ニ依レバ、罹災者ノ保護、都市復興ノ促進等ノ爲ト承リタシマスガ、私ハ本問題ノ提出遲キニ失シタコトヲ遺憾トスルモノデアリマス、少クモ戰時緊急措置令ノ撤廢ト同時ニ御提案ナサルベキモノデナカツタカト思フノデアリマス、百二十餘ノ壞滅都市、二百四十餘萬戶ノ罹災住宅、一千數百萬人ノ罹災者ハ、酷寒ノ冬ニ家ヲ求メ、炎熱ノ夏ニ食ヲ求メテ苦シンデ居ルノデアリマス、此ノ罹災者ヲ救ヘノ聲ハ街ニ滿チテ居リマス、是ガ保護ヲ一歩誤ランカ、國家ノ重大事デアルノデアリマス、故ニ本案ノ如キハ終戰直後ニ於テ、而モ血ト涙ノ溫カキ心ヲ以テ立案シテ、罹災大衆ニ安住ノ地ヲ與ヘ、悉ク其ノ所ヲ得セシメテ、以テ生活ノ安定、勤勞意欲ノ昂揚ヲ圖リ、都市復興ニ邁進スルノ途ヲ與フベク、爲政者ハ深キ考慮ヲ拂フベキデアルト思フノデアリマス、然ルニ民主日本ヲ再建スベク我々ガ再出發致シマシテヨリ早ヤ一年ヲ經過致シタノデアリマス、今頃此ノ臨時處理法案ノ提出ヲ見ルガ如キハ、巧遲モ必要デアリマセウガ、斯ク遲キニ失スルコトハ其ノ影響スル所大ナルモノガアリマシテ、罹災者ニ對シ洵ニ申譯ナイ次第ト存ズルモノデアリマス、其ノ影響ノ一ツト致シマシテハ、罹災者ガ疎開ヲシ、避難ヲシテ居ル間ニ、空巢狙ヒノヤウニ飛込ンデ來タ者ガ其ノ土地ヲ借リ、家ヲ借リテ、サウシテ平然トシテ住マツテ居ル、本當ノ罹災者ハ、家ナク土地ナク、困難ヲ凌イデ居ルト云フノガ現在ノ實情デアルト思フノデアリマス、以上ニ對スル關係大臣ノ御所見ヲ伺ヒタイノデアリマス

第二ハ小サイ問題デアリマスルケレドモ、影響スル所大デアリマスルカラ、案ノ內容ノ一部ヲ茲ニ質疑致シタイノデアリマス、土地所有權ニハ期限モ附セズシテ借地權ヲ其ノ賃借人ヨリ取上ゲル權利ヲ附與シ、又新聞紙ノ足ノ現在ニ於テ、一片ノ新聞廣告ニ依ツテ借地權者ヲ周知スルモノト看做シタルガ如キ、又現在ノ如ク郵便物ノ遲配甚ダシク、且ツ交通不便ナル時、短期間內ニ意思表示ヲ强要セラルヽガ如キハ、土地所有者ヲ保護シ、借地權者、一般大衆ヲ保護セザルガ如ク見受ケラルヽノデアリマスルガ、是レ亦御所見ヲ承リタイト存ズルノデアリマス

第三ハ重大ナル役目ヲ有スル鑑定委員ヲ裁判所ガ指定シタリ、同委員會ノ評議ヲ祕密ニ付スルガ如キハ反民主主義ト思ハルヽガ、御所見ハ如何デアリマセウカ

第四ハ借地權ノ存續期間並ニ殘存期間ヲモ、共ニ實情ニ適不適ヲ考慮致シマセズ、機械的ニ十年ト規定シタルハ如何ナル御所存デアリマセウカ、是レ亦御伺ヒヲスル點デアリマス

第五ハ、敗戰後ニ於テ我ガ國ハ財閥ノ解體、大地主ノ分解等、民主主義實現ノ爲メ必要ナル凡ユル方途ガ講ゼラレテ居ルノデアルガ、一方巨大地主的存在ナル住宅、土地ヲ抱ヘタ大地主的存在ヲ以テ借地權ノ設定ナリ、或ハ借地權ノ讓渡ナリヲ請求スルコトガ出來ルコトニナツテ居リマス、要スルニ一箇年、是ハ或ハ考ヘ方ニ依ツテ短キニ失スルカトモ思ハレマスルガ、今日復興ノ非常ニ急ガレテ居ル際ニ一箇年ノ餘裕ヲ與ヘマスルト、此ノ間ニ於テ大體ノ整理ハ付クノデヤナカラウカ、斯ウ政府デハ考ヘタノデアリマス、左樣御承知ヲ願ヒタウゴザイマス

ソレカラ第三ノ十年ノ期間ハ甚ダ短キニ失シハシナイカト云フ御質問デアリマス、是モ一應御尤モデアリマス

〔議長退席、副議長著席〕

併シ此ノ十年ハ今日ノ罹災都市ニ建テマスル建物ノ色々ナ樣子カラ考ヘマシテ、先ヅ十年ヲ認メレバ相當デヤナカラウカト考ヘテ居ルノデアリマス、コヽデ一ツ御考ヘヲ願ヒタイノハ、此ノ十年ト云フノハ、其ノ十年ガ來レバ建物ヲ撤去サセルト云フ意味デハ毛頭ナイノデアリマス、勿論十年ノ間ニ建物ガ腐朽致シマシテ、所謂消滅致シマスルト、借地權ハ自ラ消滅スルノデアリマスルガ、依然トシテ其ノ家ガ使ヒ得ル狀態デアリマスルト、借地法ニ返リマシテ、借地法ノ第四條ノ適用ヲ受ケマシテ、更ニ其ノ期間ヲ更新シ得ルコトニナツテ居ルノデアリマス、此ノ點カラ十分保護ヲ受ケル次第デアリマス

ソレカラ第五點ノ鑑定委員會ノ規定デアリマスルガ、此ノ鑑定委員會ハ、御承知ノ通リ民間カラ其ノ方面ノ知識經驗ノアル人ヲ集メタイト云フ意向ヲ政府デハ持ツテ居ルノデアリマス、唯誰デモ宜イト云フ譯デハ毛頭ナイノデアリマス、或ハ借家主、借地主、斯ウ云フ中デモ經驗者ガアレバ、當局ト致シマシテハ戴キタイト思ツテ居リマス、尙ホ當事者ガ此ノ人ナラバ宜イト、オ互ヒニ同意ヲ以テ選ハレタ人デアレバ、此ノ人ヲ鑑定委員ト致スコトニナツテ居ルノデアリマス、要ハ適正ナ運用ヲ致シタイ、サウシテ借地關係ノ調整ヲ圖ツテ行キタイト云フ趣旨デアリマス、尙ホ此ノ委員會ノ決定ハ、決シテ裁判所ヲ拘束スルモノデハナイノデアリマス、裁判所ノ參考ニ供スルノデアリマス、裁判所ハ其ノ獨自ノ見解ニ基キマシテ、公正妥當ト信ズル所ニ依ツテ總テノ關係ヲ調整シテ行クノデアリマス

尙ホ一言附加致シタイノハ、必ズシモ是ハ裁判ニ訴ヘルベキモノデハアリマセヌ、御承知ノ通リ裁判所デハ調停ヲ今活用致シテ居ルノデアリマス、其ノ調停ヲ利用致シマシテ總テノ借地關係ノ調整ヲ圖ツテ行ケバ、十分ナル運營ヲ圖リ得ルモノト信ジテ疑ハナイノデアリマス、左樣ドウゾ御承知ヲ願ヒマス

〔副議長退席、議長著席〕

○議長（植員詮三君）　武藤運十郎君

〔武藤運十郎君登壇〕

○武藤運十郎君　今次戰爭ニ於ケル爆撃ハ甚ダ苛烈ヲ極メルモノデアリマシテ、先程來御話ノアリマシタ通リ全國ニ於ケル罹災都市ハ百十九、罹災家屋ハ二百四十六萬、罹災人口ハ實ニ一千萬人ニ及ブノデアリマス、本案ハ斯樣ニ大勢ノ、廣範圍ニ亘ル人民ノ住居ニ關スル運命ヲ左右スルモノデアリマスルガ、就中其ノ大多數ガ勤勞大衆デアリマスルト、我ガ日本社會黨トシマシテハ、本案ニ對シテ勤勞大衆ノ立場カラ十分ナル檢討ヲ加ヘナケレバナラナイト思フノデアリマス、私事ト申上ゲマシテ洵ニ恐縮デアリマスガ、私モ罹災者デアリマス、家ヲ燒カレ、衣類ヲ燒カレ、家財道具ヲ燒カレマシテ、身ヲ以テ罹災者ノ苦シミヲ痛切ニ感ジテ居ル者ノ一人デアリマス、併シナガラ私ノ本日ノ質問ハ勿論私一個ノ質問デハアリマセヌ、全國一千萬人ノ、人間トシテ住ムニ家ナキ慘憺タル罹災者ノ眞劍ナル叫ビデアリマス、關係當局ニ於カレマシテハ、本當ニ一千萬人ノ罹災者ノ身ニナリマシテ、眞劍ナル御答辯ヲ煩ハシタイト思フ次第デアリマス（拍手）

先ヅ第一ニ御伺ヒシタイコトハ、此ノ法律ノ立法精神ハ何處ニアルカト云フコトデアリマス、即チ本法ハ眞ニ居住者ノ生活ト利益トヲ擁護スル爲ニ作タレルモノデアルカ、ソレトモ錯綜シタ罹災都市ニ於ケル借地、借家關係ヲ簡單ニ片付ケルコトニ依ツテ、土地所有者ノ利益ヲ擁護セントスルモノデアルカ、是デアリマス、連日連夜ノアノ苛烈ナル爆撃下ニ身ヲ挺シテ、最後マデ都市ヲ護ラントシタ者、マダ煙ノ出テ居ル焦土ニ立ツテ、「スコップ」ヲ振ツテ雄々シクモ復興ニ著手シタ者、苦心慘憺シテ燒跡ニ「バラック」ヲ建テタ者ソレ等ハ何レモ勤勞大衆ト居住者デハアリマセヌカ、洵ニ居住者コソハ罹災土地復舊ノ最大ノ功勞者デアリ、隨テ土地ニ對シテ最大ノ發言權ヲ有スル權利者デアルト言ハナケレバナリマセヌ（拍手）果シテ然ラバ本法ハ先ヅ第一ニ居住者ノ生活ト利益トヲ中心トシテ規定サレナケレバナラナイコトハ、私ノ申上ゲルマデモナイ所デアリマスケレドモ、此ノ點ニ關スル當局ノ御考ヘハ如何デアリマセウカ、幸ヒニシテ木

○國務大臣（木村篤太郎君）　只今ノ御質問中、私ノ關係シテ居リマス事項ニ付テ御答ヘ申上ゲマス

先ヅ第一ニ本法案ハモツト早ク提案スベキデナカツタラウカト云フ御質問デアリマス、一應御尤モノヤウニ承ルノデアリマス、御承知ノ通リ戰時罹災土地物件令ト云フモノガアルノデアリマシテ、現ニ此ノ法令ハ生キテ居ルノデアリマスルト、此ノ法令ハ御承知ノ通リ今年ノ九月三十日ヲ以テ廢止ニナルノデアリマス、之ニ對應スベキ法案トシテ、今日御審議ヲ願ハントスル罹災都市借地借家臨時處理法ガアルノデアリマシテ、是ガソレニ代ルベキモノナノデアリマス、遲キニ失スルト云フ御質問ハ洵ニ其ノヤウデアリマスルガ、其ノ法令ニ依ツテ處理サレルノデアリマスルカラ、別段不都合ハナイト存ズル次第デアリマス

ソレカラ第二點ノ借地權者ガ疎開シテ居ツテ、サウシテ其ノ行キ先ガ分ラヌ、ソレニ付テ一片ノ公告其ノ他デハ甚ダシク借地權者ノ利害ヲ無視スルノデヤナイカト云フ御質問デアリマス、是ハ一應御尤モト存ジマス、併シナガラ此ノ法案ニ於キマシテハ非常ニ借地權者、殊ニ借家人、所謂家ヲ借リテ住ンデ居ツタ現實ノ使用者デアリマス其ノ人達ヲ保護スル爲ニ重點ヲ置イテ居リマス、此ノ人達ハ殊ニ一箇年ノ餘裕ヲ以テ借地權ノ設定ナリ、或ハ借地權ノ讓渡ナリヲ請求スルコトガ出來ルコトニナツテ居リマス、要スルニ一箇年、是ハ或ハ考ヘ方ニ依ツテ短キニ失スルカトモ思ハレマスルガ、今日復興ノ非常ニ急ガレテ居ル際ニ一箇年ノ餘裕ヲ與ヘマスルト、此ノ間ニ於テ大體ノ整理ハ付クノデヤナカラウカ、斯ウ政府デハ考ヘタノデアリマス、左樣御承知ヲ願ヒタウゴザイマス

ソレカラ第三ノ十年ノ期間ハ甚ダ短キニ失シハシナイカト云フ御質問デアリマス、是モ一應御尤モデアリマス

〔議長退席、副議長著席〕

併シ此ノ十年ハ今日ノ罹災都市ニ建テマスル建物ノ色々ナ樣子カラ考ヘマシテ、先ヅ十年ヲ認メレバ相當デヤナカラウカト考ヘテ居ルノデアリマス、コヽデ一ツ御考ヘヲ願ヒタイノハ、此ノ十年ト云フノハ、其ノ十年ガ來レバ建物ヲ撤去サセルト云フ意味デハ毛頭ナイノデアリマス、勿論十年ノ間ニ建物ガ腐朽致シマシテ、所謂消滅致シマスルト、借地權ハ自ラ消滅スルノデアリマスルガ、依然トシテ其ノ家ガ使ヒ得ル狀態デアリマスルト、借地法ニ返リマシテ、借地法ノ第四條ノ適用ヲ受ケマシテ、更ニ其ノ期間ヲ更新シ得ルコトニナツテ居ルノデアリマス、此ノ點カラ十分保護ヲ受ケル次第デアリマス

ソレカラ第五點ノ鑑定委員會ノ規定デアリマスルガ、此ノ鑑定委員會ハ、御承知ノ通リ民間カラ其ノ方面ノ知識經驗ノアル人ヲ集メタイト云フ意向ヲ政府デハ持ツテ居ルノデアリマス、唯誰デモ宜イト云フ譯デハ毛頭ナイノデアリマス、或ハ借家主、借地主、斯ウ云フ中デモ經驗者ガアレバ、當局ト致シマシテハ戴キタイト思ツテ居リマス、尙ホ當事者ガ此ノ人ナラバ宜イト、オ互ヒニ同意ヲ以テ選ハレタ人デアレバ、此ノ人ヲ鑑定委員ト致スコトニナツテ居ルノデアリマス、要ハ適正ナ運用ヲ致シタイ、サウシテ借地關係ノ調整ヲ圖ツテ行キタイト云フ趣旨デアリマス、尙ホ此ノ委員會ノ決定ハ、決シテ裁判所ヲ拘束スルモノデハナイノデアリマス、裁判所ノ參考ニ供スルノデアリマス、裁判所ハ其ノ獨自ノ見解ニ基キマシテ、公正妥當ト信ズル所ニ依ツテ總テノ關係ヲ調整シテ行クノデアリマス

尙ホ一言附加致シタイノハ、必ズシモ是ハ裁判ニ訴ヘルベキモノデハアリマセヌ、御承知ノ通リ裁判所デハ調停ヲ今活用致シテ居ルノデアリマス、其ノ調停ヲ利用致シマシテ總テノ借地關係ノ調整ヲ圖ツテ行ケバ、十分ナル運營ヲ圖リ得ルモノト信ジテ疑ハナイノデアリマス、左樣ドウゾ御承知ヲ願ヒマス

〔副議長退席、議長著席〕

○議長（植員詮三君）　武藤運十郎君

〔武藤運十郎君登壇〕

○武藤運十郎君　今次戰爭ニ於ケル爆撃ハ甚ダ苛烈ヲ極メルモノデアリマシテ、先程來御話ノアリマシタ通リ全國ニ於ケル罹災都市ハ百十九、罹災家屋ハ二百四十六萬、罹災人口ハ實ニ一千萬人ニ及ブノデアリマス、本案ハ斯樣ニ大勢ノ、廣範圍ニ亘ル人民ノ住居ニ關スル運命ヲ左右スルモノデアリマスルガ、就中其ノ大多數ガ勤勞大衆デアリマスルト、我ガ日本社會黨トシマシテハ、本案ニ對シテ勤勞大衆ノ立場カラ十分ナル檢討ヲ加ヘナケレバナラナイト思フノデアリマス、私事ト申上ゲマシテ洵ニ恐縮デアリマスガ、私モ罹災者デアリマス、家ヲ燒カレ、衣類ヲ燒カレ、家財道具ヲ燒カレマシテ、身ヲ以テ罹災者ノ苦シミヲ痛切ニ感ジテ居ル者ノ一人デアリマス、併シナガラ私ノ本日ノ質問ハ勿論私一個ノ質問デハアリマセヌ、全國一千萬人ノ、人間トシテ住ムニ家ナキ慘憺タル罹災者ノ眞劍ナル叫ビデアリマス、關係當局ニ於カレマシテハ、本當ニ一千萬人ノ罹災者ノ身ニナリマシテ、眞劍ナル御答辯ヲ煩ハシタイト思フ次第デアリマス（拍手）

先ヅ第一ニ御伺ヒシタイコトハ、此ノ法律ノ立法精神ハ何處ニアルカト云フコトデアリマス、即チ本法ハ眞ニ居住者ノ生活ト利益トヲ擁護スル爲ニ作タレルモノデアルカ、ソレトモ錯綜シタ罹災都市ニ於ケル借地、借家關係ヲ簡單ニ片付ケルコトニ依ツテ、土地所有者ノ利益ヲ擁護セントスルモノデアルカ、是デアリマス、連日連夜ノアノ苛烈ナル爆撃下ニ身ヲ挺シテ、最後マデ都市ヲ護ラントシタ者、マダ煙ノ出テ居ル焦土ニ立ツテ、「スコップ」ヲ振ツテ雄々シクモ復興ニ著手シタ者、苦心慘憺シテ燒跡ニ「バラック」ヲ建テタ者ソレ等ハ何レモ勤勞大衆ト居住者デハアリマセヌカ、洵ニ居住者コソハ罹災土地復舊ノ最大ノ功勞者デアリ、隨テ土地ニ對シテ最大ノ發言權ヲ有スル權利者デアルト言ハナケレバナリマセヌ（拍手）果シテ然ラバ本法ハ先ヅ第一ニ居住者ノ生活ト利益トヲ中心トシテ規定サレナケレバナラナイコトハ、私ノ申上ゲルマデモナイ所デアリマスケレドモ、此ノ點ニ關スル當局ノ御考ヘハ如何デアリマセウカ、幸ヒニシテ木

村司法大臣ハ生粋ノ法律家デアリマスカラ、私ハ此ノ機會ニ於キマシテ、借主、家主、借地、借家人トノ法律關係、即チ之ヲ法律的ニ申シマスナラバ、不動産所有權ト不動産利用權トノ關係ニ付テ、大臣ノ根本的ナル信念ヲ承リタイト存ズルノデアリマス（拍手）

私ノ信ズル所ニ依リマスレバ、不動産所有權ノ絶對性ト云フコトハ今ヤ許サレナイ所デアリマシテ、不動産所有權ハ不動産利用權ノ前ニ重大ナル讓歩ヲシナケレバナラナイ、換言シマスレバ、不動産利用權ノ強化及ビ優位性ハ洵ニ歴史ノ必然デアリ、之ヲ世界的ナ傾向ト言ハナケレバナリマセヌ（拍手）此ノコトハ必ズシモ社會主義社會ニ於テ然ルノミデナク、修正期ニアル資本主義社會ニ於キマシテモ亦同樣ナコトガ言ヒ得ラレルノデアリマス、斯カル基本的觀點ニ立チマシテ、我々ハ今後借地借家關係ヲ解釋シテ宜イカドウカ、此ノ點ニ關スル木村司法大臣ノ明確ナル御答辯ヲ煩ハシタイト思フノモノデアリマス（拍手）

第二ニ御伺ヒシタイコトハ、政府ハ此ノ際大中都市ニ於ケル宅地及ビ住宅ノ強力ナル國家管理ヲ斷行スル意思ハナイカト云フコトデアリマス、都市ニ於キマシテハ、御承知ノ通リ大都市ニナレバナル程、借地借家ノ關係ガ多イノデアリマス、元來宅地、住宅ノ如キハ、投資又ハ投機ノ目的、即チ營利ノ目的ニ供セラルベキモノデハナイノデアリマシテ、從來是ガ資本主義的ナ投機又ハ投資ノ目的ニ供セラレテ居リマシタ所ニ、勤勞大衆ノ斷エザル住居不安定ノ根本的ナ原因ガアツタノデアリマス、而シテ此ノ住居ノ不安定ヲ根本的ニ除去スル爲ニハ、ドウシテモ先ヅ大中都市及ビ其ノ附近町村ニ於ケル宅地ト住宅ノ強力ナル國家管理ヲ斷行スルヨリ外ニ途ハナイノデアリマシテ、敗戰下物資ノ極度ニ缺乏セル我ガ國ニ於キマシテハ、此ノ根本問題ヲ解決シナイ限リ、如何ナル計畫ヲ立テマシテモ決シテ住宅問題ハ解決スルモノデハナイノデアリマス、政府ハ住宅ニ關シテ居ナイノデアリマス、是ニ於キマシテハ、昨年十一月中ニ住宅緊急措置令ヲ出シマシテ、遊休大邸宅ノ開放ニ著手シタノデアリマス、併シナガラ最モ大邸宅ノ多イ東京ニ於キマシテ、既ニ實施以來半年ヲ經過シタ今日ニ於キマシテ、豫想ノ二千戸ニ對シマシテ未ダ十分ノ一ニモ滿タナイト云フ有樣デハアリマセヌカ、地方ノ各都市ニ於キマシテモ略ミ同樣ナコトガ言ヒ得ルノデアリマス、是ニ於キマシテ政府ハ更ニ之ヲ強化シ、一般大邸宅ハ申スニ及バズ、軍需會社ノ寮、寄宿舍、燒「ビル」等、廣範圍ニ亙ツテ强權ヲ發動スルノ勿論、大中都市ノ建物ニ對シマシテモ全面的ナ國家管理ノ斷行スル意思ハナイカドウカ、殊ニ罹災都市ノ宅地ニ對スル國家管理ハ、多數ノ都市ガ燒野原ニナツテ居ル現在ガ最モ好イ機會デアリマシテ、私ハ此ノ好機ヲ逸シマシタナラバ永久ニ之ヲ實現スル機會ガナイノデハナイカト考ヘルノデアリマス（拍手）此ノ點ニ付キマシテ當局ノ確乎タル御意見ヲ承リタイト存ジマス

第三ニ御伺ヒシタイコトハ、政府ハ本法上ノ借地借家ノ紛爭ニ付キマシテ、民主的ナル特別ノ調停又ハ裁判機關ヲ設ケル意思ハナイカト云フコトデアリマス、宅地又ハ住宅ノ强力ナル國家管理ヲ斷行シナイ限リ、罹災都市ニ於キマシテハ、今後數年間或ハ十數年間ニ亙リマシテ、無數ノ、極メテ深刻ナル借地借家紛爭ガ起ルコトヲ豫想セラレルノデアリマス、又現ニ起リツツアリマス、斯カル紛爭ニ付キマシテハ、非訟事件手續法ニ依ツテ簡易迅速ニ裁判スルト云フノデアリマスケレドモ、從來私共ノ經驗スル所ニ依リマスルト、祕密主義、職權主義ノ封建的ナ非訟事件手續法ニ依リマシテハ、簡易迅速ノ名ニ於キマシテ、居住者、借主ハ當ニ正當ナル主張ヤ證據ヲ制限セラレ、結局居住者、借主ノ不利益ニ歸スルノガ例デアリマス、事ニノアル地代、家賃ノ額、建物ノ買取價格等ヲ評價致シマシタ際ニ於キマシテモ、先程來御話ノアリマシタ鑑定委員會ト云フモノハ、只今司法大臣ハ經驗者ヲ入レルト言ツテ居ラレマスケレドモ、從來多クハ地主、家主又ハ官吏、軍人ノ古手デアリマシテ、居住者、借主ハ殆ド之ニ加ハラレテ居ナイノデアリマス、是ニ於キマシテハ、政府ガ本法上ノ紛爭ニ付キマシテハ、民主的ナ特別ノ調停又ハ裁判機關ヲ設ケテ、居住者、借主ノ居住權ヲ十分ニ保護スルト同時ニ、鑑定委員ニハ居住者、借主ヲ多量ニ選任參加サセル必要ガアルト思フノデアリマスガ、此ノ點ニ關スル木村司法大臣ノ御意見ヲ伺ヒタイノデアリマス

第四ニ伺ヒタイコトハ、本法ト復興計畫トノ關聯ニ付テデアリマス、先程モ色々御話ガアツタヤウデアリマスケレドモ、木村司法大臣ノ御說明ノ通リ、本法ノ目的ハ罹災都市ノ借地借家關係ヲ整理スルト同時ニ、之ニ依リマシテ罹災都市ノ速カナル復興ヲ圖ラントスルニアルノデアリマス、然ルニ罹災以來既ニ一年以上ヲ經過シテ居ルニ拘ラズ、復興計畫ハ遲々トシテ進捗シテ居ナイノデハアリマセヌカ、是ガ爲ニ罹災都市ノ復興ガ著シク阻碍サレテ居リマスコトハ爭フベカラザル事實デアリマス、私ノ考ヘル所ニ依リマスレバ、罹災都市ノ復興ハ先ヅ住宅ノ建設カラデアリマス、住宅建築ノ基礎ヲナス所ノ區劃整理ノ實施準備ハ、現在果シテ如何ナル程度マデ進捗シテ居ルカ、先ヅ之ヲ伺ヒタイノデアリマス

次ニ當局ハ、今當局ノ認メル建築資金一億圓デ本當ニ家ガ建ツト御考ヘデアリマスカドウカ、坪當リ三千圓乃至五千圓ハ間違ヒナク掛ルノデアリマスカラ、例ヘバ十坪ノ家デモ優ニ四、五萬圓ヲ要スルノデアリマス、此ノ際政府ハ此ノ建築資金ニ付テハ相當額マデ罹災者ノ封鎖預金又ハ特殊預金ヲ解除スル意思ハナイカドウカ、是ハ大藏大臣ニ伺ヒタイト思フノデアリマス、然ルニ新聞紙ノ傳フル所ニ依リマスレバ、政府ハ我々ノ豫テ唱ヘテ居リマス軍需補償打切リノ道連レト致シマシテ、一般罹災者ノ特殊預金ヲモ此ノ際打切ラントシテ居ルカノヤウデアリマス、若シ斯樣ナコトガ事實デアルト致シマスナラバ、一千萬罹災者ニ取リマシテハ洵ニ青天ノ霹靂デアリ、由々シキ大事デアルト申サネバナリマセヌ、家ヲ燒カレ、衣類ヲ燒カレ、家財道具ヲ燒カレテ丸裸トナツタ罹災者ニ取リマシテハ、特殊預金コソハ之ニ代ルベキ唯一ノ財産デアリ、生活ト住宅ノ復興資金デアケレバナリマセヌ、若シ是ガ燒ケナイ者ニ對スル財産課稅ト關係ナク打切ラレルト致シマスナラバ、罹災者ニ對シテハ洵ニ不公平ナル十割課稅ニ此ノ法案ハ決シテ地主ナドヲ保護シヨウト云フ目的デ出來タモノデナイト云フコトヲ此處ニ明言シル次第デゴザイマス（拍手）

第二ニ所有權ト借地權トノ關係如何ノ點デアリマス、御承知ノ通リ御審議ニナツテ居リマスル戰法草案ニ依リマスルト、私有財産ハ認メラレテ居ルノデアリマス、併シナガラ此ノ財産權ノ運用ニ致シマシテモ、公共ノ福祉ノ之ニ合フヤウニ使用シナケレバイカヌト云フ明文ガ設ケラレテ居ルノデアリマス、要スルニ所有權モ無制限ニ之ヲ行使スルコトハ出來ナイノデアリマス、公共ノ福祉ニ合フヤウニ之ヲ使用シナケレバ相成ラヌコトニナツテ居ルノデアリマス、ソコデ借地權ト所有權トノ優位ノ問題デアリマスルガ、是ハ一概ニ申スコトハ出來マセヌガ、私ノ見所ニ於キマシテハ、借地權ガ優先的ニ保護サルベキモノデアルト信ジテ居リマス、現ニ其ノ方向ニ向ヒツツアルコトハ、此ノ御審議ヲ願ハントスル法案ニ於テモ十分ニ其ノ一端ガ現レテ居ルノデアリマス、ドウゾ左樣ニ御承知願ヒタウゴザイマス

ソレカラ第三ニ此ノ借地關係ヲ處理スルニ付テ一段ノ考慮ヲ要スル、ソレニ付テハ特別ノ裁判機關ヲ設ケテハ如何カト云フコトデアリマス、是モ一應御尤モノ御考ヘデアリマス、併シナガラ政府ト致シマシテハ、此ノ法案處理ニ付キマシテ十分ノ考慮ヲ只今拂ツテ居ルノデアリマス、司法省ニ於テハ此ノ借地關係、借家關係ニ付テ最モ重點ヲ置キマシテ、優秀ナ裁判官ヲ此ノ方ニ當ラセントシテ居ルノデアリマス、而モ御承知ノ通リ此ノ法案ニ依リマスルト、鑑定委員會ト云フモノヲ設ケラレテ居ルノデアリマス、只今武藤君ノ御說ニ依リマスルト、此ノ鑑定委員會ノ委員ニ如何ハシイモノガアツテハ相成ラヌ、要スルニ是マデノモノハ或ハ地主、家主其ノ他官僚ノ古手ヲ持ツテ來タ、斯ウ云フモノニ當ラセルコトガ罹災ニ依ツテ一番不幸ナ境遇ニ陷ツタ人デアリマス、此ノ人々ヲ先ヅ第一ニ救ヒ上ゲヨウトスルノガ本法案第一條ノ規定デアリマシテ、以下三條ニモソレヲ讀ツテ居ルノデアリマス、要スルニ此ノ法案ハ決シテ地主ナドヲ保護シヨウト云フ目的デ出來タモノデナイト云フコトヲ此處ニ明言シル次第デゴザイマス（拍手）

○國務大臣（木村篤太郎君）　只今ノ御質問ニ對シテ御答ヘ致シマス、先ヅ第一ニ此ノ法案ノ目的トスルガ所ハ何カト云フ御質問デアリマスルガ、先般私ガ申上ゲマシタ通リ、此ノ法案ハ罹災都市ニ於ケル借地借家ノ調整ヲ圖ルコトヲ主眼トシテ居ルノデアリマス、併シナガラ此ノ法案ニ依ツテ第一ニ何人ガ保護サレルカト云フコトニナリマスルト、只今武藤君ノ御心配ニナツテ居リマスル所謂借家人、住居者デアリマス、此ノ人々ハ今申サレマシタ通リ、

ハイカナイト云フ御說デアリマス、私ハ是ハ御尤モデアルト信ジマス、隨ヒマシテ此ノ法案實施ノ曉ニ於テ構成サルベキ鑑定委員會ノ組織ニ付テハ、當局ト致シマシテ十二分ノ考慮ヲ拂ヒマス（拍手）又從來、武藤君ノ御專門デアリマスルガ、調査委員、之モ私モ實際ノ方面カラ寛ヒ知ツテ居ルノデアリマスガ、隨分弊害ガアリマシテ、其ノ委員ノ選定ニ付テ幾多考慮スベキ點ガアル、從來ノサウ云フ悪イ點ハ私ハ十二分ニ改メテ行キタイト存ジテ居リマス（拍手）而シテ十二分ニ民意ヲ尊重致シマシテ、借家主或ハ借地權者ト云フ方面デ十分ノ保護ヲ圖ツテ行キタイト存ズルノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス（拍手）

〔國務大臣（石橋湛山君）登壇〕

○國務大臣（石橋湛山君）　只今ノ御質問中、一萬圓ノ家ガ建ツカト云フヤウナ御言葉ガアリマシタガ、我々モ一萬圓デ家ガ建ツカト思ツテ居リマセヌ、併シガラ此ノ特殊預金ノ問題ハ、種々ナル關係ガアリマシテ、只今自由ニ之ヲ引出スコトヲ許ス譯ニ行カナイコトニナツテ居リマス、尚ホ是ハ目下研究シ、近イ内ニ解決致ス筈ニナツテ居リマス、所謂補償問題ノ解決ト同時ニ此ノ問題モ解決致ス譯デアリマス、此ノ補償問題ニ付テハ今武藤君ノ御質問中ニモチラリトヤウニ、之ヲ直グ打切レト云フ御議論ガ大イナル影響ヲナシテ居リマス、私共ハ出來ルダケ之ニ付テ多クノ方々ガ後デ出來ルダケ御困リニナラヌヤウニ、是ハオ互ヒノ問題デアリマスカラ、大イニ其ノ解決ニ努力シテ居ル次第デアリマスカラ、十分ニ御滿足ノ行クヤウナ解決トハ申セヌカモ知レマセヌガ、近ク其ノ點ニ於テハ問題ガハツキリ致シマス、唯金額ニ付テハ申上ゲル時期ニナツテ居リマセヌカラ暫ク御猶豫ヲ願ヒマス（拍手）

〔政府委員（阿部美樹志君）登壇〕

○政府委員（阿部美樹志君）　只今ノ御質問第四ニ對シマシテ御答ヘヲ致シマス、戰災地ノ復興ガ極メテ遲々タルモノガアルデハナイカト云フ仰セデゴザイマスガ、當局ト致シマシテハ計畫ノ決定ガ遲レマシテ、復興ヲ阻害スルコトノナイヤウニ鋭意地方廳ヲ督勵致シマシテ、計畫立案ニ專念シテ參リマシテ、既ニ其ノ大半――都市計畫ニ付キマシテハ五十七都市、區劃整理ニ付キマシテハ四十三、既ニ官報ニ告示ニナツテ居リマス、此ノヤウナ次第デアリマシテ、其ノ他ノ都市ニ付キマシテモ只今手續中デアリマシテ、殘ル部分ハ洵ニ僅少ニナツテ居リマス、何卒此ノ點御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス、復興事業ハ單ニ計畫ノミデハ出來マセヌデ、資金、勞務、物資ナド各段ノ需要ヲ必要ト致シマス關係上、其ノ計畫立案ノ際豫メ關係當局ト十分ナ連絡ヲ取ツテ、出來得ル限リノ努力ヲ今日マデ盡シテ參リマシタ次第デアリマスガ、各位ニ於カレマシテモ何卒特別ナ御支援ヲ賜ハリマシテ、一日モ速カナル復興ヲ企圖致シタイト存ズル次第デゴザイマス、此ノ點特ニ御願ヒ致シテ置キマス

次ニ住宅營團ノ問題デアリマスガ、御指摘ノヤウナ點モアリマシテ、目下鋭意其ノ調整並ニ改革ニ終始シテ居リマシテ、近ク其ノ成果ヲ見ルコトガ出來ルト思フノデアリマス、詰リ時代ノ進運ニ伴ヒマシテ適當ニ之ヲ改革シテ、運用致シテ行キタイト存ズル次第デアリマス、此ノ點御答ヘ致シマス（拍手）

○議長（樋貝詮三君）　大村内務大臣ハ關係ガ薄イカラ、御答辯ガナイト云フコトデスガ……

○武藤運十郎君　東京都ノ住宅營團ノ問題ハドウデスカ

○議長（樋貝詮三君）　ソレデハ、武藤君、一寸簡單ニ其ノ要點ヲ繰返シテ下サイ

○武藤運十郎君　自席カラ御伺ヒ致シマス――住宅計畫ニ付キマシテ、東京ニ於キマシテハ、住宅營團ト東京都トノ其ノ計畫ガ二本建ニナツテ居ルヤウニ我々ハ考ヘマスシ、其ノ爲ニ一元的ナ仕事ガ實施ノ上ニ、計畫ノ上ニ事毎ニ巧ク行ツテ居ナイヤウニ考ヘマス、其ノ點ニ付テ内務大臣ノ御考ヘヲ承リタイノデアリマス

○議長（樋貝詮三君）　内務大臣ノ御所管デナイト云フ見解ノヤウデスガ……

○武藤運十郎君　ソレデハ必ズシモ内務大臣トハ限リマセヌ、政府當局全體ニ質問シテ居ルノデアリマスカラ、御相談ヲナサイマシテ、ドナタデモ結構デスカラ、資任アル方カラ答辯ヲ戴キタイ

〔「モウ一遍質問セイ」「アンナ無責任ナ答辯ハアリハセヌ」ト呼ブ者アリ〕

○議長（樋貝詮三君）　靜粛ニ願ヒマス

〔政府委員（阿部美樹志君）登壇〕

○政府委員（阿部美樹志君）　私カラ御答ヘ致シマス、住宅建築ガ住宅營團ト東京都ノ二本建デアル爲ニ、復興ガ進マナイノデハナイカト云フヤウナ御質問ト心得マシタガ、復興院ト致シマシテハ二本建デアル爲ニ遲延シテ居ルトハ考ヘナイノデゴザイマス、計畫ヲ決メマシテ、復興院カラ住宅營團ニ對シテ何萬戸、東京都ニ對シマシテハ何萬戸ト云フ工合ニ指ヲ致シマシテ、ソレニ基キ資材勞務其ノ他ヲ勘案致シマシテ進行サシテ居ル次第デゴザイマス、隨テ二本建デアル爲ニ進行シナイト云フコトハナイト存ズルノデアリマス

○武藤運十郎君　自席カラ――大藏大臣ニモウ一遍質問ヲ致シマス、先程ノ大藏大臣ノ御答辯ハ何カ御事情ガアリマス爲ニ十分答辯ガ出來ナイト云フヤウナ御說明デアリマシタケレドモ、苟クモ重大ナ問題デアリマスカラ、モウ少シ具體的ナ御答辯ガ出來ナケレバナラナイト私ハ考ヘルノデアリマス、殊ニ一千萬人ノ罹災者ハ、太富ニ血眼ニナツテ、耳ヲ聳テテ、此ノ議會ノ成行キヲ見守ツテ居ルノデアリマス、ドウカモウ少シ眞劍ニ、出來ルダケ具體的ニ御答辯ヲ願ヒマス（拍手）ドウシテモ出來ナイト云フコトマデシカト言フノデハナイノデアリマスケレドモ、先程ノ二ツノ法案ノ御報告カラ見マシテモ、ドウモ大藏大臣ノ其ノ點ニ關スル御答辯ガハツキリシナイトカ、曖昧ダトカ云フヤウナ御報告ヲ承ツテ居ルノデアリマス、私モ只今大藏大臣ノ御答辯ヲ伺ヒマシテ感ヲ同ジクスルノデアリマス、ドウカモウ少シ具體的ニ親切ニ御答辯ヲ願ヒタイ（拍手）

〔國務大臣（石橋湛山君）登壇〕

○國務大臣（石橋湛山君）　御尋ネニ答ヘマス、特殊預金ノ引出シガ建築ノ場合ニ漸ク一萬圓ダケニ限ラレテ居ルト云フコトハ、御說明申上ゲルマデモナク御承知ダト思ヒマス、――政府トシテハ出シタイノデアリマスケレドモ、ソレハ出セナイト云フ事情デアリマスンデ、火災保險ノ問題ニ付キマシテハ、是ハ目下其ノ案ヲ立テ、居ルノデアリマシテ、數字ノ點ハマダ申上ゲラレマセヌガ、併シ小サナ保險者ニ對シテハ出來ルダケ御迷惑ノ掛ラナイヤウニ致ス積リデ、目下極力努メテ居ル次第デアリマス

○議長（樋貝詮三君）　是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選擧ニ付テ御諮リ致シマス

○山口喜久一郎君　本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長（樋貝詮三君）　山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長（樋貝詮三君）　御異議ナシト認マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ――日程第二、法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律案ノ第一讀會ヲ開キマス――石橋大藏大臣

第二　法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律案（政府提出）

第一讀會

法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律案

第一條　會社その他の法人は、他の法令又は定款にかかはらず、政府の所有する株式又は出資に對して、政府以外の者の所有する株式又は出資に對すると同一の條件を以て、利益又は剩餘金の配當又は分配をしなければならない。

第二條　政府は、他の法令又は契約にかかはらず、會社その他の法人に對し、毎事業年度における配當又は分配することができる利益又は剩餘金の額を拂込濟株金額又は出資金額に對して一定の割合に達せしめるための補給金は、これを交付しない。

前項の規定によつて補給金の交付を受けることのできない會社その他の法人について、法令、契約又は定款に特別の配當準備のための積立をすることを必要とする旨の規定があるときは、その規定は效力を失ふ。

第三條　政府又は地方公共團體は、會社その他の法人の債務については、保證契約をすることができない。但し大藏大臣の指定する會社その他の法人の債務については、この限でない

附　則

この法律は公布の日から、これを施行する。

第二條の規定は、昭和二十年四月一日以後に終了する事業年度の分から、これを適用する。

第三條第二項に規定する會社その他の法人について、この法律施行の際、現に同項に規定する配當準備の爲の積立金があるときは、その積立金は、同項に規定する法令、契約又は定款に規定する目的以外の目的にも、これを使用することができる。

〔國務大臣（石橋湛山君）登壇〕

○國務大臣（石橋湛山君）　只今議題トナリマシタ會社其ノ他ノ法人ニ對スル政府ノ財政援助ノ制限ニ關スル法律案ノ提出ノ理由ヲ御說明申上ゲマス

政府ハ從來法令ノ規定ニ依ツテ設立致シマシタ會社其ノ他ノ法人等ニ對シマシテ、法令或ハ豫算外契約ニ基ク各種ノ財政援助ヲ與ヘマシテ、以テ其ノ事業ノ遂行ヲ圓滑ナラシメ、國策ノ完遂ヲ圖ツテ參ツタノデアリマス、併シ今ヤ終戰ニ伴ヒマシテ戰後財政再建ノ必要ヲ生ジマシタノデ、其ノ一ツノ方途ト致シマシテ、此ノ財政援助ハ、之ヲ廢止或ハ制限ヲ致シマシテ、國庫負擔ノ累增ヲ防止致シタイト考ヘルノデアリマス、而シテソレト同時ニ、之ニ依シテ戰後ニ於ケル國民經濟ノ民主的再建ノ爲ニ企業ノ自主的活動ヲ促進致スコトノ一助トモ致シタイノデアリマス、是ガ此ノ法律案ヲ提出致シマシタ理由デゴザイマス

尚ホ今回ノ此ノ措置ニ關シマシテハ、聯合國軍最高司令部カラモ之ニ關スル覺書ガ參ツテ居リマスコトヲ一言申添ヘテ置キマス、以上ノ次第デアリマスカラ何卒御審議ノ上速カニ御協賛

ヲ與ヘラレンコトヲ御願ヒ致シマス（拍手）

○議長（樋貝詮三君）　本案ハ審査ヲ付託スベキ委員ノ選擧ニ付テ御諮リ致シマス

○山口喜久一郎君　本案ハ政府提出、會計法戰時特例廢止等ニ關スル法律案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長（樋貝詮三君）　山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長（樋貝詮三君）　御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ――日程第三乃至第五ハ便宜上一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長（樋貝詮三君）　御異議ナシト認メマス、日程第三、所得稅法の一部を改正する等の法律案、日程第四、臨時租稅措置法を改正する法律案、日程第五、地方稅法及び地方分與稅法の一部を改正する法律案、右三案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス――石橋大藏大臣

第三　所得稅法の一部を改正する等の法律案（政府提出）　第一讀會

第四　臨時租稅措置法を改正する法律案（政府提出）　第一讀會

第五　地方稅法及び地方分與稅法の一部を改正する法律案（政府提出）　第一讀會

――――◆――――

所得稅法の一部を改正する等の法律案

第一條　所得稅法の一部を次のやうに改正する

第五條に次の一項を加へる。

前項ノ重要物產ノ製造、採掘又ハ採取ヲ業トスル個人ガ其ノ設備ヲ增設シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ設備增設ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ增設シタル設備ニ依ル物產ノ製造、採掘又ハ採取ノ業務ヨリ生ズル所得ニ付所得稅ヲ免除ス

第十條第一項に次の一號を加へる。

第八　讓渡所得

不動產、不動產上ノ權利、船舶（製造中ノ船舶ヲ含ム）又ハ鑛業若ハ砂鑛業ニ關スル權利若ハ設備ノ讓渡ニ因ル所得但シ甲種ノ事業所得ニ屬スルモノヲ除ク

第十一條第一號を次のやうに改める。

一　削除

第十二條第一項第三號中「中法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ其ノ他」を削り、同項に次の一號を加へる。

十一　讓渡所得ハ不動產、不動產上ノ權利、船舶（製造中ノ船舶ヲ含ム）又ハ鑛業若ハ砂鑛業ニ關スル權利若ハ設備ノ讓渡ニ因ル前年中ノ總收入金額ヨリ取得價額、設備費、改良費及命令ヲ以テ定ムル讓渡ニ關スル經費ヲ控除シタル金額

同條第三項中「及臨時利得稅」を削り、同條第三項及び第四項を削り、同條第八項を次のやうに改める。

不動產、不動產上ノ權利、船舶（製造中ノ船舶ヲ含ム）又ハ鑛業若ハ砂鑛業ニ關スル權利若ハ設備ニシテ命令ヲ以テ定ムル日前ニ取得シタルモノニ付テハ命令ヲ以テ定ムル價額ニ其ノ百分ノ五ニ相當スル金額ヲ加算シタル金額ヲ以テ第一項第十一號ノ取得價額トシ同日以後ニ爲シタル設備又ハ改良ニ要シタル費用ノミヲ以テ同號ノ設備費又ハ改良費トス

第一項第十一號及前項ノ規定ノ適用ニ付テハ相續、贈與又ハ遺贈ニ因リ取得シタルモノハ相續人、受贈者又ハ受遺者ガ引續キ之ヲ有シタルモノト看做シ讓渡後相續ノ開始アリタル場合ニ於テハ被相續人ノ爲シタル讓渡ハ之ヲ相續人ノ爲シタル讓渡ト看做ス

第一項及前二項ニ定ムルモノノ外讓渡所得ノ計算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條ノ三　讓渡所得ニ付テハ其ノ所得ヨリ五千圓ヲ控除ス

第二十一條第一項を次のやうに改める。

分類所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

第一　不動產所得　百分ノ三十

第二　配當利子所得　百分ノ三十

第三　事業所得

甲種及乙種　百分ノ二十五

丙種　百分ノ二十

第四　動勞所得　百分ノ二十

第五　山林ノ所得

所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

六千圓以下ノ金額　百分ノ二十

六千圓ヲ超ユル金額　百分ノ二十五

一萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ三十

二萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ四十

四萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ五十五

十萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ七十

第六　退職所得

所得金額ヲ支拂者ノ單ル毎ニ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

三萬圓以下ノ金額　百分ノ二十

三萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ三十五

十萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ五十

十萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ六十五

第七　清算取引所得

所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

一萬圓以下ノ金額　百分ノ十

一萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ二十

五萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ四十

第八　讓渡所得

所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

十萬圓以下ノ金額　百分ノ三十

十萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ五十

三十萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ七十

同條第二項中「百分ノ二十三ハ之ヲ百分ノ二十七」を「百分ノ三十ハ之ヲ百分ノ二十五」に改め、同條第三項乃至第五項を削り、同條第六項中「百分ノ二十一ハ之ヲ百分ノ十八」を「百分ノ二十五ハ之ヲ百分ノ二十」に改め、同條第七項中「第二項、第二項又ハ前項」を「前三項」に改める。

第二十二條第一項を次のやうに改める。

第一條ノ規定ニ該當セザル個人又ハ本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ノ甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ハ前條ノ規定ニ拘ラズ百分ノ四十ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

同條第二項中「百分ノ五十五」を「百分ノ三十五」に改める。

第三十九條第一號中「第二號」を「第三號」に改め、同條第四號を削る。

第三十條第一項第二號及び第三號を次のやうに改める。

二　公債、社債及預金ノ利子並ニ合同運用信託ノ利益ハ前年中ノ收入金額（無記名ノ公債及社債ノ利子ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額）

三　削除

同項第五號を次のやうに改める。

五　法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年中ノ收入金額（無記名株式ノ配當ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額）ヨリ其ノ元本ヲ得ルニ要シタル負債ノ利子ヲ控除シタル金額但シ第八條ニ規定スル利益ノ配當若ハ剩餘金ノ分配又ハ積立金（法人稅法第九條及特別法人稅法第九條ノ二ニ規定スル積立金ヲ謂フ）ヲ以テ爲シタル利益ノ配當若ハ剩餘金ノ分配ニシテ株式ノ拂込若ハ出資ニ充テラレタルモノニ付テハ前年中ノ收入金額ヨリ其ノ十分ノ四ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額

同條第二項中「及臨時利得稅」を削り、同條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「第一號乃至第五號」を「第一號、第二號、第四號及第五號」に改め、同條第七項を削る。

第三十三條　綜合所得稅ハ總所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス

一萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ三十五

一萬五千圓ヲ超ユル金額　百分ノ四十

二萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ四十五

三萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ五十

五萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ五十五

十萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ六十

二十萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ六十四

三十萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ六十七

前項ノ場合ニ於テ戶主及其ノ同居家族ノ總所得金額ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ對シ稅率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ總所得金額ニ按分シテ各其ノ稅額ヲ定ム戶主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ總所得金額ニ付亦同ジ

第三十四條第一項中「若ハ乙種ノ退職所得」を「、乙種ノ退職所得若ハ讓渡所得」に改め、但書を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改める。

第三十六條第一項中「及乙種ノ退職所得」を「、乙種ノ退職所得及讓渡利得」に改める。

第六十九條第二項第一號中「高等官」を「所屬ノ一級又ハ二級ノ官吏」に改める。

第七十二條第二項中「百分ノ十

入」を「百分ノ二十」に改める。

第七十三條第一項中「及乙種ノ退職所得」を「、乙種ノ退職所得及譲渡所得」に改める。

第七十六條ノ二を削る。

第八十四條第一項中「及乙種ノ退職所得」を「、乙種ノ退職所得及譲渡所得」に改める。

第百六條第一項中「百分ノ三十」を「百分ノ四十五」に改める。

第二條　法人税法の一部を次のやうに改正する。

第三條　前條ノ規定ニ依リ法人税ヲ賦課スル所得及資本ハ左ニ掲グルモノトス

一　各事業年度ノ普通所得
各事業年度ノ超過所得

二　清算所得

三　各事業年度ノ資本

第四條第一項中「所得」を「普通所得」に改め、同條第二項中「及臨時利得税」を削り、「所得」を「普通所得」に改め、同條第三項中「三年」を「一年」に、「所得」を「普通所得」に改め、同條第五項中「所得」を「普通所得」に改める。

第五條第二項中「所得」を「普通所得」に改める。

第五條ノ二　法人ノ各事業年度ノ普通所得ガ當該事業年度ノ資本金額ニ對シ百分ノ八ヲ乘ジテ算出シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ヲ以テ各事業年度ノ超過所得トス

前項ノ資本金額ハ第七條ノ規定ニ依リ計算シタル金額ニ依ル

第七條第一項中「ヨリ各月末ニ於ケル繰越缺損金額ヲ控除シタル金額」を削る。

第九條第一項中「所得」を「普通所得」に改め、同條第二項中「及臨時利得税」を削る。

第十二條中「所得ニ付」を「各事業年度ノ普通所得ニ對スル」に改め、同條に次の一項を加へる。

前項ノ重要物産ノ製造、採掘又ハ採取ヲ爲ス法人ガ其ノ設備ヲ增設シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該事業年度及其ノ翌事業年度開始ノ日ヨリ三年以内ニ終了スル事業年度ニ於テ其ノ增設シタル設備ニ依ル物産ノ製造、採掘又ハ採取ノ業務ヨリ生ズル各事業年度ノ普通所得ニ對スル法人税ヲ免除ス

第十三條及第十四條　削除

第十六條第一項を次のやうに改める。

法人税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

一　各事業年度ノ普通所得
本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人所得金額ノ百分ノ三十
五本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人所得金額ノ百分ノ四十五

二　各事業年度ノ超過所得
各事業年度ノ超過所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各税率ヲ適用ス

各事業年度ノ普通所得中當該事業年度ノ資本金額ニ對シ百分ノ八ヲ乘ジテ算出シタル金額ヲ超ユル金額
百分ノ三十
同百分ノ十五ヲ乘ジテ算出シタル金額ヲ超ユル金額
百分ノ四十
同百分ノ二十五ヲ乘ジテ算出シタル金額ヲ超ユル金額
百分ノ五十

資本金額年十萬圓以下ナル法人ニ限リ本號ニ規定スル税率ハ百分ノ三十ハ之ヲ百分ノ二十ト同百分ノ四十ハ之ヲ百分ノ三十ト同百分ノ五十ハ之ヲ百分ノ四十トス

三　清算所得
清算所得金額ヲ左ノ如ク區分シ各税率ヲ適用ス
積立金又ハ本法其ノ他ノ法令ニ依リ法人税ヲ課セラレザル所得ヨリ成ル金額
百分ノ三十五
其ノ他ノ金額
百分ノ五十

四　各事業年度ノ資本
資本金額ノ千分ノ三

同條第二項中「當該事業年度ノ所得」を「當該事業年度ノ普通所得及超過所得」に改め、同條第三項中「法人ノ所得」を「法人ノ普通所得」に改め、同條第五項中「年十圓」を「十圓」に改め、同條第六項中「所得金額」を「普通所得金額」に、「其ノ事業年度ノ所得」を「其ノ事業年度ノ普通所得及超過所得」に改める。

第十七條第一項中「所得」を「普通所得」に、「百分ノ四十五」を「百分ノ五十」に、「五十萬圓」を「三十萬圓」に、「百分ノ七十五」を「百分ノ六十七」に改め、同條第二項を次のやうに改める。

前項ノ各事業年度ノ普通所得及普通所得中留保シタル金額ハ其ノ事業年度ノ普通所得、超過所得及資本ニ課セラルベキ法人税額（前項ノ規定ニ依リ加算スル税額ヲ含マズ）ノ其ノ事業年度ノ普通所得及超過所得中留保シタル金額ノ雙方ヨリ控除シタル殘額ニ依ル

第二十七條中「各事業年度ノ所得」を「各事業年度ノ普通所得、超過所得」に改める。

第三條　特別法人税法の一部を次のやうに改正する。

第四條第四項中「三年」を「一年」に改める。

第九條中「百分ノ二十二」を「百分ノ二十五」に、「百分ノ二十六」を「百分ノ三十五」に、「百分ノ四十二」を「百分ノ五十」に改める。

附則第三項を削る。

第四條　營業税法の一部を次のやうに改正する。

第四條第一項中「臨時利得税並ニ」を削り、同條第二項中「三年」を「一年」に改める。

第七條第六項中「及臨時利得税」を削る。

第九條　削除

第十條第二項中「及臨時利得税」を削り、同條第三項及び第四項を削る。

第十二條に次の一項を加へる。

前項ノ重要物産ノ製造、採掘又ハ採取ヲ業トスル者ガ其ノ設備ヲ增設シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ設備增設ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間法人ニ付テハ其ノ設備ヲ增設シタル事業年度及其ノ翌事業年度開始ノ日ヨリ三年以内ニ終了スル事業年度ニ於テ其ノ增設シタル設備ニ依ル物産ノ製造、採掘又ハ採取ノ業務ヨリ生ズル純益ニ付營業税ヲ免除ス

第十四條中「百分ノ二」を「百分ノ二・五」に改める。

第五條　地租法の一部を次のやうに改正する。

第九條第一項中「第一回」を「第二回」に、「十三年」を、「二十四年」に改める。

第十條中「百分ノ三」を「百分ノ四」に改める。

第七條　削除

第八條　第一項中

「二萬圓以下ノ金額
千分ノ二十六
二萬圓ヲ超ユル金額
千分ノ四十・五十五」

を

「二萬圓以下ノ金額
千分ノ二十五
二萬圓ヲ超ユル金額
千分ノ三十五」

に、

「百萬圓ヲ超ユル金額
千分ノ三十五」

を

「百萬圓ヲ超ユル金額
千分ノ三百六十五
二百萬圓ヲ超ユル金額
千分ノ四百九十五
三百萬圓ヲ超ユル金額
千分ノ五百三十五
五百萬圓ヲ超ユル金額
千分ノ六百五十
千分ノ四百十五
千分ノ四百四十五
千分ノ四百七十五
千分ノ四百九十五
千分ノ五百三十五
千分ノ五百五十五
千分ノ五百七十五
千分ノ五百八十五
千分ノ六百五十
千分ノ六百七十五」

を

「千萬圓ヲ超ユル金額
千分ノ三百六十五
二百萬圓ヲ超ユル金額
千分ノ四百九十五
三百萬圓ヲ超ユル金額
千分ノ五百三十五
五百萬圓ヲ超ユル金額
千分ノ六百五十
千分ノ六百七十五
千分ノ六百三十五
千分ノ六百六十五
千分ノ六百七十五
千分ノ七百十五
千分ノ七百六十五
千分ノ七百八十五
千分ノ八百」

に改める。

第六條・家屋税法の一部を次のやうに改正する。

第七條中「百分ノ二・五」を「百分ノ三・五」に改める。

第七條　相續税法の一部を次のやうに改正する。

第五條ノ二第一項中「五萬圓」を「十萬圓」に、「千五百圓」を「三千圓」に改め、同條第二項中「三萬圓」を「五萬圓」に、「千五百圓」を「三千圓」に改める。

第六條中「五千圓」を「二萬圓」に、「千圓」を「三千圓」に改める。

第九條ノ二　前二條ノ場合ニ於テ第八條第一項ノ税率ヲ適用シテ算出シタル金額カ其ノ課税價格ヨリ家督相續ニ在リテハ二萬圓、遺産相續ニ在リテハ三千圓ヲ控除シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ヲ同項ノ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヨリ控

除シタルモノヲ以テ稅額トス

第十七條第一項中「三百圓」ヲ「千圓」に改める。

第二十三條第一項中「千圓」を「三千圓」に改め、同條第二項中「千圓」を「三千圓」に改め、「(朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ住所ヲ有シタル當時爲シタル贈與ヲ含ム)」を削る。

第二十七條乃至第三十條を削る

第八條　鑛區稅法の一部を次のやうに改正する。

第二條第一項中「三十錢」を「一圓」に、「六十錢」を「二圓」に改める。

第九條　有價證券移轉稅法の一部を次のやうに改正する。

第二條中「社債券、鑛業債券、商工債券及株券」を「社債券(特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券ヲ含ム)及株券(特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ出資者ヲ含ム但シ出資證券ノ發行アリタル分ノ出資者ヲ除ク)」を加へる。

第五條　有價證券移轉稅ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ納ムベシ

第一種　有價證券仲買人ヲ買受人トスル賣買取引ニ因ル移轉

取得價額ノ萬分ノ五

第二種　第一種以外ノ移轉

甲　取引所ノ實物市場ニ於ケル賣買取引ニ因ル移轉

取得價額ノ萬分ノ十

乙　其ノ他

取得價額ノ萬分ノ二十

第七條　有價證券移轉稅ハ其ノ全額十錢未滿ナルトキハ之ヲ十錢トス十錢未滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツ

第十條第一號中「第十三條ノ五」を「第百十一條」に改め、同條第九號を次のやうに改める。

九　前各號ノ外命令ヲ以テ定ムル有價證券ノ移轉

第十一條中「社債」の下に「(特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券ノ權利ヲ含ム)」を加へる。

第二十條第一項中「二圓」を「十圓」に改める。

第二十三條中「一圓」を「五圓」に改める。

第十條　登錄稅法の一部を次のやうに改正する。

第二條第一項中「千分ノ五」を「千分ノ六」に、「千分ノ三十」を「千分ノ三十五」に、「千分ノ四十」を「千分ノ五十」に、「千分ノ一・五」を「千分ノ二」に、「千分ノ三」を「千分ノ四」に、「千分ノ九」を「千分ノ十一」に、「千分ノ十三」を「千分ノ十六」に、「千分ノ二十」を「千分ノ三十五」に、「千分ノ二十六」を「千分ノ三十二」に、「千分ノ二十五」を「千分ノ五・五」に、「千分ノ六・五」を「千分ノ四」に、「千分ノ五」を「千分ノ三」に、「千分ノ一」を「千分ノ一・五」に、「一圓」を「三圓」に、「五十錢」を「二圓」に、「五圓」を「二十圓」に改める。

同條に次の一項を加へる。

前項ノ場合ニ於テ不動產每一箇ニ付稅額金二圓未滿ナルトキハ二圓トス

第二條ノ二中「千分ノ一」を「千分ノ一・五」に改める。

第三條第一項中「千分ノ三」を「千分ノ四」に、「千分ノ四十五」を「千分ノ五十五」に、「千分ノ二十三」を「千分ノ二十八」に、「千分ノ一」を「千分ノ一・五」に、「千分ノ五・五」を「千分ノ六・五」に、「千分ノ四」を「千分ノ五」に、「一圓」を「二圓」に、「四十錢」を「二十錢」に改める。

第六條第一項但書中「第六號」の下に「第八號ノ二」を加へ、「稅金額五十圓未滿ナルトキハ五十圓」を「稅額金百圓未滿ナルトキハ百圓」に、同項第一號乃至第十四號ノ五中「千分ノ六」を「千分ノ七」に、「千分ノ一」を「千分ノ一・五」に、「千分ノ二」を「千分ノ三」に、「千分ノ三」を「千分ノ四」に、「五十圓」を「六十圓」に、「百五十圓」を「二百十圓」に、「二十圓」を「六十圓」に、「五圓」を「十五圓」に改める。

第六條第一項第一號乃至第十四號ノ二中「千分ノ二」を「千分ノ三」に、「二十圓」を「五十圓」に、「五圓」を「十五圓」に改め、同項第十五號乃至第十九號中「二十圓」を「六十圓」に、「十圓」を「三十圓」に、「五圓」を「十五圓」に改める。

第六條ノ二第一項中「千分ノ二」を「千分ノ三」に、「二十圓」を「五十圓」に、「五圓」を「十五圓」に改める。

第六條ノ三中「千分ノ二」を「千分ノ三」に、「二十圓」を「五十圓」に改める。

第六條ノ四第一項第一號及び第二號中「二十圓」を「六十圓」に改める。

第六條ノ四第一項第一號及び第二號中「二十圓」を「六十圓」に、「十圓」を「三十圓」に、「五圓」を「十五圓」に、「千分ノ六十」を「千分ノ三十五」に、「千分ノ四十五」を「千分ノ五十五」に改める。

第三條ノ三及び第三條ノ四中「千分ノ一」を「千分ノ一・五」に、「五圓」を「十五圓」に改める。

第三條ノ五中「千分ノ二」を「千分ノ三」に、「二十錢」を「五十錢」に、「五圓」を「十五圓」に改める。

第七條中「五十圓」を「百五十圓」に、「二十圓」を「五十圓」に改める。

第八條中「五十圓」を「百五十圓」に、「二十五圓」を「八十圓」に、「十圓」を「三十圓」に、「七圓」を「二十圓」に、「一圓」を「三圓」に改める。

第九條中「十五圓」を「五十圓」に、「十圓」を「三十圓」に、「六圓」を「二十圓」に、「四圓」を「十圓」に、「三圓」を「七圓」に、「二圓」を「五圓」に、「八圓」を「二十五圓」に、「二十圓」を「六十圓」に、「五十錢」を「二圓」に改める。

第十條中「二圓」を「五圓」に、「十圓」を「三十圓」に、「千分ノ五・五」を「千分ノ六・五」に、「一圓」を「三圓」に、「五圓」を「十五圓」に、「千分ノ四」を「千分ノ五」に、「五十錢」を「二圓」に改める。

第十一條中「二十圓」を「六十圓」に、「十圓」を「三十圓」に、「千分ノ五・五」を「千分ノ六・五」に、「五十錢」を「三圓」に、「二圓」を「五圓」に、「千分ノ四」を「千分ノ五」に改める。

第十二條第一號中「二圓」を「五圓」に、「五圓」を「十五圓」に、同條第二號中「二圓」を「十五圓」に、同條第三號乃至第十號中「千分ノ五・五」を「千分ノ六・五」に、「一圓」を「三圓」に、「二圓」を「五圓」に、「千分ノ四」を「千分ノ五」に、「五十錢」を「三圓」に改める。

第十三條ノ二中「一圓」を「五圓」に、「五圓」及び「二圓」を「十五圓」に、「千分ノ五・五」を「千分ノ六・五」に、「二十錢」を「五十錢」に、「千分ノ五・五」を「千分ノ六・五」に、「千分ノ四」を「千分ノ五」に改める。

第十六條第一項中「千分ノ三」を「千分ノ四」に改める。

第十八條　登錄稅ハ其ノ全額十錢未滿ナルトキハ之ヲ十錢トス十錢未滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツ

第十一條　酒稅法の一部を次のやうに改正する。

第二十七條第一項を次のやうに改める。

酒稅ノ稅率左ノ如シ

一　清酒
第一級　一石ニ付　一千七百五十圓
第二級　一石ニ付　一千九百十圓
二　合成清酒　一石ニ付　一千七百五十圓
三　濁酒　一石ニ付　一千二百三十圓
四　白酒　一石ニ付　二千七百五十圓
五　味淋　一石ニ付　二千二百二十圓
六　焼酎　一石ニ付　千七百五十圓
七　麦酒　一石ニ付　千二百十圓
八　果實酒
第一級　一石ニ付　千八百五十圓
第二級　一石ニ付　千四百圓
第三級　一石ニ付　千百三十圓
九　雑酒
第一級　一石ニ付　二千五百圓
第二級　一石ニ付　アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ百五十圓ヲ加フ
第三級　一石ニ付　二千四百八十圓　アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ百四十八圓ヲ加フ
第四級　一石ニ付　千九百五十圓

第三條第三項中「五十三圓」を「百八圓」に改める。
第二十七條ノ三に次の一號を加ふる。
第五十條第二號ノ規定ニ依リアルコールヲ混和シタルモノ
第六十條第一項及び第二項中「一萬圓」を「三萬圓」に改める。
第八十三條第一項中「五百三十圓」を「千八百五十五圓」に、「四十三圓」を「百四十八圓」に、「五百十五圓」を「千六百九十五圓」に、「八十一圓」を「八十一五圓」に改める。
第十二條　酒類業團體法の一部を次のやうに改正する。
第三條中「且當該事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力」を「組合員共同の利益ヲ促進」に改める。
第三條ノ二第二項中「政府ノ認可ヲ受ケ」を削る。
第五條ノ二第一項中「シ及過怠金ヲ徴收」を削り、同項の次に次の一項を加へる。
酒造組合ハ定款又ハ統制規程ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ニ對シ過怠金ヲ徴收スルコトヲ得
同條第二項中「前項」を「前二項」に、「組合長」を「理事長」に改める。
第五條ノ四　政府ハ必要アリト認ムルトキハ酒造組合ノ組合員ニ對シ當該組合ノ行フ統制ニ從フヘキコトヲ命スルコトヲ得
第六條ノ七及び第六條ノ八中「同條第四項」を「同條第二項、同條第五項」に改める。
第六條ノ九に次の一項を加へる。
政府ハ必要アリト認ムルトキハ前項ニ掲クル酒造組合及酒造組合ノ組合員ニ對シ酒造組合中央會ノ行フ統制ニ從フヘキコトヲ命スルコトヲ得
第十條ノ三中「且當該事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力」を「組合員共同ノ利益ヲ促進」に改める。
第十條ノ七に次の一項を加へる。
政府ハ必要アリト認ムルトキハ前條ニ掲クル酒販組合聯合會及其ノ會員（會員ノ構成員ヲ含ム）ニ對シ酒販組合中央會ノ行フ統制ニ從フヘキコトヲ命スルコトヲ得
第十條ノ九中「同條第四項」を「同條第二項、同條第五項」に改める。
第十條ノ十二第一項中「規定ニ」の下に「依ル命令ニ」を加へ、同條第二項中「第六條ノ九ノ規定」を「第六條ノ九第二項ノ規定ニ依ル命令」に、「第十條ノ七ノ規定」を「第十條ノ七第二項ノ規定ニ依ル命令」に改める。
第十二條　清涼飲料稅法の一部を次のやうに改正する。
第二條中「七十圓」を「三百二十圓」に、「百六十圓」を「五百五十圓」に、「五十圓」を「二百圓」に改める。
第十四條　砂糖消費稅法の一部を次のやうに改正する。
第二條　削除
第三條第一號中「八圓七十錢」を「二百八十圓」に、「十一圓」を「三百四十圓」に、「十二圓」を「三百五十圓」に、「十七圓五十錢」を「三百六十圓」に、「二十三圓」を「四百六十圓」に、「三圓八十錢」を「八十五圓」に、「二十三圓」を「四百八十圓」に、「五圓五十錢」を「百二十圓」に、同條第二號中「十二圓」を「二百五十圓」に、「七圓」を「百四十圓」に、同條第三號中「十五圓」を「三百十圓」に改める。
第三條ノ二を削る。
第四條第一項中「第三條」を「前條」に改める。
第六條及び第七條第一項中「第四條第一項但書」の下に「第四條ノ二」を加へる。
第七條ノ二乃至第七條ノ五を削る。
第十一條第一項第二號を次のやうに改める。
二　削除
第十一條ノ四及び第十一條ノ五を削る。
第十二條ノ二及び第十二條ノ三中「及特別消費稅」を削る。
第十三條ノ二を削る。
第十四條ノ二第一項中「第十三條乃至前條」を「前二條」に改め、「特別消費稅」を削り、同條第二項中「第十三條乃至前條」を「前二條」に改め、同條第三項中「第十五條ノ二」を削る。
第十四條ノ三を削る。
第十六條中「乃至」を「又ハ」に改める。
第十七條中「乃至第十四條、第十四條ノ三」を「、第十四條」に改める。
第十七條ノ四乃至第十七條ノ九を削る。
第十五條　織物消費稅法の一部を次のやうに改正する。
第一條但書を削る。
第二條　消費稅ノ稅率ハ織物ノ價格百分ノ四十トス但シ綿又ハスフ、テーブルファイバーノミヲ原料トスル織物ニ付テハ織物ノ價格百分ノ十トス
第四條第二項を削る。
第二十七條　削除
第十六條　物品稅法の一部を次のやうに改正する。
第一條　左ニ掲グル物品ニシテ命令ヲ以テ定ムルトキハ本法ニ依リ物品稅ヲ課ス
第一種
甲類
一　寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品並ニ現像焼付用器具
二　寫眞用ノ乾板、フィルム及感光紙
三　蓄音器及同部分品
四　蓄音器用レコード
五　樂器、同部分品及附屬品
六　雙眼鏡、隻眼鏡及同ケース
七　銃及同部分品
八　薬莢及彈丸
九　ゴルフ用具、同部分品及附屬品
十　娯樂用ノモーターボート、スカール及ヨット
十一　撞球用具
十二　ネオン管及同變壓器
十三　喫煙用ライター及電氣マッチ
十四　乘用自動車
十五　化粧品
十六　貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品
十七　眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品
十八　貴金屬製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品
十九　琺瑯製品
二十　珊瑚製品、琥珀製品、象牙製品及十寶製品
二十一　毛皮又ハ毛皮製品但シ第四十五號ニ掲グルモノヲ除ク
二十二　羽毛、羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品
乙類
二十三　扇風機及同部分品
二十四　浴房用ノ電氣、瓦斯又ハ礦油ストーブ
二十五　冷藏器及同部分品
二十六　金庫及鋼鐵製家具
二十七　時計及同部分品
二十八　照明器具
二十九　電氣器具及瓦斯器具
三十　大理石、大理石ニ類スル裝飾用石材及之ヲ原料トスル擬石並ニ陶磁器製タイル
三十一　文房具
三十二　身邊用細貨類及化粧用具
三十三　喫煙用具
三十四　扇子及團扇
三十五　鞄及トランク類並ニ行李
三十六　飾物、玩具、遊戯具、搖籃及乳母車類
三十七　運動具
三十八　漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ
三十九　煙火類
四十　薫物及線香類
四十一　シャンプー及洗髮
四十二　紅茶、烏龍茶、包

種茶、珈琲、ココア及其ノ代用物、玉露並ニ碾茶
四十三　嗜好飲料似シ酒類
四十四　及清涼飲料ヲ除ク
四十四　グルタミン酸ソ」ダヲ主成分トスル調味料
四十五　同製品
四十六　室内装飾用品
四十七　圍碁及將棋用具
四十八　貴金屬ヲ鍍シ又ハ張リタル製品コシテ別號ニ掲ゲザルモノ
四十九　皮革製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ
五十　簾、釣燈籠及提灯類
五十一　鐵瓶並ニ茶道、香道及華道用具
五十二　釣用具類
丙類
五十三　ラジオ聽取機及同部分品
五十四　受信用眞空管、マイクロホン、擴聲用增幅器及擴聲器
五十五　電球類及電氣配線用品
五十六　携行用ノ電燈、同ケース及電池
五十七　魔法瓶、水筒類及同部分品
五十八　計算機
五十九　タイプライター、同部分品及附屬品
六十　謄寫器及同附屬品
六十一　金錢登錄機
六十二　タイムスタンプ、タイムレコーダ及同附屬品
六十三　ミシン及同部分品
六十四　並ニミシン用針
六十五　幻燈機、寶物投影機及同ケース
六十六　安全剃刀
六十七　カレンダー、繪葉書並ニ觀賞用ノ寫眞及印刷物類
六十八　齒磨
六十九　バター、チーズ、及其ノ代用物並ニジヤム
六十九　綠茶
七十　酒類粕
七十一　食品加工料
七十二　ハム、ベーコン、ソーセージ其ノ他燻製ノ肉類及魚類
七十三　寒天
七十四　帽子、杖、鞭及傘
七十五　履物、同部分品及附屬品
七十六　家具
七十七　メリヤス、レース、フェルト及同製品並ニ組物
七十八　印章及印判類
丁類
七十九　事務用器具及事務用品
八十　電話機、電話交換機、同部分品及附屬品
八十一　板硝子
八十二　敷物類
八十三　紙及セロファン
八十四　靴塗料類
八十五　折箱、割箸、祝箸及爪楊枝類
八十六　滋養强壯劑及口中劑
八十七　防蟲劑、殺蟲劑及防臭劑
八十八　調味料
八十九　繊、鑛、壺其ノ他類似ノ容器（通常小賣ニ用ヒザル容器ヲ除ク）ニ入レタル食料品
九十　海苔
九十一　書畫及骨董
九十二　靴

第二種
一　燐寸
二　飴、葡萄糖及麥芽糖
三　サッカリン及ヴルチン
四　蜂蜜

甲類ニ該當スル物品ニシテ乙類、丙類又ハ丁類ノ何レカニ該當スルモノハ之ヲ甲類トシ乙類ニ該當スル物品ニシテ丙類又ハ丁類ノ何レカニ該當スルモノハ之ヲ乙類トシ丙類ニ該當スル物品ニシテ丁類ニ該當スルモノハ之ヲ丙類トス

第二條　物品稅ノ稅率左ノ如シ

第一種
甲類　物品ノ價格百分ノ百
乙類　物品ノ價格百分ノ六
丙類　物品ノ價格百分ノ四
丁類　物品ノ價格百分ノ二

第二種
一　燐寸　千本ニ付二十五錢
二　飴、葡萄糖及麥芽糖　百斤ニ付二百圓
三　サッカリン及ヴルチン　一瓩ニ付八百圓
四　蜂蜜　百斤ニ付三百圓

第一種第七十七號ニ掲グル物品中綿又ハスチープルファイバーノミヲ原料トスルメリヤス及同製品ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ價格ノ百分ノ十ノ稅率ニ依ル

第三條　第一項ヲ次ノヤウニ改メる。

前條ノ價格ハ製造場ヨリ移出スル時ノ物品ノ價格トス但シ第一種第九十一號ニ掲グル物品ニ付テハ小賣業者ノ販賣價格トシ保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニシテ引取人ヨリ稅金ヲ徵收スルモノニ付テハ引取ノ際ニ於ケル價格トス

第四條　物品稅ハ製造場ヨリ移出セラレタル物品ノ價格又ハ數量ニ應ジ製造者ヨリ之ヲ徵收シ但シ第一種第九十一號ニ掲グル物品ニ付テハ販賣セラレタル物品ノ價格ニ應ジ小賣業者ヨリ之ヲ徵收シ保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ラレタル物品ノ價格又ハ數量ニ應ジ引取人ヨリ之ヲ徵收ス

第五條中「第九號」を「第九十一號」に改める。

第七條中「第二種又ハ第三種ノ物品」を「第一種又ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）」に、「第二種若ハ第三種」を「第一種若ハ第二種」に、「命令ヲ以テ定ムル第二種」ヲ「命令ヲ以テ定ムル第二種」に改める。

第八條第一項中「第一種ノ」を「第一種第九十一號ニ掲グル」に、「販賣シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ」を「販賣シタル物品ニ付」に、「第二種ノ物品」ヲ「第一種ノ物品（第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）」に、「第三種」を「第二種」に改め、同條第二項中「第二種又ハ第三種」を「第二種」に改める。

第九條第二項中「第一種ノ」を「第一種第九十一號ニ掲グル」に、「第二種第九十一號ニ掲グル物品」を「第一種ノ物品（第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）」に、「第三種」を「第二種」に改め、同條第二項中「第二種又ハ第三種」を「第二種」に改める。

第十條第一項中「第四條但書ノ場合ニ於テハ」を「保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニ付テハ」に改め、同條第二項中「第二種又ハ第三種ノ物品」を「第一種又ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）」に改める。

第十一條第一項及び第十二條第一項中「第一號中第二種又ハ第三種ノ物品」を「第一種又ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）」に改める。

第十五條中「第一種ノ」を「第一種第九十一號ニ掲グル」に、「第二種若ハ第三種ノ物品」を「第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）」に改める。

第十六條第一項中「第二種又ハ第三種」を「又ハ第二種」に改め、同條第二項中「第一種ノ」を「第一種第九十一號ニ掲グル」に、「第二種若ハ第三種ノ物品」を「第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）」に改める。

第十六條ノ二第一項中「第一種ノ」を「第一種第九十一號ニ掲グル」に、「第二種若ハ第三種ノ物品」を「第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）」に改める。

第十六條ノ三中「第一種ノ」を「第一種第九十一號ニ掲グル」に、「第二種若ハ第三種ノ物品」を「第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）」に改める。

第十七條中「第二種又ハ第三種」を「又ハ第二種」に改める。

第十九條第一項第二號中「第一種ノ物品」を「第一種又ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）」に、「第二種若ハ第三種ノ物品」を「第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）」に改める。

第十八條第一項中「第一種ノ」を「第一種第九十一號ニ掲グル」に、「第二種若ハ第三種ノ物品」を「第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）」に改める。

第十八條ノ二第一項中「第一種ノ」を「第一種第九十一號ニ掲グル」に、「第二種若ハ第三種ノ物品」を「第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）」に改める。

第十八條ノ三中「第一種ノ」を「第一種第九十一號ニ掲グル」に、「第二種若ハ第三種ノ物品」を「第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）」に改める。

第十八條ノ三第一項中「納稅切符」を削り、同條第二項中「又ハ納稅切符ヲ使用」を削り、同條第三項中「又ハ納稅切符ヲ使用」を削る。

第九條ノ三第一項中「納稅切符」を削り、同條第二項中「又ハ納稅切符ヲ使用」を削り、同條第三項中「又ハ納稅切符」を削る。

第九條ノ四中「及納稅切符」を削る。

第十二條第一項第四號中「又ハ納稅切符」を削る。

第十五條ノ二中「若ハ納稅切符」を削る。

第十八條　入場稅法の一部を次のやうに改正する。

第二條第二種第一號中「麻雀場」を「舞踏場、麻雀場」に改める。

第十九條　骨牌稅法の一部を次のやうに改正する。

第四條第一項中「二十圓」を「百圓」に、「三圓」を「十圓」に改め、同條第二項中「五十錢」を「二圓」に改める。

一　道路財團、自動車交通事業財團、軌道財團、不動産、鐵道財團、記載金高百圓以下ノモノ
二　輕便鐵道財團又ハ船舶ノ所有權移轉ニ關スル證書　同　五百圓以下ノモノ
三　消費貸借ニ關スル證書　同　一千圓以下ノモノ
四　滿負ニ關スル證書　同　十萬圓以下ノモノ
五　運送ニ關スル證書　同　百萬圓以下ノモノ
傭船契約書　同　百萬圓ヲ超ユルモノ　記載金高ナキモノ

第二十條　印紙稅法の一部を次のやうに改正する。

第四條第一項第一號乃至第五號を次のやうに改める。

第三十九條第一項中「開港間、保稅地域間又ハ開港ト保稅地域トノ間」を「開港、保稅地域及稅關官署所在地相互間」に改める。

第三十九條ノ二ノ五第一項中「又ハ保稅地域」を「、保稅地域又ハ稅關官署所在地」に改め、但書を削る。

第四十條　內國貨物ハ稅關ニ申告シ其ノ免許ヲ受クルニ非サレハ外國貿易船ニ積載シ之ヲ運送スルコトヲ得ス

第四十五條中「第三十一條乃至第三十四條、第三十七條乃至第三十九條ノ五」を「第三十一條、第三十二條、第三十四條、第三十七條乃至第三十九條、第三十九條ノ三乃至第三十九ノ五」に改める。

第五十九條及第六十條　削除

第七十九條　削除

第八十條中「第十三條、」の下に「第十七條、」を加へる。

第八十一條中「、第三十九條ノ二又ハ第四十條第二項」を「又ハ第四十條」に改める。

第八十二條中「第七十七條乃至第八十一條、」を「第七十七條、第七十八條、第八十條又ハ第八十一條」に改める。

第九十八條　削除

第二十三條　關稅定率法の一部を次のやうに改正する。

第三條ノ二を削る。

第七條第三號を次のやうに改める。

三　削除

同條第五號を次のやうに改める。

五　削除

同條第十五號を次のやうに改める。

十五　在外公館ヨリ送還シタル物品

第二十四條　保稅倉庫法の一部を次のやうに改正する。

第四條　削除

第二十五條　國稅徵收法の一部を次のやうに改正する。

第四條ノ一第二號を次のやうに改める。

二　府縣稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ

第二十六條　納稅施設法の一部を次のやうに改正する。

「第四章　租稅ノ貯蓄納付」を「第四章　削除」に改める。

第十七條乃至第二十五條　削除

第二十六條及第三十一條中「、納稅準備預金及戰時納稅貯蓄」を「及納稅準備預金」に改める。

第二十七條　國庫出納金端數計算法の一部を次のやうに改正する。

第一條第二項を次のやうに改める。

命令ヲ以テ指定スル國稅ノ收入金又ハ還付金ニシテ十錢未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第二十八條　左の各號に掲げる法律は、これを廢止する。

一　臨時利得稅法
二　配當利子特別稅法
三　外貨債特別稅法
四　建築稅法
五　特別行爲稅法
六　賞與瓦斯稅法
七　廣告稅法
八　所得稅法人稅內外地關涉法
九　戰時災害國稅減免法
十　日滿國稅徵收事務共助法
十一　昭和十二年法律第九十四號（今次の戰爭のため從軍した軍人及び軍屬に對する租稅の減免、徵收猶豫等に關する法律）
十二　昭和十七年法律第七十四號（所得稅等の日滿二重課稅防止に關する法律）
十三　昭和十八年法律第七十二號（輸出物品に對する內國稅免除又は交付金交付の停止等に關する法律）

附則

第二十九條　この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

第三十條　不動産所得、乙種の配當利子所得、甲種及び乙種の事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得、乙種の退職所得並びに個人の總所得に對する所得稅については、第六項に規定するものを除く外、昭和二十一年分から、改正後の所得稅法の規定を適用する。但し、同法第五條第二項、第十二條第一項、第三項及び第四項、第二十九條並びに第三十條第一項、第三項及び第四項の改正規定は、昭和二十二年分から、これを適用する。

讓渡所得に對する分類所得稅については、改正後の所得稅法第十二條第六項の規定により命令で定める日以後の讓渡に因る所得に對して、改正後の同法の規定を適用する。

從前の所得稅法第十二條第二項及び第三十條第二項の規定は、甲種の事業所得又は個人の總所得に對する昭和二十一年分以後の所得稅について、なほその效力を有する。

法人から受ける利益若しくは利息の配當又は剩餘金の分配については、昭和二十一年分に限り、所得稅法第十二條第一項第三號及び第三十條第一項第五號中「前年中」とあるのは、「昭和二十一年三月一日より同年十二月三十一日迄」と讀み替へるものとする。

不動産所得、乙種の配當利子所得、甲種の事業所得及び乙種の事業所得、乙種の勤務所得、山林の所得、乙種の退職所得及び個人の總所得に對する昭和二十年分以前の所得稅及び第一條の規定施行前に課した又は課すべきであつた甲種の配當利子所得、丙種の事業所得、甲種の勤勞所得、甲種の退職所得及び清算取引所得に關する分類所得稅並びに所得稅法第百六條第一項の規定により支拂う際賦課することを得べき綜合所得稅については、なほ從前の例による。

乙種の配當利子所得、甲種の事業所得、乙種の勤勞所得及び個人の總所得稅については、昭和二十一年分から、清算所得に對する法人稅については、同日以後の解散又は合併に因る分から、改正後の法人稅法の規定を適用する。

從前の法人稅法第四條第二項及び第九條第二項の規定は、昭和二十一年四月一日以後に終了する各事業年度分の普通所得及び超過所得に對する法人稅について、なほその效力を有する。

第三十一條　各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に對する法人稅については、昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算所得に對する法人稅については、同日以後の解散又は合併に因る分から、改正後の法人稅法の規定を適用する。

從前の法人稅法第四條第二項及び第九條第二項の規定は、昭和二十一年四月一日以後に終了する各事業年度分の普通所得及び超過所得に對する法人稅について、なほその效力を有する。

昭和二十一年三月三十一日以前に終了した各事業年度の所得及び資本に對する法人稅並びに同日以

昭和十八年法律第七十二號

昭和十二年法律第九十四號

昭和十七年法律第七十四號

昭和二十年法律第七十二號

昭和二十一年法律第七十四號

昭和二十一年法律第七十五號

昭和二十一年法律第七十六號

昭和二十一年法律第七十七號

昭和二十一年法律第七十八號

昭和二十一年法律第七十九號

昭和二十一年法律第八十號

昭和二十一年法律第八十一號

昭和二十一年法律第八十二號

昭和二十一年法律第八十三號

昭和二十一年法律第八十四號

昭和二十一年法律第八十五號

昭和二十一年法律第八十六號

昭和二十一年法律第八十七號

昭和二十一年法律第八十八號

昭和二十一年法律第八十九號

昭和二十一年法律第九十號

昭和二十一年法律第九十一號

昭和二十一年法律第九十二號

昭和二十一年法律第九十三號

昭和二十一年法律第九十四號

昭和二十一年法律第九十五號

昭和二十一年法律第九十六號

昭和二十一年法律第九十七號

昭和二十一年法律第九十八號

昭和二十一年法律第九十九號

昭和二十一年法律第百號

昭和二十一年法律第百一號

昭和二十一年法律第百二號

昭和二十一年法律第百三號

昭和二十一年法律第百四號

昭和二十一年法律第百五號

昭和二十一年法律第百六號

昭和二十一年法律第百七號

昭和二十一年法律第百八號

昭和二十一年法律第百九號

昭和二十一年法律第百十號

昭和二十一年法律第百十一號

昭和二十一年法律第百十二號

昭和二十一年法律第百十三號

昭和二十一年法律第百十四號

昭和二十一年法律第百十五號

昭和二十一年法律第百十六號

昭和二十一年法律第百十七號

昭和二十一年法律第百十八號

昭和二十一年法律第百十九號

昭和二十一年法律第百二十號

昭和二十一年法律第百二十一號

昭和二十一年法律第百二十二號

昭和二十一年法律第百二十三號

昭和二十一年法律第百二十四號

昭和二十一年法律第百二十五號

昭和二十一年法律第百二十六號

昭和二十一年法律第百二十七號

昭和二十一年法律第百二十八號

昭和二十一年法律第百二十九號

昭和二十一年法律第百三十號

昭和二十一年法律第百三十一號

昭和二十一年法律第百三十二號

昭和二十一年法律第百三十三號

昭和二十一年法律第百三十四號

昭和二十一年法律第百三十五號

昭和二十一年法律第百三十六號

昭和二十一年法律第百三十七號

昭和二十一年法律第百三十八號

昭和二十一年法律第百三十九號

昭和二十一年法律第百四十號

昭和二十一年法律第百四十一號

昭和二十一年法律第百四十二號

昭和二十一年法律第百四十三號

昭和二十一年法律第百四十四號

昭和二十一年法律第百四十五號

昭和二十一年法律第百四十六號

昭和二十一年法律第百四十七號

昭和二十一年法律第百四十八號

昭和二十一年法律第百四十九號

昭和二十一年法律第百五十號

昭和二十一年法律第百五十一號

昭和二十一年法律第百五十二號

昭和二十一年法律第百五十三號

昭和二十一年法律第百五十四號

昭和二十一年法律第百五十五號

昭和二十一年法律第百五十六號

昭和二十一年法律第百五十七號

昭和二十一年法律第百五十八號

昭和二十一年法律第百五十九號

昭和二十一年法律第百六十號

昭和二十一年法律第百六十一號

昭和二十一年法律第百六十二號

昭和二十一年法律第百六十三號

昭和二十一年法律第百六十四號

昭和二十一年法律第百六十五號

昭和二十一年法律第百六十六號

昭和二十一年法律第百六十七號

昭和二十一年法律第百六十八號

昭和二十一年法律第百六十九號

昭和二十一年法律第百七十號

昭和二十一年法律第百七十一號

昭和二十一年法律第百七十二號

昭和二十一年法律第百七十三號

昭和二十一年法律第百七十四號

昭和二十一年法律第百七十五號

昭和二十一年法律第百七十六號

昭和二十一年法律第百七十七號

昭和二十一年法律第百七十八號

昭和二十一年法律第百七十九號

昭和二十一年法律第百八十號

昭和二十一年法律第百八十一號

昭和二十一年法律第百八十二號

昭和二十一年法律第百八十三號

昭和二十一年法律第百八十四號

昭和二十一年法律第百八十五號

昭和二十一年法律第百八十六號

昭和二十一年法律第百八十七號

昭和二十一年法律第百八十八號

昭和二十一年法律第百八十九號

昭和二十一年法律第百九十號

昭和二十一年法律第百九十一號

昭和二十一年法律第百九十二號

昭和二十一年法律第百九十三號

昭和二十一年法律第百九十四號

昭和二十一年法律第百九十五號

昭和二十一年法律第百九十六號

昭和二十一年法律第百九十七號

昭和二十一年法律第百九十八號

昭和二十一年法律第百九十九號

昭和二十一年法律第二百號

昭和二十一年法律第二百一號

昭和二十一年法律第二百二號

昭和二十一年法律第二百三號

昭和二十一年法律第二百四號

昭和二十一年法律第二百五號

昭和二十一年法律第二百六號

昭和二十一年法律第二百七號

昭和二十一年法律第二百八號

昭和二十一年法律第二百九號

昭和二十一年法律第二百十號

昭和二十一年法律第二百十一號

昭和二十一年法律第二百十二號

昭和二十一年法律第二百十三號

昭和二十一年法律第二百十四號

昭和二十一年法律第二百十五號

昭和二十一年法律第二百十六號

昭和二十一年法律第二百十七號

昭和二十一年法律第二百十八號

昭和二十一年法律第二百十九號

昭和二十一年法律第二百二十號

昭和二十一年法律第二百二十一號

昭和二十一年法律第二百二十二號

昭和二十一年法律第二百二十三號

昭和二十一年法律第二百二十四號

昭和二十一年法律第二百二十五號

昭和二十一年法律第二百二十六號

昭和二十一年法律第二百二十七號

昭和二十一年法律第二百二十八號

昭和二十一年法律第二百二十九號

昭和二十一年法律第二百三十號

昭和二十一年法律第二百三十一號

昭和二十一年法律第二百三十二號

昭和二十一年法律第二百三十三號

昭和二十一年法律第二百三十四號

昭和二十一年法律第二百三十五號

昭和二十一年法律第二百三十六號

昭和二十一年法律第二百三十七號

昭和二十一年法律第二百三十八號

昭和二十一年法律第二百三十九號

昭和二十一年法律第二百四十號

昭和二十一年法律第二百四十一號

昭和二十一年法律第二百四十二號

昭和二十一年法律第二百四十三號

昭和二十一年法律第二百四十四號

昭和二十一年法律第二百四十五號

昭和二十一年法律第二百四十六號

昭和二十一年法律第二百四十七號

昭和二十一年法律第二百四十八號

昭和二十一年法律第二百四十九號

昭和二十一年法律第二百五十號

昭和二十一年法律第二百五十一號

昭和二十一年法律第二百五十二號

昭和二十一年法律第二百五十三號

昭和二十一年法律第二百五十四號

昭和二十一年法律第二百五十五號

昭和二十一年法律第二百五十六號

昭和二十一年法律第二百五十七號

昭和二十一年法律第二百五十八號

昭和二十一年法律第二百五十九號

昭和二十一年法律第二百六十號

昭和二十一年法律第二百六十一號

昭和二十一年法律第二百六十二號

昭和二十一年法律第二百六十三號

昭和二十一年法律第二百六十四號

昭和二十一年法律第二百六十五號

昭和二十一年法律第二百六十六號

昭和二十一年法律第二百六十七號

昭和二十一年法律第二百六十八號

昭和二十一年法律第二百六十九號

昭和二十一年法律第二百七十號

昭和二十一年法律第二百七十一號

昭和二十一年法律第二百七十二號

昭和二十一年法律第二百七十三號

昭和二十一年法律第二百七十四號

昭和二十一年法律第二百七十五號

昭和二十一年法律第二百七十六號

昭和二十一年法律第二百七十七號

昭和二十一年法律第二百七十八號

昭和二十一年法律第二百七十九號

昭和二十一年法律第二百八十號

昭和二十一年法律第二百八十一號

昭和二十一年法律第二百八十二號

昭和二十一年法律第二百八十三號

昭和二十一年法律第二百八十四號

昭和二十一年法律第二百八十五號

昭和二十一年法律第二百八十六號

昭和二十一年法律第二百八十七號

昭和二十一年法律第二百八十八號

昭和二十一年法律第二百八十九號

昭和二十一年法律第二百九十號

昭和二十一年法律第二百九十一號

昭和二十一年法律第二百九十二號

昭和二十一年法律第二百九十三號

昭和二十一年法律第二百九十四號

昭和二十一年法律第二百九十五號

昭和二十一年法律第二百九十六號

昭和二十一年法律第二百九十七號

昭和二十一年法律第二百九十八號

昭和二十一年法律第二百九十九號

昭和二十一年法律第三百號

昭和二十一年法律第三百一號

昭和二十一年法律第三百二號

昭和二十一年法律第三百三號

昭和二十一年法律第三百四號

昭和二十一年法律第三百五號

昭和二十一年法律第三百六號

昭和二十一年法律第三百七號

昭和二十一年法律第三百八號

昭和二十一年法律第三百九號

昭和二十一年法律第三百十號

昭和二十一年法律第三百十一號

昭和二十一年法律第三百十二號

昭和二十一年法律第三百十三號

昭和二十一年法律第三百十四號

昭和二十一年法律第三百十五號

昭和二十一年法律第三百十六號

昭和二十一年法律第三百十七號

昭和二十一年法律第三百十八號

昭和二十一年法律第三百十九號

昭和二十一年法律第三百二十號

昭和二十一年法律第三百二十一號

昭和二十一年法律第三百二十二號

昭和二十一年法律第三百二十三號

昭和二十一年法律第三百二十四號

昭和二十一年法律第三百二十五號

昭和二十一年法律第三百二十六號

昭和二十一年法律第三百二十七號

昭和二十一年法律第三百二十八號

昭和二十一年法律第三百二十九號

昭和二十一年法律第三百三十號

昭和二十一年法律第三百三十一號

昭和二十一年法律第三百三十二號

昭和二十一年法律第三百三十三號

昭和二十一年法律第三百三十四號

昭和二十一年法律第三百三十五號

昭和二十一年法律第三百三十六號

昭和二十一年法律第三百三十七號

昭和二十一年法律第三百三十八號

昭和二十一年法律第三百三十九號

昭和二十一年法律第三百四十號

昭和二十一年法律第三百四十一號

昭和二十一年法律第三百四十二號

昭和二十一年法律第三百四十三號

昭和二十一年法律第三百四十四號

昭和二十一年法律第三百四十五號

昭和二十一年法律第三百四十六號

昭和二十一年法律第三百四十七號

昭和二十一年法律第三百四十八號

昭和二十一年法律第三百四十九號

昭和二十一年法律第三百五十號

昭和二十一年法律第三百五十一號

昭和二十一年法律第三百五十二號

昭和二十一年法律第三百五十三號

昭和二十一年法律第三百五十四號

昭和二十一年法律第三百五十五號

昭和二十一年法律第三百五十六號

昭和二十一年法律第三百五十七號

昭和二十一年法律第三百五十八號

昭和二十一年法律第三百五十九號

昭和二十一年法律第三百六十號

昭和二十一年法律第三百六十一號

昭和二十一年法律第三百六十二號

昭和二十一年法律第三百六十三號

昭和二十一年法律第三百六十四號

昭和二十一年法律第三百六十五號

昭和二十一年法律第三百六十六號

昭和二十一年法律第三百六十七號

昭和二十一年法律第三百六十八號

昭和二十一年法律第三百六十九號

昭和二十一年法律第三百七十號

昭和二十一年法律第三百七十一號

昭和二十一年法律第三百七十二號

昭和二十一年法律第三百七十三號

昭和二十一年法律第三百七十四號

昭和二十一年法律第三百七十五號

昭和二十一年法律第三百七十六號

昭和二十一年法律第三百七十七號

昭和二十一年法律第三百七十八號

昭和二十一年法律第三百七十九號

昭和二十一年法律第三百八十號

昭和二十一年法律第三百八十一號

昭和二十一年法律第三百八十二號

昭和二十一年法律第三百八十三號

昭和二十一年法律第三百八十四號

昭和二十一年法律第三百八十五號

昭和二十一年法律第三百八十六號

昭和二十一年法律第三百八十七號

昭和二十一年法律第三百八十八號

昭和二十一年法律第三百八十九號

昭和二十一年法律第三百九十號

昭和二十一年法律第三百九十一號

昭和二十一年法律第三百九十二號

昭和二十一年法律第三百九十三號

昭和二十一年法律第三百九十四號

昭和二十一年法律第三百九十五號

昭和二十一年法律第三百九十六號

昭和二十一年法律第三百九十七號

昭和二十一年法律第三百九十八號

昭和二十一年法律第三百九十九號

昭和二十一年法律第四百號

昭和二十一年法律第四百一號

昭和二十一年法律第四百二號

昭和二十一年法律第四百三號

昭和二十一年法律第四百四號

昭和二十一年法律第四百五號

昭和二十一年法律第四百六號

昭和二十一年法律第四百七號

昭和二十一年法律第四百八號

昭和二十一年法律第四百九號

昭和二十一年法律第四百十號

昭和二十一年法律第四百十一號

昭和二十一年法律第四百十二號

昭和二十一年法律第四百十三號

昭和二十一年法律第四百十四號

昭和二十一年法律第四百十五號

昭和二十一年法律第四百十六號

昭和二十一年法律第四百十七號

昭和二十一年法律第四百十八號

昭和二十一年法律第四百十九號

昭和二十一年法律第四百二十號

昭和二十一年法律第四百二十一號

昭和二十一年法律第四百二十二號

昭和二十一年法律第四百二十三號

昭和二十一年法律第四百二十四號

昭和二十一年法律第四百二十五號

昭和二十一年法律第四百二十六號

昭和二十一年法律第四百二十七號

昭和二十一年法律第四百二十八號

昭和二十一年法律第四百二十九號

昭和二十一年法律第四百三十號

昭和二十一年法律第四百三十一號

昭和二十一年法律第四百三十二號

昭和二十一年法律第四百三十三號

昭和二十一年法律第四百三十四號

昭和二十一年法律第四百三十五號

昭和二十一年法律第四百三十六號

昭和二十一年法律第四百三十七號

昭和二十一年法律第四百三十八號

昭和二十一年法律第四百三十九號

昭和二十一年法律第四百四十號

昭和二十一年法律第四百四十一號

昭和二十一年法律第四百四十二號

昭和二十一年法律第四百四十三號

昭和二十一年法律第四百四十四號

昭和二十一年法律第四百四十五號

昭和二十一年法律第四百四十六號

昭和二十一年法律第四百四十七號

昭和二十一年法律第四百四十八號

昭和二十一年法律第四百四十九號

昭和二十一年法律第四百五十號

昭和二十一年法律第四百五十一號

昭和二十一年法律第四百五十二號

昭和二十一年法律第四百五十三號

昭和二十一年法律第四百五十四號

昭和二十一年法律第四百五十五號

昭和二十一年法律第四百五十六號

昭和二十一年法律第四百五十七號

昭和二十一年法律第四百五十八號

昭和二十一年法律第四百五十九號

昭和二十一年法律第四百六十號

昭和二十一年法律第四百六十一號

昭和二十一年法律第四百六十二號

昭和二十一年法律第四百六十三號

昭和二十一年法律第四百六十四號

昭和二十一年法律第四百六十五號

昭和二十一年法律第四百六十六號

昭和二十一年法律第四百六十七號

昭和二十一年法律第四百六十八號

昭和二十一年法律第四百六十九號

昭和二十一年法律第四百七十號

昭和二十一年法律第四百七十一號

昭和二十一年法律第四百七十二號

昭和二十一年法律第四百七十三號

昭和二十一年法律第四百七十四號

昭和二十一年法律第四百七十五號

昭和二十一年法律第四百七十六號

昭和二十一年法律第四百七十七號

昭和二十一年法律第四百七十八號

昭和二十一年法律第四百七十九號

昭和二十一年法律第四百八十號

昭和二十一年法律第四百八十一號

昭和二十一年法律第四百八十二號

昭和二十一年法律第四百八十三號

昭和二十一年法律第四百八十四號

昭和二十一年法律第四百八十五號

昭和二十一年法律第四百八十六號

昭和二十一年法律第四百八十七號

昭和二十一年法律第四百八十八號

昭和二十一年法律第四百八十九號

昭和二十一年法律第四百九十號

昭和二十一年法律第四百九十一號

昭和二十一年法律第四百九十二號

昭和二十一年法律第四百九十三號

昭和二十一年法律第四百九十四號

昭和二十一年法律第四百九十五號

昭和二十一年法律第四百九十六號

昭和二十一年法律第四百九十七號

昭和二十一年法律第四百九十八號

昭和二十一年法律第四百九十九號

昭和二十一年法律第五百號

昭和二十一年法律第五百一號

昭和二十一年法律第五百二號

昭和二十一年法律第五百三號

昭和二十一年法律第五百四號

昭和二十一年法律第五百五號

昭和二十一年法律第五百六號

昭和二十一年法律第五百七號

昭和二十一年法律第五百八號

昭和二十一年法律第五百九號

昭和二十一年法律第五百十號

昭和二十一年法律第五百十一號

昭和二十一年法律第五百十二號

昭和二十一年法律第五百十三號

昭和二十一年法律第五百十四號

昭和二十一年法律第五百十五號

昭和二十一年法律第五百十六號

昭和二十一年法律第五百十七號

昭和二十一年法律第五百十八號

昭和二十一年法律第五百十九號

昭和二十一年法律第五百二十號

昭和二十一年法律第五百二十一號

昭和二十一年法律第五百二十二號

昭和二十一年法律第五百二十三號

昭和二十一年法律第五百二十四號

昭和二十一年法律第五百二十五號

昭和二十一年法律第五百二十六號

昭和二十一年法律第五百二十七號

昭和二十一年法律第五百二十八號

昭和二十一年法律第五百二十九號

昭和二十一年法律第五百三十號

昭和二十一年法律第五百三十一號

昭和二十一年法律第五百三十二號

昭和二十一年法律第五百三十三號

昭和二十一年法律第五百三十四號

昭和二十一年法律第五百三十五號

昭和二十一年法律第五百三十六號

昭和二十一年法律第五百三十七號

昭和二十一年法律第五百三十八號

昭和二十一年法律第五百三十九號

昭和二十一年法律第五百四十號

昭和二十一年法律第五百四十一號

昭和二十一年法律第五百四十二號

昭和二十一年法律第五百四十三號

昭和二十一年法律第五百四十四號

昭和二十一年法律第五百四十五號

昭和二十一年法律第五百四十六號

昭和二十一年法律第五百四十七號

昭和二十一年法律第五百四十八號

昭和二十一年法律第五百四十九號

昭和二十一年法律第五百五十號

昭和二十一年法律第五百五十一號

昭和二十一年法律第五百五十二號

昭和二十一年法律第五百五十三號

昭和二十一年法律第五百五十四號

昭和二十一年法律第五百五十五號

昭和二十一年法律第五百五十六號

昭和二十一年法律第五百五十七號

昭和二十一年法律第五百五十八號

昭和二十一年法律第五百五十九號

昭和二十一年法律第五百六十號

昭和二十一年法律第五百六十一號

昭和二十一年法律第五百六十二號

昭和二十一年法律第五百六十三號

昭和二十一年法律第五百六十四號

昭和二十一年法律第五百六十五號

昭和二十一年法律第五百六十六號

昭和二十一年法律第五百六十七號

昭和二十一年法律第五百六十八號

昭和二十一年法律第五百六十九號

昭和二十一年法律第五百七十號

昭和二十一年法律第五百七十一號

昭和二十一年法律第五百七十二號

昭和二十一年法律第五百七十三號

昭和二十一年法律第五百七十四號

昭和二十一年法律第五百七十五號

昭和二十一年法律第五百七十六號

昭和二十一年法律第五百七十七號

昭和二十一年法律第五百七十八號

昭和二十一年法律第五百七十九號

昭和二十一年法律第五百八十號

昭和二十一年法律第五百八十一號

昭和二十一年法律第五百八十二號

昭和二十一年法律第五百八十三號

昭和二十一年法律第五百八十四號

昭和二十一年法律第五百八十五號

昭和二十一年法律第五百八十六號

昭和二十一年法律第五百八十七號

昭和二十一年法律第五百八十八號

昭和二十一年法律第五百八十九號

昭和二十一年法律第五百九十號

昭和二十一年法律第五百九十一號

昭和二十一年法律第五百九十二號

昭和二十一年法律第五百九十三號

昭和二十一年法律第五百九十四號

昭和二十一年法律第五百九十五號

昭和二十一年法律第五百九十六號

昭和二十一年法律第五百九十七號

昭和二十一年法律第五百九十八號

昭和二十一年法律第五百九十九號

昭和二十一年法律第六百號

昭和二十一年法律第六百一號

昭和二十一年法律第六百二號

昭和二十一年法律第六百三號

昭和二十一年法律第六百四號

昭和二十一年法律第六百五號

昭和二十一年法律第六百六號

昭和二十一年法律第六百七號

昭和二十一年法律第六百八號

昭和二十一年法律第六百九號

昭和二十一年法律第六百十號

昭和二十一年法律第六百十一號

昭和二十一年法律第六百十二號

昭和二十一年法律第六百十三號

昭和二十一年法律第六百十四號

昭和二十一年法律第六百十五號

昭和二十一年法律第六百十六號

昭和二十一年法律第六百十七號

昭和二十一年法律第六百十八號

昭和二十一年法律第六百十九號

昭和二十一年法律第六百二十號

昭和二十一年法律第六百二十一號

昭和二十一年法律第六百二十二號

昭和二十一年法律第六百二十三號

昭和二十一年法律第六百二十四號

昭和二十一年法律第六百二十五號

昭和二十一年法律第六百二十六號

昭和二十一年法律第六百二十七號

昭和二十一年法律第六百二十八號

昭和二十一年法律第六百二十九號

昭和二十一年法律第六百三十號

昭和二十一年法律第六百三十一號

昭和二十一年法律第六百三十二號

昭和二十一年法律第六百三十三號

昭和二十一年法律第六百三十四號

昭和二十一年法律第六百三十五號

昭和二十一年法律第六百三十六號

昭和二十一年法律第六百三十七號

昭和二十一年法律第六百三十八號

昭和二十一年法律第六百三十九號

昭和二十一年法律第六百四十號

昭和二十一年法律第六百四十一號

昭和二十一年法律第六百四十二號

昭和二十一年法律第六百四十三號

昭和二十一年法律第六百四十四號

昭和二十一年法律第六百四十五號

昭和二十一年法律第六百四十六號

昭和二十一年法律第六百四十七號

昭和二十一年法律第六百四十八號

昭和二十一年法律第六百四十九號

昭和二十一年法律第六百五十號

昭和二十一年法律第六百五十一號

昭和二十一年法律第六百五十二號

昭和二十一年法律第六百五十三號

昭和二十一年法律第六百五十四號

昭和二十一年法律第六百五十五號

昭和二十一年法律第六百五十六號

昭和二十一年法律第六百五十七號

昭和二十一年法律第六百五十八號

昭和二十一年法律第六百五十九號

昭和二十一年法律第六百六十號

昭和二十一年法律第六百六十一號

昭和二十一年法律第六百六十二號

昭和二十一年法律第六百六十三號

昭和二十一年法律第六百六十四號

昭和二十一年法律第六百六十五號

昭和二十一年法律第六百六十六號

昭和二十一年法律第六百六十七號

昭和二十一年法律第六百六十八號

昭和二十一年法律第六百六十九號

昭和二十一年法律第六百七十號

昭和二十一年法律第六百七十一號

昭和二十一年法律第六百七十二號

昭和二十一年法律第六百七十三號

昭和二十一年法律第六百七十四號

昭和二十一年法律第六百七十五號

昭和二十一年法律第六百七十六號

昭和二十一年法律第六百七十七號

昭和二十一年法律第六百七十八號

昭和二十一年法律第六百七十九號

昭和二十一年法律第六百八十號

昭和二十一年法律第六百八十一號

昭和二十一年法律第六百八十二號

昭和二十一年法律第六百八十三號

昭和二十一年法律第六百八十四號

昭和二十一年法律第六百八十五號

昭和二十一年法律第六百八十六號

昭和二十一年法律第六百八十七號

昭和二十一年法律第六百八十八號

昭和二十一年法律第六百八十九號

昭和二十一年法律第六百九十號

昭和二十一年法律第六百九十一號

昭和二十一年法律第六百九十二號

昭和二十一年法律第六百九十三號

昭和二十一年法律第六百九十四號

昭和二十一年法律第六百九十五號

昭和二十一年法律第六百九十六號

昭和二十一年法律第六百九十七號

昭和二十一年法律第六百九十八號

昭和二十一年法律第六百九十九號

昭和二十一年法律第七百號

昭和二十一年法律第七百一號

昭和二十一年法律第七百二號

昭和二十一年法律第七百三號

昭和二十一年法律第七百四號

昭和二十一年法律第七百五號

昭和二十一年法律第七百六號

昭和二十一年法律第七百七號

昭和二十一年法律第七百八號

昭和二十一年法律第七百九號

昭和二十一年法律第七百十號

昭和二十一年法律第七百十一號

昭和二十一年法律第七百十二號

昭和二十一年法律第七百十三號

昭和二十一年法律第七百十四號

昭和二十一年法律第七百十五號

昭和二十一年法律第七百十六號

昭和二十一年法律第七百十七號

昭和二十一年法律第七百十八號

昭和二十一年法律第七百十九號

昭和二十一年法律第七百二十號

昭和二十一年法律第七百二十一號

昭和二十一年法律第七百二十二號

昭和二十一年法律第七百二十三號

昭和二十一年法律第七百二十四號

昭和二十一年法律第七百二十五號

昭和二十一年法律第七百二十六號

昭和二十一年法律第七百二十七號

昭和二十一年法律第七百二十八號

昭和二十一年法律第七百二十九號

昭和二十一年法律第七百三十號

昭和二十一年法律第七百三十一號

昭和二十一年法律第七百三十二號

昭和二十一年法律第七百三十三號

昭和二十一年法律第七百三十四號

昭和二十一年法律第七百三十五號

昭和二十一年法律第七百三十六號

昭和二十一年法律第七百三十七號

昭和二十一年法律第七百三十八號

昭和二十一年法律第七百三十九號

昭和二十一年法律第七百四十號

昭和二十一年法律第七百四十一號

昭和二十一年法律第七百四十二號

昭和二十一年法律第七百四十三號

昭和二十一年法律第七百四十四號

昭和二十一年法律第七百四十五號

昭和二十一年法律第七百四十六號

昭和二十一年法律第七百四十七號

昭和二十一年法律第七百四十八號

昭和二十一年法律第七百四十九號

昭和二十一年法律第七百五十號

昭和二十一年法律第七百五十一號

昭和二十一年法律第七百五十二號

昭和二十一年法律第七百五十三號

昭和二十一年法律第七百五十四號

昭和二十一年法律第七百五十五號

昭和二十一年法律第七百五十六號

昭和二十一年法律第七百五十七號

昭和二十一年法律第七百五十八號

昭和二十一年法律第七百五十九號

昭和二十一年法律第七百六十號

昭和二十一年法律第七百六十一號

昭和二十一年法律第七百六十二號

昭和二十一年法律第七百六十三號

昭和二十一年法律第七百六十四號

昭和二十一年法律第七百六十五號

昭和二十一年法律第七百六十六號

昭和二十一年法律第七百六十七號

昭和二十一年法律第七百六十八號

昭和二十一年法律第七百六十九號

昭和二十一年法律第七百七十號

昭和二十一年法律第七百七十一號

昭和二十一年法律第七百七十二號

昭和二十一年法律第七百七十三號

昭和二十一年法律第七百七十四號

昭和二十一年法律第七百七十五號

昭和二十一年法律第七百七十六號

昭和二十一年法律第七百七十七號

昭和二十一年法律第七百七十八號

昭和二十一年法律第七百七十九號

昭和二十一年法律第七百八十號

昭和二十一年法律第七百八十一號

昭和二十一年法律第七百八十二號

昭和二十一年法律第七百八十三號

昭和二十一年法律第七百八十四號

昭和二十一年法律第七百八十五號

昭和二十一年法律第七百八十六號

昭和二十一年法律第七百八十七號

昭和二十一年法律第七百八十八號

昭和二十一年法律第七百八十九號

昭和二十一年法律第七百九十號

昭和二十一年法律第七百九十一號

昭和二十一年法律第七百九十二號

昭和二十一年法律第七百九十三號

昭和二十一年法律第七百九十四號

昭和二十一年法律第七百九十五號

昭和二十一年法律第七百九十六號

昭和二十一年法律第七百九十七號

昭和二十一年法律第七百九十八號

昭和二十一年法律第七百九十九號

昭和二十一年法律第八百號

昭和二十一年法律第八百一號

昭和二十一年法律第八百二號

昭和二十一年法律第八百三號

昭和二十一年法律第八百四號

昭和二十一年法律第八百五號

昭和二十一年法律第八百六號

昭和二十一年法律第八百七號

昭和二十一年法律第八百八號

昭和二十一年法律第八百九號

昭和二十一年法律第八百十號

昭和二十一年法律第八百十一號

昭和二十一年法律第八百十二號

昭和二十一年法律第八百十三號

昭和二十一年法律第八百十四號

昭和二十一年法律第八百十五號

昭和二十一年法律第八百十六號

昭和二十一年法律第八百十七號

昭和二十一年法律第八百十八號

昭和二十一年法律第八百十九號

昭和二十一年法律第八百二十號

昭和二十一年法律第八百二十一號

昭和二十一年法律第八百二十二號

昭和二十一年法律第八百二十三號

昭和二十一年法律第八百二十四號

昭和二十一年法律第八百二十五號

昭和二十一年法律第八百二十六號

昭和二十一年法律第八百二十七號

昭和二十一年法律第八百二十八號

昭和二十一年法律第八百二十九號

昭和二十一年法律第八百三十號

昭和二十一年法律第八百三十一號

昭和二十一年法律第八百三十二號

昭和二十一年法律第八百三十三號

昭和二十一年法律第八百三十四號

昭和二十一年法律第八百三十五號

昭和二十一年法律第八百三十六號

昭和二十一年法律第八百三十七號

昭和二十一年法律第八百三十八號

昭和二十一年法律第八百三十九號

昭和二十一年法律第八百四十號

昭和二十一年法律第八百四十一號

昭和二十一年法律第八百四十二號

昭和二十一年法律第八百四十三號

昭和二十一年法律第八百四十四號

昭和二十一年法律第八百四十五號

昭和二十一年法律第八百四十六號

昭和二十一年法律第八百四十七號

昭和二十一年法律第八百四十八號

昭和二十一年法律第八百四十九號

昭和二十一年法律第八百五十號

昭和二十一年法律第八百五十一號

昭和二十一年法律第八百五十二號

昭和二十一年法律第八百五十三號

昭和二十一年法律第八百五十四號

昭和二十一年法律第八百五十五號

昭和二十一年法律第八百五十六號

昭和二十一年法律第八百五十七號

昭和二十一年法律第八百五十八號

昭和二十一年法律第八百五十九號

昭和二十一年法律第八百六十號

昭和二十一年法律第八百六十一號

昭和二十一年法律第八百六十二號

昭和二十一年法律第八百六十三號

昭和二十一年法律第八百六十四號

昭和二十一年法律第八百六十五號

昭和二十一年法律第八百六十六號

昭和二十一年法律第八百六十七號

昭和二十一年法律第八百六十八號

昭和二十一年法律第八百六十九號

昭和二十一年法律第八百七十號

昭和二十一年法律第八百七十一號

昭和二十一年法律第八百七十二號

昭和二十一年法律第八百七十三號

昭和二十一年法律

前の解散又は合併に因る清算所得に對する法人税については、なほ從前の例による。

第三十二條　各事業年度の剰餘金に對する特別法人税については、昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算剰餘金に對する特別法人税については、同日以後の解散又は合併に因る分から、改正後の特別法人税法の規定を適用する。

昭和二十一年三月三十一日以前に終了した各事業年度の剰餘金に對する特別法人税及び同日以前の解散又は合併に因る清算剰餘金に對する特別法人税については、なほ從前の例による。

第三十三條　法人の各事業年度の純益に對する營業税については、昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算純益に對する營業税については、同日以後における解散又は合併に因る分から、個人の營業税については、昭和二十一年分から、改正後の營業税法の規定を適用する。但し、個人の營業税については、營業税法第十條第三項、第四項及び第十二條第二項の改正規定は、昭和二十二年分から、これを適用する。

從前の營業税法第四條第二項、第七條第六項及び第十條第二項の規定は、法人の昭和二十一年四月一日以後に終了する各事業年度分の營業税及び個人の昭和二十一年分以後の營業税について、なほその效力を有する。

法人の昭和二十一年三月三十一日以前に終了した各事業年度の純益及び同日以前の解散又は合併に因る清算純益に對する營業税並びに個人の昭和二十年分以前の營業税については、なほ從前の例による。

第三十四條　地租法第十條の改正規定は、昭和二十一年分の地租から、これを適用する。

昭和二十年分以前の地租については、なほ從前の例による。

第三十五條　家屋税法第七條の改正規定は、昭和二十二年分の家屋税から、これを適用する。

昭和二十一年分以前の家屋税については、なほ從前の例による。

第三十六條　第七條の規定施行前開始した相續に關する相續税については、なほ從前の例による。但し、昭和二十一年七月一日以後に隱居に因り開始した家督相續又は同日以後になした相續税法第二十三條第一項に規定する贈與については、これらの課税價格が百萬圓を超える場合に限り、同法第八條の改正規定を適用する。

第三十七條　鑛區税法第二條の改正規定は、昭和二十二年分の鑛區税から、これを適用する。

昭和二十一年分以前の鑛區税については、なほ從前の例による。

第三十八條　有價證券移轉税は、第九條の規定施行の日の前日までは、昭和二十年勅令第四百二十三號廢止の日以後においても、これを課しない。

昭和二十年八月一日から第九條の規定施行の日の前日までの間に、有價證券仲買人の業を開始した者又はその營業を廢止した者は、同條の規定施行の日から一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

第九條の規定施行前に課した又は課すべきであつた有價證券移轉税については、なほ從前の例による。

第三十九條　恩給金庫法第四十一條、庶民金庫法第二十六條、國民更生金庫法第二十七條、住宅營團法第二十七條、帝都高速度交通營團法第三十條、農地開發法第三十一條、產業設備營團法第二十九條、戰時金融金庫法第二十六條、南方開發金庫法第二十七條及び國民醫療法第六十一條中「及有價證券移轉税法」を削る。

第四十條　當分の間、他の法令中登錄税の税率の特例を定めてゐる場合において、法人の設立、資本の增加又は株金拂込について、税率が「千分ノ一」と定められてゐるときは「千分ノ一・五」、「千分ノ五」と定められてゐるときは「千分ノ六」と讀み替へ、不動產又は船舶の取得について、税率が「千分ノ一」と定められてゐるときは「千分ノ一・五」、「千分ノ三」と定められてゐるときは「千分ノ四」と讀み替へるものとする。

第十條の規定施行前に課した又は課すべきであつた登錄税については、なほ從前の例による。

第四十一條　第十一條の規定施行前に課した又は課すべきであつた酒税については、なほ從前の例による。

第十一條の規定施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、酒類の製造者又は販賣業者が、各種類を通じて、合計四斗以上の酒類を所持する場合及びその所持する酒類が、合計四斗に滿たない場合でも、命令で定める酒類が、合計一斗以上である場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、その所持する酒類に對し酒税を納する。この場合において、有價證券仲買人の業を開始した者又はその營業を廢止した者は、同條の規定施行の日から一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

第九條の規定施行前に課した又は課すべきであつた有價證券移轉税については、なほ從前の例による。

第四十二條　第十三條の規定施行前の酒類の製造者又は販賣業者は、その所持する酒類の種類、級別及びアルコール分の異なるごとに數量、價格及び貯藏の場所を、第十一條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

第十一條の規定施行の際、製造場に現存する酒類で、戻入又は移入したものについては、酒税法第三十八條第一項の規定にかかはらず、これを移出した時に酒税を徴收する。この場合においては、第二項後段に定める税額を、その税額とする。

第四十二條　第十三條の規定施行前に課した又は課すべきであつた清涼飲料税については、なほ從前の例による。

第十三條の規定施行の際、製造場以外の場所で、同一人が、第一種又は第二種を通じて、合計一石以上の清涼飲料を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなし、清涼飲料税を課する。この場合においては、第十三條の規定施行の日に、その清涼飲料を、製造場外に移出したものとみなし、第一種の清涼飲料については、一石について二百五十圓、第二種の清涼飲料については、一石について三百九十圓の割合により算出した金額を、その税額として、命令の定めるところにより徴收する。

前項の清涼飲料の所持者は、その所持する清涼飲料の種別、數量及び貯藏の場所を、第十三條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

第四十三條　第十四條の規定施行前に課した又は課すべきであつた砂糖消費税又は砂糖特別消費税については、なほ從前の例による。

第十四條の規定施行後一箇月以内に輸出した菓子、糖果その他命令で定める物品に對する砂糖消費税法第十二條ノ二の規定による交付金については、なほ從前の例による。

從前の砂糖消費税法第三條の税率により消費税を課せられた砂糖（糖蜜又は糖水を原料として製造した砂糖（第三種の砂糖を除く。）、糖蜜又は糖水で、第十四條の規定施行後製造場から引き取られるものについては、同法第十二條の規定にかかはらず、消費税を徴收する。この場合においては、改正後の同法第三條の税率により算出した金額と從前の同條の税率により算出した金額との差額を、その税額とする。

從前の砂糖消費税法第三條の税率により消費税を課せられた第二種乙の砂糖を以て製造した第三種の砂糖で、第十四條の規定施行後製造場から引き取られるものについては、改正後の同法第三條中「八十五圓」とあるのは、「四百四十一圓八十錢」と讀み替へ、「百二十圓」とあるのは、「四百六十二圓五十錢」と讀み替へるものとする。

第十四條の規定施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、同一人が、各種類を通じて、合計三百斤以上の砂糖、糖蜜又は糖水を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなし、清涼飲料税を課する。この場合においては、第十三條の規定施行の日に、この者が、同條の規定施行の日に、これを製造場から引き取つたものとみなし、消費税を課する。この場合においては、改正後の砂糖消費税法第三條の税率により算出した金額と從前の同條の税率により算出した金額との差額、第三種の砂糖については、氷砂糖は百斤について四百三十八圓、その他のものは百斤について四百五十七圓の割合により算出した金額）を、その税額として、命令の定めるところにより徴收する。但し、從前の砂糖消費税法により特別消費税を課せられた砂糖、糖蜜又は糖水を所持する場合においては、その課せられた税額に相當する金額を控除した金額を、その税額とする。

前項の砂糖、糖蜜又は糖水の所持者は、その所持する砂糖、糖蜜又は糖水の種別、數量及び貯藏の場所を、第十四條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

第十四條　第十五條の規定施行前に課した又は課すべきであつた織物消費税については、なほ從前の例による。

從前の織物消費税法第二條の税率により消費税を課せられた織物で、第十五條の規定施行後製造場から引き取られるものについては、同法第八條の規定にかかはらず、消費税を徴收する。この場合においては、改正後の同法第二條の税率により算出した金額と從前の同條の税率により算出した金額

との差額を、その稅額とする。

第十五條の規定施行の際、製造場又は保稅地域以外の場所で、織物又は織物を原料とする製品（以下織物製品といふ。）の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者が、總價格一萬圓以上の織物又は織物製品（從前の物品稅法により物品稅を課せられたものを除く。）を所持する場合においては、その者が、同條の規定施行の日に、これを製造場から引き取つたものとみなし、消費稅を課する。この場合において、改正後の織物消費稅法第二條の稅率により算出した金額と從前の同條の稅率により算出した金額との差額を、その稅額として、命令の定めるところにより徵收する。

前項の織物又は織物製品中、命令で定めるものについては、同項の規定にかかはらず、命令の定めるところにより、その織物又は織物製品を、その貯藏の場所から引き取る時に、その消費稅を徵收することができる。

第三項の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者は、その所持する織物又は織物製品の種類、數量、價格及び貯藏の場所を、第十五條の規定施行後一箇月以內に、政府に申告しなければならない。

從前の物品稅法第一條第一種第二十五號に揭げる物品の小賣業者から、第三項の規定により消費稅を徵收する場合においては、その物品の小賣業者の組織する團體（その組織する團體を含む。）について、從前の同法第二十五條ノ二乃至第二十五條ノ七の規定を準用する。

第四十五條　第十六條の規定施行前に課した又は課すべきであつた物品稅については、なほ從前の例による。

第十六條の規定施行後一箇月以內に輸出した菓子、糖果その他命令で定める物品に對する物品稅法第十四條の規定による交付金については、なほ從前の例による。

第十六條の規定施行前から、引き續いて、從前の物品稅法第一條に揭げる第一種の物品で、改正後の同條に揭げるもの（第九十一號に揭げる物品を除く。）又はツルチンを製造する者が、第十六條の規定施行後一箇月以內に、その旨を政府に申告するときは、同條の規定施行の日に、同法第十五條の規定により、申告したものとみなす。

第十六條の規定施行の際、製造場又は保稅地域以外の場所で、改正後の物品稅法第一條に揭げる第一種若しくは第二種の物品（第一種第九十一號に揭げる物品を除く。）の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者が、次の各號の一に該當する物品を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなし、物品稅を課する。この場合においては、同條の規定施行の日に、その物品を、製造場外に移出したものとみなし、命令の定めるところにより、その物品稅を徵收する。但し、從前の規定により物品稅を課せられた物品については、その課せられた稅額に相當する金額を控除した金額を、その稅額とする。

一　改正後の物品稅法第一條に揭げる第一種の物品（從前の同法第一條に揭げる第二種の物品を除く。）で、總價格一萬圓以上のもの

二　飴、葡萄糖又は麥芽糖で、合計五百斤以上のもの

三　サッカリン又はツルチンで、合計二瓩以上のもの

四　三百斤以上の蜂蜜

前項の物品中、改正後の物品稅第十三條第一項の規定又は第十三條第一項の規定に該當するものについては、前項の規定にかかはらず、命令の定めるところにより、その物品稅を徵收しないことができる。

第四項の物品中、命令で定めるものについては、同項の規定にかかはらず、命令の定めるところにより、その物品を、その貯藏の場所から移出する時に、その物品稅を徵收することができる。

第四項の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者は、同項第一號の物品については、その品名ごとに數量、價格及び貯藏の場所を、同項第二號乃至第四號の物品については、その品名ごとに數量及び貯藏の場所を、第十六條の規定施行後一箇月以內に、政府に申告しなければならない。

從前の物品稅法第一條に揭げる第一種の物品（第九號に揭げる物品を除く。）の小賣業者から、第四項の規定により物品稅を徵收する場合においては、その物品の小賣業者の組織する團體（その組織する團體を含む。）について、從前の同法第二十五條ノ二乃至第二十五條ノ七の規定を準用する。

第四十六條　第十八條の規定施行前から、引き續き、舞踏場を經營する者が、同條の規定施行後一箇月以內に、その旨を政府に申告するときは、同條の規定施行の日に、入場稅法第七條の規定により、申告したものとみなす。

第四十七條　第十九條の規定施行前に課した又は課すべきであつた骨牌稅については、なほ從前の例による。

第十九條の規定施行の際、骨牌の製造又は販賣をなす者の所持する骨牌について、製造又は販賣をなす者が、改正後の骨牌稅法第四條の規定による稅額と從前の規定による稅額との差額に相當する金額を稅額として、骨牌稅を納めなければならない。

第四十八條　第二十條の規定施行前に課した又は課すべきであつた印紙稅については、なほ從前の例による。

印紙稅法第四條第一項に揭げる帳簿の昭和二十年七月三十一日以前に開始した附込に對する同項又は同法第七條の規定の適用については、同年八月一日から、同年勅令第四百二十三號廢止の日の前日までの期間は、これを同法第四條第一項又は第七條に規定する一年の期間に算入しない。

第四十九條　從前の納稅施設法第十七條の規定による貯蓄で第二十六條の規定施行の際現に存するものについては、なほ從前の例による。

第五十條　第二十七條の規定施行前納入の告知をした國稅の收入金又は還付金及び納付した國稅の還付金の端數の計算については、なほ從前の例による。

第五十一條　法人の昭和二十一年三月三十一日以前に終了した各事業年度分の臨時利得稅及び個人の昭和二十一年分以前の臨時利得稅については、なほ從前の臨時利得稅

第五十二條　第二十八條第八號の規定施行前に終了した各事業年度分の所得及び資本に對する法人稅、同號の規定施行前の合併に因る清算所得に對する法人稅並びに昭和二十一年分以前の不動產所得、乙種の配當利子所得、甲種の事業所得、乙種の事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得、乙種の退職所得及び個人の總所得に對する所得稅については、なほ從前の所得稅法人稅內外地關涉法の例による。同號の規定施行前に課した又は課すべきであつた甲種の配當利子所得及び甲種の勤勞所得に對する分類所得稅並びに從前の所得稅法人稅內外地關涉法第二十二條の規定により支拂の際賦課することを得べき綜合所得稅についてもまた同じ。

第五十三條　第二十八條第九號の規定施行前の戰時災害について、被害者の納付すべき國稅、被害物件に對して課せらるべき國稅又は戰時災害のあつた地方で納付すべき國稅の輕減若しくは免除、課稅標準の計算若しくは決定に關する特例、徵收猶豫又は納稅資格要件の特例に關しては、なほ從前の戰時災害國稅減免法の例による。但し、地租又は家屋稅については、命令で特別の定をした場合には、この限りでない。

第五十四條　今次の戰爭のため從軍した軍人軍屬又はその同居の戶主若しくは家族の所得稅、營業稅若しくは地租の輕減、免除、徵收猶豫若しくは課稅標準の決定に關する特例又は納稅資格要件の特例に關しては、なほ從前の昭和十二年法律第九十四號の例による。

第五十五條　第二十八條第十二號の規定の施行について必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十六條　酒類、遮涼飲料、砂糖、糖蜜、鹽水、骨牌、從前の物品稅法第一條に揭げる物品、糖果又は果實蜜若しくはこれに類する物で、第二十八條第十三號の規定施行前に、輸出したものに對する內國稅の免除若しくは交付金の交付又は同號の規定施行前に、關東州から輸入した物に對する租稅の輕減若しくは免除については、なほ從前の昭和十八年法律第七十二號の例による。

第五十七條　第十七條、第二十一條及び第二十八條第二號乃至第七號の規定施行前に課した又は課すべきであつた遊興飲食稅、狩獵免許稅、配當利子特別稅、外貨債特別稅、建築稅、特別行爲稅、電氣瓦斯稅及び廣告稅については、なほ從前の例による。

第五十八條　この法律による他の法律の廢止又は改正前になした行爲に關する罰則の適用については、なほ從前の例による。

臨時租稅措置法を改正する法律案

租稅特別措置法

第一條　當分の間この法律により、所得稅、法人稅、特別法人稅、營業稅及び登錄稅を、輕減若しくは免除し、又はその課稅標準の計算若しくはその徵收に關する特例を設ける。

第二條　左に揭げる甲種の配當利子所得については、命令の定めるところにより、分類所得稅を免除する。

一　明治三十九年法律第三十四號（國債に關する法律）又は社債等登錄法により、銀行（日本銀行を除く。）その他命令で定める

金融機關の登錄した公債又は社債の利子

二　貯蓄銀行法第九條第一項又は昭和十八年法律第四十三號（普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼營等に關する法律）第二條第一項の規定により、貯蓄銀行又は貯蓄銀行業務を營む銀行の供託した公債及び社債の利子

三　金融機關に對する金融機關の預金で命令で定めるものの利子

第三條　個人が、法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若しくは斡旋により、木材又は薪炭の增產の必要上、立木の伐採又は叢滅をしたときは、當該立木の伐採又は叢滅に因り生ずる山林の所得から、命令の定めるところにより計算した金額の十分の五を控除して、分類所得稅を賦課する。

第四條　個人が、相續稅法第十七條ノ二の規定により、相續財產たる不動產又は立木を相續稅の物納に充てたときは、命令の定めるところにより、當該不動產又は立木の物納に因り生ずる叢渡所得又は山林の所得から、當該不動產又は立木に課せられた相續稅額のうち命令で定める金額に相當する金額を控除して、分類所得稅を賦課する。

第五條　個人のその年中の營業の所得金額又は純益金額が、その年分の營業の所得の決定金額又は純益の決定金額に對し、五割以上減少した場合においては、命令の定めるところにより、その年分の當該營業所得に對する所得稅及び營業稅を左の區分により輕減する。

減少割合が七割以下のとき　稅額の十分の三

減少割合が七割を超えるとき　稅額の十分の六

前項の規定は、個人でその年中の營業の所得金額が五萬圓以上のものについては、これを適用しない。

前二項の規定は、個人のその年中の乙種の事業所得に該當する所得の金額が、その年分の乙種の事業所得の決定金額に對し、五割以上減少した場合に限り、命令で定めるところにより、その年分の當該營業所得に對する所得稅及び營業稅を左の區分により輕減する。

減少割合が七割以下のとき　稅額の十分の三

減少割合が七割を超えるとき　稅額の十分の六

前項の規定は、個人でその年中の營業の所得金額が五萬圓以上のものについては、これを適用しない。

第六條　國庫補助金その他これに類する收入で命令で定めるものは、命令の定めるところにより、法人稅法による所得及び營業稅法による法人の純益の計算上、これを益金に算入しない。

第七條　命令で定める法人の設定した價格平衡資金又は施設補償準備金への繰入金は、命令の定めるところにより、法人稅法による所得及び營業稅法による純益の計算上、これを損金に算入する。

第八條　命令で定める法人の設定した價格平衡資金又は施設補償準備金への繰入金は、命令の定めるところにより、法人稅法による所得及び營業稅法による純益の計算上、これを益金に算入する。

第九條　法人が額面以上の價額で株式を發行した場合の額面を超える金額については、命令の定めるところにより、その十分の五に相當する金額を、法人稅法による所得及び營業稅法による純益の計算上益金に算入しない。

第十條　法人のなした寄附金のうち、命令の定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、法人稅法による所得及び營業稅法による純益又は特別法人稅法による剩餘金の計算上、これを損金に算入しない。但し、命令で定める寄附金については、命令の定めるところにより、その一部を損金に算入する。

第十一條　法人の納付した罰金又は科料（通告處分により納付した罰金又は科料に相當する金額を含む。）は、法人稅法による所得及び營業稅法による純益の計算上、これを損金に算入しない。

第十二條　法人が合併した場合において、合併に因り消滅した法人の株式（出資を含む。本條中以下これに同じ。）を、合併後存續する法人又は合併に因り消滅した他の法人が、合併前において取得したときは、命令の定めるところにより、その取得した金錢を、合併に因り消滅した法人の株主（社員を含む。）が、合併後存續する法人又は合併に因り設立した法人から合併に因り取得した金錢とみなし、法人稅法及び營業稅法を適用する。

命令で定める法人が、各事業年度分の法人稅法及び營業稅法第十八條ノ二に規定する法人稅法第十八條ノ二及び營業稅法第十五條の申告の期限内、これを每事業年度の決算が確定した後六十日以内とする。

第十四條　前條に規定する法人は、命令の定めるところにより、各事業年度分の法人稅法及び營業稅法の規定による申告と同時に、政府に納付しなければならない。

第十五條　第十三條に規定する法人が、前條の規定による納稅をしないときは、營業稅の總額又は法人稅法の總額の千分の五に相當する金錢を納付しなければならない。

第十六條　納稅施設法第七條乃至第九條の規定は、第十三條に規定する法人について、これを適用しない。

第十七條　耕作を目的とする土地（その土地に附屬して使用される土地を含む。）について、所有權の交換をした場合においては、交換に因る所有權の取得又は交換のためにする所有權の保存の登記については、命令の定めるところにより、登錄稅を免除する。

前項の規定は、永小作權の交換又は前項の土地の所有權と永小作權との交換をした場合について、これを準用する。

第十八條　左に掲げる事項が、法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若しくは斡旋によりなされる場合においては、命令の定めるところにより、その登記の登錄稅の營業稅の輕減を受けようとする者は、命令の定めるところにより、その旨を政府に申請しなければならない。

前項の申請があつたときは、政府は輕減處分が確定するまで稅金の徵收を猶豫することができる。

一　會社の設立

金錢出資による拂込株金額及び金錢出資を目的とする株金以外の出資の價格の千分の六と、金錢以外の財產の出資による拂込株金額及び金錢以外の財產を目的とする株金以外の出資の價格の千分の一・五との合計額

二　會社資本の增加

金錢出資による增資拂込株金額及び金錢を目的とする株金以外の出資の價格の千分の六と、金錢以外の財產の出資による增資拂込株金額及び金錢以外の財產を目的とする株金以外の出資の價格の千分の一・五との合計額

三　會社の合併

第二回以後の株金拂込額

每回の金錢による增資拂込額の千分の六と、金錢以外の財產の出資による拂込株金額の千分の一・五との合計額

四　會社の設立、資本增加若しくは第二回以後の株金の拂込又は事業の設備若しくは事業の譲受の場合における不動產又は權利の取得に關する登錄稅の減免

不動產又は權利の價格の千分の四

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

甲種及び乙種の事業所得、山林所得、讓渡所得及び個人の總所得に對する所得稅並びに個人の營業稅については、昭和二十二年分からこの法律を適用する。

各事業年度の等這所得及び超過所得に對する法人稅並びに法人の各事業年度の純益に對する營業稅については、昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算純益に對する營業稅に對する法人稅及び清算純益に對する營業稅の輕減を受けようとする者は、命令の定めるところにより、その旨を政府に申請しなければならない。

前項の申請があつたときは、政府は輕減處分が確定するまで稅金の徵收を猶豫することができる。

第十條　國庫補助金その他これに類する收入で命令で定めるものは、命令の定めるところにより、法人稅法による所得及び營業稅法による法人の純益の計算上、これを益金に算入しない。

第十一條　命令で定める法人の設定した價格平衡資金又は施設補償準備金への繰入金は、命令の定めるところにより、法人稅法による所得及び營業稅法による純益の計算上、これを損金に算入する。

第十二條　法人が額面以上の價額で株式を發行した場合の額面を超える金額については、命令の定めるところにより、その十分の五に相當する金額を、法人稅法による所得及び營業稅法による純益の計算上益金に算入しない。

第十三條　命令で定める法人が、各事業年度分の法人稅法及び營業稅法第十八條ノ二に規定する法人稅法第十八條ノ二及び營業稅法第十五條の申告の期限内、これを每事業年度の決算が確定した後六十日以内とする。

第十四條　前條に規定する法人は、命令の定めるところにより、各事業年度分の法人稅法及び營業稅法の規定による申告と同時に、政府に納付しなければならない。

第十五條　第十三條に規定する法人が、前條の規定による納稅をしないときは、營業稅の總額又は法人稅法の總額の千分の五に相當する金錢を納付しなければならない。

第十六條　納稅施設法第七條乃至第九條の規定は、第十三條に規定する法人について、これを適用しない。

第十七條　耕作を目的とする土地（その土地に附屬して使用される土地を含む。）について、所有權の交換をした場合においては、交換に因る所有權の取得又は交換のためにする所有權の保存の登記については、命令の定めるところにより、登錄稅を免除する。

前項の規定は、永小作權の交換又は前項の土地の所有權と永小作權との交換をした場合について、これを準用する。

第十八條　左に掲げる事項が、法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若しくは斡旋によりなされる場合においては、命令の定めるところにより、その登記の登錄稅の營業稅の輕減を受けようとする者は、命令の定めるところにより、その旨を政府に申請しなければならない。

前項の申請があつたときは、政府は輕減處分が確定するまで稅金の徵收を猶豫することができる。

一　會社の設立

金錢出資による拂込株金額及び金錢出資を目的とする株金以外の出資の價格の千分の六と、金錢以外の財產の出資による拂込株金額及び金錢以外の財產を目的とする株金以外の出資の價格の千分の一・五との合計額

二　會社資本の增加

金錢出資による增資拂込株金額及び金錢を目的とする株金以外の出資の價格の千分の六と、金錢以外の財產の出資による增資拂込株金額及び金錢以外の財產を目的とする株金以外の出資の價格の千分の一・五との合計額

三　會社の合併

第二回以後の株金拂込額

每回の金錢による增資拂込額の千分の六と、金錢以外の財產の出資による拂込株金額の千分の一・五との合計額

四　會社の設立、資本增加若しくは第二回以後の株金の拂込又は事業の設備若しくは事業の譲受の場合における不動產又は權利の取得に關する登錄稅の減免

不動產又は權利の價格の千分の四

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

甲種及び乙種の事業所得、山林所得、讓渡所得及び個人の總所得に對する所得稅並びに個人の營業稅については、昭和二十二年分からこの法律を適用する。

各事業年度の等這所得及び超過所得に對する法人稅並びに法人の各事業年度の純益に對する營業稅については、昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算純益に對する營業稅に對する法人稅及び清算純益に對する營業稅の輕減を受けようとする法人稅及び營業稅の輕減を受けようとする者は、命令の定めるところにより、その旨を政府に申請しなければならない。

前項の申請があつたときは、政府は輕減處分が確定するまで稅金の徵收を猶豫することができる。

第十條　國庫補助金その他これに類する收入で命令で定めるものは、命令の定めるところにより、法人稅法による所得及び營業稅法による法人の純益の計算上、これを益金に算入しない。

第十一條　命令で定める法人の設定した價格平衡資金又は施設補償準備金への繰入金は、命令の定めるところにより、法人稅法による所得及び營業稅法による純益の計算上、これを損金に算入する。

第十二條　法人が額面以上の價額で株式を發行した場合の額面を超える金額については、命令の定めるところにより、その十分の五に相當する金額を、法人稅法による所得及び營業稅法による純益の計算上益金に算入しない。

第十三條　命令で定める法人が、各事業年度分の法人稅法及び營業稅法第十八條ノ二に規定する法人稅法第十八條ノ二及び營業稅法第十五條の申告の期限内、これを每事業年度の決算が確定した後六十日以内とする。

第十四條　前條に規定する法人は、命令の定めるところにより、各事業年度分の法人稅法及び營業稅法の規定による申告と同時に、政府に納付しなければならない。

第十五條　第十三條に規定する法人が、前條の規定による納稅をしないときは、營業稅の總額又は法人稅法の總額の千分の五に相當する金錢を納付しなければならない。

第十六條　納稅施設法第七條乃至第九條の規定は、第十三條に規定する法人について、これを適用しない。

第十七條　耕作を目的とする土地（その土地に附屬して使用される土地を含む。）について、所有權の交換をした場合においては、交換に因る所有權の取得又は交換のためにする所有權の保存の登記については、命令の定めるところにより、登錄稅を免除する。

前項の規定は、永小作權の交換又は前項の土地の所有權と永小作權との交換をした場合について、これを準用する。

第十八條　左に掲げる事項が、法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若しくは斡旋によりなされる場合においては、命令の定めるところにより、その登記の登錄稅の營業稅の輕減を受けようとする者は、命令の定めるところにより、その旨を政府に申請しなければならない。

前項の申請があつたときは、政府は輕減處分が確定するまで稅金の徵收を猶豫することができる。

一　會社の設立

金錢出資による拂込株金額及び金錢出資を目的とする株金以外の出資の價格の千分の六と、金錢以外の財產の出資による拂込株金額及び金錢以外の財產を目的とする株金以外の出資の價格の千分の一・五との合計額

二　會社資本の增加

金錢出資による增資拂込株金額及び金錢を目的とする株金以外の出資の價格の千分の六と、金錢以外の財產の出資による增資拂込株金額及び金錢以外の財產を目的とする株金以外の出資の價格の千分の一・五との合計額

三　會社の合併

第二回以後の株金拂込額

每回の金錢による增資拂込額の千分の六と、金錢以外の財產の出資による拂込株金額の千分の一・五との合計額

四　會社の設立、資本增加若しくは第二回以後の株金の拂込又は事業の設備若しくは事業の譲受の場合における不動產又は權利の取得に關する登錄稅の減免

不動產又は權利の價格の千分の四

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

甲種及び乙種の事業所得、山林所得、讓渡所得及び個人の總所得に對する所得稅並びに個人の營業稅については、昭和二十二年分からこの法律を適用する。

各事業年度の等這所得及び超過所得に對する法人稅並びに法人の各事業年度の純益に對する營業稅については、昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算純益に對する營業稅に對する法人稅及び清算純益に對する營業稅の輕減を受けようとする者は、命令の定めるところにより、その旨を政府に申請しなければならない。

前項の申請があつたときは、政府は輕減處分が確定するまで稅金の徵收を猶豫することができる。

第一條　所得稅法の一部を改正する法律案

地方稅法及び地方分與稅法の一部を改正する法律案

第一條　第一項中「府縣」を「道府縣」に改め、同條第二項中「府縣稅」を「道府縣稅」に、「府縣條例」を「道府縣條例」に改め、同項の次に、次の一項を加へる。

前二項ノ規定ヲ除クノ外本法中府縣、府縣稅、府縣民稅、府縣知事、府縣吏員、府縣參事會又ハ府縣條例トアルハ夫々北海道、北海道稅、北海道民稅、北海道廳長官、北海道吏員、北海道參事會又ハ北海道條例ヲ含ムモノトス

同條第三項中「及北海道地方費」を削り、同條第四項を次のやうに改める。

前項ノ場合ニ於テハ府縣、府縣稅、府縣民稅、府縣知事、府縣吏員、府縣參事會又ハ府縣條例トアルハ夫々東京都、東京都稅、東京都民稅、東京都長官、東京都吏員、東京都參事會又ハ東京都條例トス

第二十條　第一項の次に次の一項を加へる。

第四十八條ノ六第一項ノ場合ニ於テ市町村ハ府縣民稅ノ賦課總額ノ配當ニ關シ違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ其ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以內ニ府縣知事ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

同條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同條第四項中「第三項」を「前項」に改め、同條第五項中「前四項」を「前五項」に改める。

第二十六條第一項第一號中「又ハ徵收ノ囑託ヲ受ケタル滿洲國ノ國稅若ハ地方稅」を削る。

第四十六條中「百分ノ百二」を「百分ノ二百」に、「百分ノ百二十」を「百分ノ二百四十」に改める。

第四十八條中「段別稅」「府縣民段別稅」に改め、同條に次の二項を加へる。

府縣ハ前項ニ掲グルモノノ外別ニ稅目ヲ起シテ獨立稅ヲ課スルコトヲ得

前項ノ獨立稅ノ新設及變更ニ付テハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四十八條ノ二　府縣民稅ハ左ニ掲グル者ニ對シ之ヲ課ス但シ貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

一　府縣內ニ一戶ヲ構ウル個人又ハ一戶ヲ構ヘザルモ獨立ノ生計ヲ營ム個人

二　前號ニ該當セザルモ府縣內ニ事務所、營業所又ハ家屋敷ヲ有スル個人

三　府縣內ニ事務所又ハ營業所ヲ有スル法人

前項第一號又ハ第二號ノ個人ニ付テハ當該事實アル市町村每ニ、第三號ノ法人ニ付テハ其ノ事務所又ハ營業所每ニ府縣民稅ヲ課ス

第四十八條ノ三　府縣民稅ノ賦課期日ハ四月一日トス

前項ニ定ムルモノノ外府縣民稅ノ課稅方法ハ府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第六條及第十條ノ規定ハ府縣民稅ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四十八條ノ四　府縣民稅ノ賦課總額ハ六十圓ニ第四十八條ノ二ニ定ムル納稅義務者數ヲ乘ジタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ第四十八條ノ二第一項第一號又ハ第二號ノ個人ハ當該事實アル市町村每ニ、同項第三號ノ法人ハ其ノ事務所又ハ營業所每ニ獨立ノ納稅義務者ト看做ス

第四十八條ノ五　特別ノ必要アル場合ニ於テハ內務大臣ノ許可ヲ受ケ前條第一項ニ規定スル制限額ヲ超過シ其ノ百分ノ五十以內ニ於テ增課スルコトヲ得

第四十八條ノ六　府縣民稅ノ賦課總額ハ府縣條例ノ定ムル所ニ依リ之ヲ市町村ニ配當スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ法律、命令及府縣條例ニ定ムルモノノ外府縣民稅ノ課稅方法ハ關係市町村ノ條例ヲ以テ之ヲ規定セシムルコトヲ得

第五十八條中「藝妓稅附加稅」を「藝妓稅附加稅」に改める。

第四十八條第二項ノ規定ニ依ル獨立稅ノ附加稅」に改める。

第六十條第二項中「段別稅ノ賦課率」の下に「ノ二分ノ一」を加へる。

第六十一條中「百分ノ二百」を「百分ノ三百」に、「百分ノ二百四十」を「百分ノ三百六十」に改める。

第六十三條第二項中「第四十八條ニ掲グル獨立稅」を「第四十八條第一項ニ掲グル獨立稅（府縣民稅を除く）」に改める。

第六十五條第一項中「十月」を「四月」に改める。

第六十六條第一項及び第二項を次のやうに改める。

市町村民稅ノ賦課總額ハ四十圓ニ第六十四條ニ定ムル納稅義務者數ヲ乘ジタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ同條第三項中「前二項」を「前項」に改める。

第六十六條ノ二　特別ノ必要アル場合ニ於テハ府縣知事ノ許可ヲ受ケ前條第一項ニ規定スル制限額ヲ超過シ其ノ百分ノ五十以內ニ於テ增課スルコトヲ得

第七十五條第一項の次に次の一項を加へる。

府縣民稅ニ對シテハ府縣稅獨立稅割ヲ課スルコトヲ得ズ

同條第二項中「前項」を「第一項」に改める。

第七十六條第二項を次のやうに改める。

府縣民稅又ハ市町村民稅ニ對シテハ府縣稅獨立稅割又ハ市町村稅獨立稅割ヲ課スルコトヲ得ズ

第八十條第二項中「二十圓」を「二百圓」に改める。

第八十五條ノ二項中「百分ノ百」アルハ百分ノ三百、百分ノ百二十アルハ百分ノ三百六十」を「百分ノ二百」アルハ百分ノ五百、百分ノ二百四十アルハ百分ノ六百」に改める。

第八十五條ノ十中「東京都ノ區」を「東京都ノ區ノ區稅並ニ東京都ノ區」に改め、同條を第八十五條ノ十四とする。

第八十五條ノ七第一項を削り、同條を第八十五條ノ八とし、第八十五條ノ八を第八十五條ノ九とし、第八十五條ノ九を第八十五條ノ十とする。

第八十五條ノ六を第八十五條ノ七とし、第八十五條ノ五中「第六十四條」を「第六十七條」に改め、同條を第八十五條ノ六とする。

第八十五條ノ四第一項中「都民稅」を削り、同條を第八十五條ノ五とする。

第八十五條ノ四　東京都ノ區ノ存スル區域ニ於テハ第四十八條ノ四第一項ノ規定ノ準用ニ付テハ同項中六十圓ニ第四十八條ノ二ニ定ムル納稅義務者數ヲ乘ジタル額トアルハ六十圓ニ東京都ニ於ケル第一條第四項ニ於テ準用スル第四十八條ノ二ニ定ムル納稅義務者數ヲ乘ジタル額及四十圓ニ區ノ存スル區域ニ於ケル第一條第四項ニ於テ準用スル第四十八條ノ二ニ定ムル納稅義務者數ヲ乘ジタル額ノ合算額トス

都民稅ノ課稅ニ付第四十八條ノ二第二項及第四十八條ノ四第二項ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ東京都ノ區ノ存スル區域ヲ以テ市ト看做ス

第八十五條ノ十一　東京都ノ區ハ東京都條例ノ定ムル所ニ依リ其ノ區域內ニ於テ東京都ノ課スルコトヲ得ル稅ノ全部又ハ一部ヲ區稅トシテ課スルコトヲ得

前項ノ東京都條例ニ付テハ內務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第八十五條ノ十二　東京都ノ區ハ前條第一項ノ外別ニ稅目ヲ起シテ獨立稅ヲ課スルコトヲ得

前項ノ獨立稅ノ新設及變更ニ付テハ東京都ノ同意並ニ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ

第八十五條ノ十三　區稅ニ付テハ本法中市町村稅ニ關スル規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ市町村、市町村長、市町村吏員、市町村會又ハ市町村條例トアルハ區、區長、區所屬ノ官吏、區所屬ノ都吏員若ハ區吏員、區會又ハ區條例トス

第二條　地方分與稅法の一部を次のやうに改正する。

地方分與稅法目次中「第四款町村配付稅」を「第四款　町村配付稅　第五款　特別配付稅」に改める。

第二條第二項中「百分ノ十・〇六」を「百分ノ十六・六七」に、「百分ノ十四・四〇」を「百分ノ三十・四二」に改める。

第六條第一項中「百分ノ十・〇六」を「百分ノ十六・六七」に、「百分ノ十四・四〇」を「百分ノ三十・四二」に改める。

第十條中「百分ノ六十三」を「百分ノ六十五」に、「百分ノ三十七」を「百分ノ三十五」に改める。

第十三條　道府縣配付稅ハ之ヲ第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額ニ分チ第一種配付額ハ道府縣ノ課稅力ヲ標準トシ、第二種配付額ハ道府縣ノ財政需要ヲ標準トシ、第三種配付額ハ特別ノ事情アル道府縣ニ對シ其ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ分與ス

第十四條　第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額ハ夫々道府縣配付稅總額ノ百分ノ四十七・五、百分ノ四十七・五及百分ノ五トス

第十五條第四項中「百分ノ百」を「百分ノ二百」に改める。

第十六條第二項を次のやうに改める。

割增人口ハ當該道府縣ノ大都市部人口ノ三倍、都市部人口ノ二倍及町村部人口ノ合算額ニ百五十萬ヲ加ヘタルモノトス

第十六條ノ二　第三種配付額ノ分與方法ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十七條第二項中「前二條」を「第十五條及第十六條」に改める。

第十八條　前條第二項ノ規定ニ依リ減額シタル額ハ之ヲ第三種配付額ニ加フ

第十九條　市町村配付稅ハ大都市配付稅、都市配付稅、町村配付稅及特別配付稅ノ四種トス

大都市配付稅ハ大都市ニ、都市配付稅ハ都市ニ、町村配付稅ハ町村ニ、特別配付稅ハ大都市、都市及町村ニ對シテ之ヲ分與ス

大都市及都市ノ區分ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第二十條第一項第一號中「半額」を「百分ノ四十七・五」に改め、同項第

二號中「半額」を「百分ノ四十七・五」に「大都市、都市及町村ノ各總額割增人口」を「大都市總人口ノ三倍、都市總人口ノ二倍及町村總人口」に改め、同條第四項中「百分ノ二百」を「百分ノ三百」に改める。

第二十條ノ二　特別配付稅ノ總額ハ百分ノ五トス

第二十三條第四項中「百分ノ二百」を「百分ノ三百」に改める。

第二十四條第二項を次のやうに改める。

割增人口ハ當該市ノ人口ニ九十萬ヲ加ヘタルモノトス

第二十六條　前條第二項ノ規定ニ依リ減額シタル額ハ之ヲ特別配付稅ニ加フ

第二十七條　都市配付稅ハ之ヲ第一種配付額及第二種配付額ニ分チ第一種配付額ハ都市ノ課稅力ヲ標準トシ、第二種配付額ハ都市ノ財政需要ヲ標準トシテ之ヲ分與ス

第二十八條　第一種配付額及第二種配付額ハ夫々都市配付稅總額ノ半額トス

第二十九條第四項中「百分ノ二百」を「百分ノ三百」に改める。

第三十條第二項を次のやうに改める。

割增人口ハ當該市ノ人口ニ四萬五千ヲ加ヘタルモノトス

第三十一條　削除

第三十三條中「第三種配付額」を「特別配付稅」に改める。

第三十四條　町村配付稅ハ之ヲ第一種配付額及第二種配付額ニ分チ第一種配付額ハ町村ノ課稅力ヲ標準トシ、第二種配付額ハ町村ノ財政需要ヲ標準トシテ之ヲ分與ス

第三十五條　第一種配付額及第二種配付額ハ夫々町村配付稅總額ノ半額トス

第三十六條第四項中「百分ノ二百」を「百分ノ三百」に改める。

第三十七條第二項を次のやうに改める。

割增人口ハ當該町村ノ人口ニ三千ヲ加ヘタルモノトス

第三十八條　削除

第四十條中「第三種配付額」を「特別配付稅」に改める。

第四十條ノ二　特別配付稅ハ特別ノ事情アル大都市、都市及町村ニ對シ其ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ分與ス

第四十條ノ三　特別配付稅ノ分與方法ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第四十二條中「第十五條乃至第十七條、第十九條」を「第十五條、第十七條」に、「第十五條災害土木費負擔額」を「第十五條災害土木費負擔額」に改め、「人口、」の下に「第十六條ノ大都市部人口、都市部人口及町村部人口、」を加ヘる。

第四十七條第二項中「百分ノ十・〇六」を「百分ノ十六・六七」に、「昭和二十一年度ニ於テハ百分ノ十・一四、昭和二十二年度ニ於テハ百分ノ十・〇八」を「昭和二十一年度ニ於テハ百分ノ十九・三五、昭和二十二年度ニ於テハ百分ノ十八・九〇」に改め、同條第三項中「百分ノ十四・四〇」を「百分ノ三十・四二」に、「昭和二十一年度ニ於テハ百分ノ十七・九五」を「昭和二十一年度ニ於テハ百分ノ三十九・五一、昭和二十二年度ニ於テハ百分ノ三十一・四二」に改める。

第四十八條第二項中「百分ノ十・〇六」を「百分ノ十六・六七」に、「昭和二十一年度分ニ付テハ百分ノ十二・二、昭和二十二年度分ニ付テハ百分ノ十・三二、昭和二十三年度分ニ付テハ百分ノ十・一四、昭和二十四年度分ニ付テハ百分ノ十・〇八」を「昭和二十一年度分ニ付テハ百分ノ三十六・三七、昭和二十二年度分ニ付テハ百分ノ四十・〇七、昭和二十三年度分ニ付テハ百分ノ十九・二二、昭和二十四年度分ニ付テハ百分ノ十六・七三」に改め、同條第三項中「百分ノ十四・四〇」を「百分ノ三十・四二」に、「昭和二十二年度分ニ付テハ百分ノ十四・三〇、昭和二十三年度分ニ付テハ百分ノ十四・五六」を「昭和二十一年度ニ付テハ百分ノ五十七・九〇、昭和二十二年度分ニ付テハ百分ノ四十八・八、昭和二十三年度分ニ付テハ百分ノ三十・四三」に改め、同條第四項を削ル。

第四十九條　當分ノ間道府縣配付額ニハ第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額ノ外ニ第四種配付額ヲ設ケ戰災ニ因リ稅收入ノ減少スル道府縣ニ對シ其ノ減收額ヲ標準トシテ之ヲ分與ス

第四種配付額ハ道府縣配付稅總額ノ百分ノ十以內ニ於テ命令ヲ以テ定ムル額トス

道府縣配付稅中第一種配付額及第二種配付額ハ當分ノ間第十四條ノ規定ニ拘ラズ夫々道府縣配付稅總額ヨリ第十四條ニ定ムル第三種配付額及前項ニ定ムル第四種配付額ノ合算額ヲ控除シタル額ノ半額トス

第五十條　道府縣配付稅中第四種配付額ハ戰災後ノ稅收入額（戰災後稅額ト稱ス以下同ジ）ガ戰災ナカリシ場合ニ於テ收入スベカリシ稅收入見込額（戰災前稅額ト稱ス以下同ジ）ニ不足スル道府縣ニ對シ其ノ不足額ニ按分シテ之ヲ分與ス

道府縣配付稅中第四種配付額ガ前項ノ不足額ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ之ヲ第三種配付額ニ加フ

第五十一條　當分ノ間第十七條第一項中第二種配付額トアルハ第二種配付額及第四種配付額トシ同條第二項中第十五條及第十六條トアルハ第十五條、第十六條及第五十條第一項ト

第五十二條　當分ノ間市町村配付稅ニハ大都市配付稅、都市配付稅、町村配付稅及特別配付稅ノ外ニ臨時特別配付稅ヲ設ケ戰災ニ因リ稅收入ノ減少スル大都市、都市及町村ニ對シ其ノ減收額ヲ標準トシテ之ヲ分與ス

臨時特別配付稅ハ市町村配付稅總額ノ百分ノ二十以內ニ於テ命令ヲ以テ定ムル額トス

當分ノ間第二十條第一項中町村配付稅總額ノ百分ノ四十七・五トアルハ市町村配付稅總額ノ百分ノ四十七・五ヨリ臨時特別配付稅ノ半額ヲ控除シタル額トス

第五十三條　臨時特別配付稅ハ戰災後稅額ガ戰災前稅額ニ不足スル大都市、都市及町村ニ對シ其ノ不足額ニ按分シテ之ヲ分與ス

臨時特別配付稅總額ガ前項ノ不足額ノ合計額ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ之ヲ特別配付稅ニ加フ

第五十四條　當分ノ間第二十五條中大都市標準單位稅額トアルハ大都市特別標準單位稅額トシ同條第二項中前二條ノ規定ニ依ル大都市配付稅ノ額及第五十三條ノ規定ニ依ル大都市配付稅ノ額トアルハ前二條ノ規定ニ依ル臨時特別配付稅ノ額ノ合算額トス

第五十五條　當分ノ間第三十二條中都市標準單位稅額トアルハ都市特別標準單位稅額トシ、同條第二項中第二十九條及第三十條ノ規定ニ依ル都市配付稅ノ額トアルハ第二十九條及第三十條ノ規定ニ依ル都市配付稅ノ額及第五十三條ノ規定ニ依ル臨時特別配付稅ノ額ノ合算額トス

第五十六條　當分ノ間第三十九條中町村標準單位稅額トアルハ町村特別標準單位稅額トシ同條第二項中第三十六條及第三十七條ノ規定ニ依ル町村配付稅ノ額トアルハ第三十六條及第三十七條ノ規定ニ依ル町村配付稅ノ額及第五十三條ノ規定ニ依ル臨時特別配付稅ノ額ノ合算額トス

第五十七條　前三條ノ大都市特別標準單位稅額、都市特別標準單位稅額又ハ町村特別標準單位稅額ハ臨時特別配付稅ノ大都市、都市又ハ町村ニ對スル各分與額ノ總額ヲ全大都市、全都市又ハ全町村ノ人口ヲ以テ除シタル額ニ大都市標準單位稅額、都市標準單位稅額又ハ町村標準單位稅額ヲ加ハタル額トス

第五十八條　第五十條及第五十三條ノ戰災前稅額及戰災後稅額並ニ前條ノ人口ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第五十九條　昭和二十年度分以前ノ國稅附加稅額ノ算定ニ付テハ第十五條第四項中百分ノ二百トアルハ百分ノ百、第二十條第四項、第二十三條第四項、第二十九條第四項及第三十六條第四項中百分ノ三百トアルハ百分ノ二百トス

昭和二十一年度分ノ家屋稅附加稅額ノ算定ニ付テハ第十五條第四項中百分ノ百トアルハ百分ノ三百トアルハ百分ノ二百トス

第六十條　昭和二十一年度及昭和二十二年度ニ限リ第十一條第一項中前年度初日トアルハ當該年度初日トアルハ當該年度初日トス

第六十一條乃至第七十四條を削る。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、地方稅法第一條及び第八十五條ノ十一乃至第八十五條ノ十四の改正規定の施行の期日は、勅令でこれを定める。

この法律（前項但書に掲げる改正規定、地方稅法第二十六條及び第八十條の改正規定並びに附則第六項の規定を除く。）は、昭和二十一年度分から、これを適用する。

地方稅法第一條の改正規定の施行されるまでは、地方稅法中府縣に關する規定を東京都及び北海道地方費に準用する場合において、「府縣民稅」とあるのは「東京都民稅」又は「北海道民稅」と讀み替へるものとし、改正後の同法第八十五條の四中「第一條第四項」とあるのは「第一條第三項」と讀み替へるものとする。

昭和二十一年度分の家屋稅附加稅及び家屋稅割に限り、地方稅法第四十六條の改正規定中「百分ノ二百」とあるのは「百分ノ三百二十」、「百分ノ二百四十」とあるのは「百分ノ三百八十」、同法第六十一條の改正規定中「百分ノ三百」とあるのは「百分ノ四百二十」、「百分ノ三百六十」とあるのは「百分ノ五百」、同法第七十五條第一項中「家屋稅ノ百分ノ二

十五」とあるのは「家屋税ノ百分ノ三十五」、同法第七十六條第一項中「家屋税ノ百分ノ六十八」とあるのは「家屋税ノ百分ノ九十五」、同法第八十五條ノ二の改正規定中「百分ノ五百」とあるのは「百分ノ七百四十」、「百分ノ六百」とあるのは「百分ノ八百八十」、改正後の同法第八十五條ノ七中「百分ノ九十三」とあるのは「百分ノ百三十」と讀み替へるものとする。

昭和二十一年度分に限り、地方税法第四十五條中「地租附加税、家屋税附加税及營業税附加税ノ賦課率」とあるのは「地租附加税及營業税附加税ノ賦課率並ニ家屋税附加税ノ賦課率ヨリ百分ノ四十ヲ減ジタルモノヲ一・四ヲ以テ除シタルモノ」、同法第五十九條中「地租附加税、家屋税附加税及營業税附加税ノ賦課率」とあるのは「地租附加税及營業税附加税ノ賦課率並ニ家屋税附加税ノ賦課率ヨリ百分ノ四十ヲ減ジタルモノヲ一・四ヲ以テ除シタルモノ」、同法第四十八條ノ三第一項及び第六十五條第一項の改正規定中「四月一日」とあるのは「十月一日」と讀み替へるものとする。

古滿地方税徴收事務共助法は、これを廢止する。

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣（石橋湛山君）　只今議題トナリマシタ所得税法の一部を改正する等の法律案外一件ニ付キマシテ御説明申上ゲマス

終戰後ニ於ケル時局ヲ速カニ收拾シ、國民生活ノ安定ヲ確保シ、新シキ日本ノ建設ヲ期スル爲メ、當面必要ト致シマス財政需要ハ相當ノ巨額ニ上ツテ居ル次第デアリマス、之ニ善處致シマス爲ニ、租税ニ付キマシテモ國民經濟ノ實情及ビ國民生活ニ及ボス影響等ヲ愼重ニ考ヘマシタ上、適當ト認メラレル増税等ヲ行ヒ、國庫收入ノ増加ヲ圖ツテ財政ノ强化ニ資シマスト同時ニ、經濟諸情勢ノ推移ニ應ジマシテ國民負擔ノ公正ヲ期シ、併セテ徴税ノ簡素化ヲ圖ルコトニ致シタイノデアリマス、即チ直接税ニ付キマシテハ、分類所得税ノ増徴ヲ主眼ト致シマシテ、特ニ資産所得ニ對シテ重課致スコトト致シマシタ、又間接税ニ付キマシテハ、酒類等嗜好品ニ對シ重課スルコトト致シ、其ノ他各税ニ亙ツテ最近ニ於ケル物價及ビ取引ノ狀況等ニ即應致シマシテ、相當ノ増税ヲ行ハウトスルモノデアリマス、同時ニ目下ノ事情トシテ課税ヲ不適當トスルニ至リマシタ若干ノ租税ヲ廢止、又ハ改正致シマスルモノデアリマス

本案ノ内容ヲ申上ゲマスレバ、先ヅ分類所得税ニ付キマシテハ、租税收入ノ半バニ達シマスル最モ重要ナル租税デアリマスルノデ、今回ノ増税ニ於キマシテモ、只今申述ベマシタ通リ之ニ主眼ヲ置イテ居ルノデゴザイマス、即チ資産所得ニ對シ増徴ノ程度ヲ强ク致シマス、勤勞所得ニ對シマシテハ其ノ程度ヲ弱ク致シマス趣旨ニ依リマシテ、所得ノ種類ノ性質ニ應ジテ差等ヲ付ケナガラ、原則トシテ百分ノ二乃至百分ノ七程度ノ税率ノ引上ヲ行ヒマシテ、サウシテ總税額ニ於テハ二割五分程度ノ増徴ヲ圖ルト云フ計畫デアリマス、又綜合所得ニ付キマシテハ、分類所得税ノ税率ノ引上ニ照應シナガラ税率ヲ改訂致シマシテ、高額所得者ニ對スル課税ノ擴充ヲ期スルコトト致シテ居リマス

法人税ニ付キマシテハ、法人ノ臨時利得税ヲ法人税ニ統合致シマシテ、普通所得トヲ一部分致シテ課税致シマス、普通所得ニ對スル税率ハ百分ノ二程度上ゲマシタ、超過所得ニ對スル税率ハ、從來ノ臨時利得税程度ノ税收率ヲ目途ノ下ニ之ヲ定メルコトト致シテ居リマス、之ニ伴ヒマシテ、特別法人税ニ付キマシテモ相當程度ノ税率ノ引上ヲ行フコトト致シテ居ルノデアリマス

臨時利得税ハ今次ノ戰爭終了後一年以内ニ廢止スルト云フコトニナツテ居タノデゴザイマスガ、今回ノ税制改正ヲ機ト致シマシテ之ヲ廢止致シマス、併シ法人ノ臨時利得税ハ前ニ申上ゲマシタヤウニ、實質ニ於テハ之ヲ法人税ニ統合致シマス譯デゴザイマス、又個人ノ不勤勞所得ニ對スル課税ハ之ヲ所得税ニ統合致シテ居ルノデアリマス

ソレカラ相續税デゴザイマスガ、是ハ高額財産ノ相續者ニ對スル税率ヲ相當程度引上ゲルコトト致シマス、同時ニ課税最低限又ハ扶養家族控除額ハ二倍乃至四倍程度ニ引上ゲマシテ、以テ小額財産ノ相續者ノ負擔ヲ緩和スルコトト致シタイノデゴザイマス

又地方團體ノ財源デゴザイマス地租、家屋税及ビ營業税ニ付キマシテモ、地方財政ノ狀況等ヲ考慮致シマシテ、相當程度税率ヲ引上ゲ、其ノ他鑛區税、有價證券移轉税、登錄税ニ付キマシテモ、相當程度税率ノ引上ヲ行フ計畫デゴザイマス

次ニ酒税ニ付キマシテハ、此ノ酒類ガ嗜好品デアル性質ニ鑑ミマシテ、此ノ際相當重タク税ヲ課スルコトハ已ムヲ得ナイコトト認メラレマスノデ、各種酒類ノ品質等ニ應ジマシテ、税負擔ニ差等ヲ付シナガラ、總税額ニ於テ十九年度税額ノ増收ヲ圖ルコトト致シタノデアリマス

織物ニ付キマシテハ、消費税ト物品税トヲ統合致シマシテ、徴税ノ簡素化ヲ圖ル共ニ、税率ヲ原則トシテ百分ノ四十ニ致シマシタ

物品税ニ付キマシテハ、徴税ヲ簡素且ツ適正ナラシムル爲ニ、現在ノ第一種ノ物品ハ小賣課税ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、今回之ヲ改メマシテ、原則トシテ製造課税ニ致シマシタ、又製造課税ニ改メルコトノ困難ナ一部ノ物品ニ對シマシテハ、其ノ課税ヲ廢止スルコトト致シタ譯デアリマス、又甲類物品ニ對スル税率百分ノ百二十ト云フノガ從來ノ税率デアリマスガ、是ハ餘リニ高キニ失シマスノデ、之ヲ百分ノ百ニ引下ゲマス、又飴ナドニ對シマシテハ砂糖ト同程度ノ税率ノ引上ヲ行フコトト致シマシタ外、清涼飲料税、砂糖消費税、骨牌税、印紙税等ニ付キマシテモ、相當程度ノ税率ノ引上ヲ行フ計畫デゴザイマス

以上ノ増税ニ即應致シマシテ、税制ヲ出來ル限リ簡素適正ナラシムルト共ニ、終戰後ニ於ケル事態ニ應ジマシテ、税務ノ運營ノ適正等ヲ期スルコトハ致シマスル爲メ、現在ニ於ケル事態ニ應ジマシテ、税務ノ運營ノ適正等ヲ期スルコトハ課税スルモノヲ不適當ト考ヘラレル至リマシタ配當利子特別税、外貨債特別税、建築税、特別行爲税、電氣瓦斯税及ビ廣告税等ハ之ヲ廢止致シマスル外、各税法ニ亙リマシテ必要ナ改正ハ廢止ヲ行フコトト致シマシタ

尚ホ今次ノ戰爭遂行上ノ必要等ニ依リ實施セラレテ參リマシタ臨時租税措置法ハ、今回租税特別措置法ト改メマシテ、生産ノ増强並ニ國民生活ノ安定其ノ他現下緊要ノ諸政策ノ遂行ニ資スル爲メ、特ニ必要ト認ムル租税ノ減免等ニ付テノミ之ヲ整備存置致シマシテ、戰爭遂行上ノ必要ニ依ツテ定メラレマシタ租税ノ減免等ハ、此ノ際之ヲ廢止スルコトニ致シマシタ

以上述ベマシタ増税等各種ノ措置ニ依リマシテ、平年度ニ於テ三十九億七百餘萬圓、初年度デアリマス昭和二十一年度ニ於テ二十四億五千百餘萬圓ノ増收トナル見込デゴザイマス

今回ノ増税等ノ大綱ハ以上ノ如クデアリマスガ、今次ノ戰爭開始ノ前後ヲ通ジマス累次ノ増税ニ依リマシテ、國民ノ租税負擔ハ現在ニ於テモ相當重イモノトナツテ居リマス、國民經濟乃至國民生活ノ不安定ナ今日ニ於キマシテ、更ニ増税等ニ依リマシテ重税ヲ課スルコトハ洵ニ忍ビ難イコトデアリマス、併シナガラ財政ノ基礎ヲ出來ル限リ鞏固ニシ、急速ニ財政經濟ノ再建及ビ國民生活ノ安定ヲ圖リマス爲ニハ、洵ニ已ムヲ得ナイ次第デアルト考ヘテ居ル次第デアリマス、政府ハ本税等生活上ノ困難サガ増大シテ居リマス時ニ、一般的増税ヲ行フニハ深甚ノ考慮ヲ加ヘナケレバナラヌコトハ申スマデモアリマセヌ、併シナガラ多額ノ地方財源ノ補塡ヲ國庫財政ノ援助ニノミ俟チマスコトハ、國庫財政モ亦逼迫シテ居ル今日ニ於キマシテハ、所詮多クノ期待スルコトハ出來ナイノデアリマス、隨テ地方税自體ニ於テ相當ノ増税ヲ行ハントスルモノデアリマス、而シテ増税ニ當リマシテハ、地方ノ財政上ノ自主性ヲ强化スルコトモ併セ考慮シテ居ル次第デアリマス

改正ノ第一點ハ、地租、家屋税及ビ營業税ノ所謂三國税ノ附加税ニ付キマシテ、其ノ標準賦課率ヲ道府縣、市町村トモ各々百分ノ百ヅツ増率セントスルコトデアリマス、而シテ其ノ本税タル各國税ニ於キマシテモ、今回相當ノ増税ガ行ハレマスカラ、之ト地方賦課税率ノ増率ト相俟チマシテ、地方ハ相當

戰災ト、終戰後ノ社會經濟情勢ノ一變トニ依リマシテ、其ノ事情ガ激變致シ、困難ナル段階ニ立至ツテ居ルノデアリマス、此ノ地方財政ノ現況ヲ概括シテ申述ベテ見マスレバ、戰災其ノ他ニ依リ地方公共團體ハ多大ノ税源ヲ喪失致シテ居リマス、加フルニ物價ノ騰貴ニ依ル職員ノ給與改善費並ニ戰災復興其ノ他災害對策等ニ多額ノ財源ヲ必要ト致シテ居リマス、更ニ戰災其ノ他ニ依リ、地方公共團體間ノ財政事情ノ不均衡ハ極メテ著シク、且ツ其ノ狀況ハ甚ダシク複雜ト相成ツテ居リマス、而モ地方行政ノ民主化、地方自治ノ發達ト期シマスルニハ、地方制度ノ改革ト相並行致シマシテ、地方自治團體ノ財政ノ强化ト其ノ自主化ヲ圖ルコトガ必要デアリマス、斯クノ如キ地方財政ノ現況ニ鑑ミ、今回第一ニ地方財源ノ擴充、第二ニ地方財政ノ自主性ノ强化、第三ニ地方財政調整ノ適正化、此ノ三ツノコトヲ目標ト致シマシテ、地方税法及ビ地方分與税法ノ一部ヲ改正セントスル次第デアリマス

先ヅ地方税法中ノ改正事項ニ付テ概要ヲ申述ベマスガ、是ハ大體ニ於テ地方税全般ニ亙ツテ相當ノ増税ヲ行ハントスルノデアリマス、今ヤ地方民ノ擔税力ハ増强シタ面モアリマスガ、又弱化シタル面モアルノデアリマス、殊ニ生活上ノ困難サガ増大シテ居リマス時ニ、一般的増税ヲ行フニハ深甚ノ考慮ヲ加ヘナケレバナラヌコトハ申スマデモアリマセヌ、併シナガラ多額ノ地方財源ノ補塡ヲ國庫財政ノ援助ニノミ俟チマスコトハ、國庫財政モ亦逼迫シテ居ル今日ニ於キマシテハ、所詮多クノ期待スルコトハ出來ナイノデアリマス、隨テ地方税自體ニ於テ相當ノ増税ヲ行ハントスルモノデアリマス、而シテ増税ニ當リマシテハ、地方ノ財政上ノ自主性ヲ强化スルコトモ併セ考慮シテ居ル次第デアリマス

營業税ノ所謂三國税ノ附加税ニ付キマシテ、其ノ標準賦課率ヲ道府縣、市町村トモ各々百分ノ百ヅツ増率セントスルコトデアリマス、而シテ其ノ本税タル各國税ニ於キマシテモ、今回相當ノ増税ガ行ハレマスカラ、之ト地方賦課税率ノ増率ト相俟チマシテ、地方ハ相當

ノ增收ヲ期待スルコトガ出來ルノデアリマス

改正ノ第二點ハ、市町村民稅ノ納稅義務者一人當リノ平均賦課制限額ヲ四十圓ニ引上ゲマスルト共ニ、更ニ制限外課稅ノ途ヲ設ケントスルコトデアリマス、尙ホ納稅者一人ニ對スル最高賦課額ニ付キマシテハ、其ノ賦課總額ヲ著シク引上ゲル關係モアリマシテ、法定ノ制限ハ之ヲ撤廢致シマシタガ、之ニ依ツテ過當ノ賦課ガ行ハレナイヤウ適切ナル措置ヲ講ズル所存デアリマス

改正ノ第三點ハ、府縣ニ對シテ納稅義務者一人當リノ平均賦課制限額ヲ六十圓トスル所ノ府縣民稅ヲ新タニ設ケ、其ノ內容ハ大體市町村民稅ニ準ジテ居ルノデアリマス

改正ノ第四點ハ、現在市町村ニ對シ認メラレテ居リマスト同樣ニ、府縣ニ對シマシテモ新タニ法定外獨立稅設定ノ權能ヲ附與セントスルコトデアリマス

次ニ地方分與稅法ノ改正ニ付テ其ノ主要ナル點ヲ說明致シマス、改正ノ第一點ハ、配付稅全體ニ關スル事項デアリマスガ、其ノ一ツハ前述ノ地方稅制ノ改正並ニ國費地方費ノ負擔區分ノ改正等ニ依リ、地方ハ相當ノ收入ヲ見込ミ得ルノデアリマスケレドモ、之ヲ以テ未ダ地方政需要ノ增加額及ビ戰災ニ依ル地方稅ノ減收ハ不足額ハ補塡スルヲ、其ノ不足額ハ配付稅ノ增額ニ依ツテ措置スルコトト致シマシテ、是ガ爲メ其ノ繰入率及ビ分與率ヲ改訂セントスルコトデアリマス、而シテ昭和二十一年度ノ配付稅總額ハ實ニ二十億三千餘萬圓ト相成リマシタ、前年度ノ八億九千餘萬圓ニ比シ相當大幅ノ增額ト相成ツテ居ルコトデアリマス、其ノ二ハ、道府縣及ビ市町村ニ對スル財源賦與額ト財源所要額トノ調整ヲ配付稅ニ於テ圖リマスルガ爲ニ、配付稅ノ道府縣ノ分ト市町村ノ分トノ割振リヲ變更致シマシテ、道府縣ノ分ニ百分ノ二ノ增サシテ第二點ハ、道府縣ノ配付稅ニ關スル事項デアリマスルガ、其ノ一ツハ、職災後ノ道府縣ノ財政事情ハ極メテ複雜ナ變化ヲ來シテ居リ、隨テ過去ノ實績ヲ基礎ト致シマスル固定シタ法定ノ分與基準ノミヲ以テ致シマシテハ、配付稅分與ノ適正ヲ期シ難イノデ、新タニ特別ノ事情アル道府縣ニ對シテ、其ノ事情ヲ斟酌シテ分與スル所ノ第三種配付額ヲ設ケントスルコトデアリマス、其ノ二ハ、都市方面ノ特ニ甚ダシイ財政需要增加ノ狀況、人口少數團體ニ對スル財源賦與ノ必要、國民學校兒童數ノ一時的ナル增減ノ狀況等ニ鑑ミマシテ、財政需要ニ應ジテ分與スル所ノ第三種配付額ノ分與基準トナツテ居リマス、各道府縣ノ割增人口ノ算定方法ヲ改正致シマシテ、大都市部人口ノ二倍、都市部人口ノ一倍、町村部人口ノ一倍ノ合算額ニ百五十萬人ヲ加ヘタモノニ依ルコトト致シ、國民學校兒童數ニ依ル人口割增ノ制ヲ廢止セントスル

改正ノ第五點ハ、市町村ノ配付稅ニ關スル事項デアリマスルガ、其ノ一ハ戰災後大都市、都市、町村間ノ財政事情モ亦極メテ複雜ナル變化ヲ示シ、法定分與基準ノミヲ以テ致シマシテハ、大都市、都市、町村ニ對スル配付稅分割ノ適正ト期シ難キ狀況ニ鑑ミ、其ノ二ハ、市町村配付稅中ニ新タニ大都市、都市、町村ヲ通ジマシテ、特別ノ事情アル市町村ニ對シ、其ノ事情ヲ斟酌シテ分與スル所ノ特別ノ配付稅ヲ設ケントスルコトデアリマス、之ニ伴ヒマシテ都市配付稅及ビ町村配付稅ノ中ニ從來同ジ作用ヲ致シテ居リマシタ第三種配付額ハ不用トナリマスノデ、之ヲ廢止スルコトト致シタノデアリマス、其ノ二ハ、市町村配付稅總額ヲ財政需要ヲ標準ト致シマシテ大都市、都市、町村ノ三「ブロック」ニ分與スル場合、都市方面ノ特ニ甚ダシイ財政需要增加ノ狀況ニ鑑ミマシテ、大都市總人口ノ二倍、都市總人口ノ二倍、町村總人口ノ二倍ニ按分スルコトニ改メマシタ、其ノ三ハ、人口少數團體ニ對スル財源賦與ノ必要、國民學校兒童數ノ一時的ナル增減ノ狀況等ニ鑑ミマシテ、大都市、都市、町村ノ各配付稅中ニ、財政需要ヲ標準トスル第二種配付額ノ分與基準トスル第三種配付額ノ分與基準ヲ改メマシタ、其ノ三ハ、市町村配付稅總額ヲ財政需要ヲ標準トスル第二種配付額ノ算定方法ヲ改メマシテ、大都市ニ付テハ加算人口六十萬人ヲ加算人口ノ算定方法ヲ改メマシタ九十萬ニ改メ、都市及ビ町村ニ付キマシテモ、是ト同樣ニソレ〴〵五割ヅツ增シニ依ル人口割增ノ制ヲ廢止セントスルコトデアリマス

改正ノ第四點ハ、配付稅ノ臨時特例ニ關スル事項デアリマス、戰災團體ノ財政狀況ニ鑑ミ、其ノ稅ノ減收額ノ二分ノ一程度ヲ補塡スルト云フコトヲ目途ト致シマシテ、道府縣配付稅中ニ第四種ノ配付額ヲ、又市町村配付稅中ニ臨時特別配付稅ヲ設ケントスルコトデアリマス、以上ノ通リデアリマスノデ何卒御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致シマス（拍手）

○議長（繼貝榮治君）質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——西村久之君

〔西村久之君登壇〕

○西村久之君　只今上程中ノ所得稅法ノ一部ヲ改正する等の法律案外二件ニ關聯致シマシテ、此ノ案ハ直接ニ國民ノ生活ニ影響ヲ致シマスルト共ニ、國民經濟ノ發達ヲ來ス邊アル重大ナル案件ト信ジマスルガ故ニ、所信ヲ述ベ、太藏大臣ニ質ス三、四項ニ亙リマシテ、太藏大臣ハ內務大臣ノ代理ナル御意見ヲ拜聽シ、國民ノ安心ヲ期スルヤウ御答辯ヲ願ノ積リデゴザイマス（拍手）

先ヅ第一ニ御尊ネヲ申上ゲテ見タイト思ヒマスルコトハ、國民ノ總負擔力ハ、國家ノ要請セラレントスル所ノ各種ノ租稅並ニ近々全貌ヲ現ハサントスル所ノ財產稅、之ヲ果シテ國民ノ擔稅力ニ依ツテ賄ヒ得ラレルカ否カト云フコトニ付キマシテ、幾念ナガラ私モ些カ憂ヲ持チ、心配ヲ致シマスルト共ニ、國民モ齊シク此ノ點ニ付キマシテハ憂慮心配ヲ致シテ居ルノデハナカラウカト存ジマスルノデ、此ノ點ニ付キマスル所ノ太藏大臣ノ確乎タル御方針ヲ伺ヒ、積ニ敗レマシタ日本國民ガ今後國家再建ニ當リマスル上ニ於キマシテ、負擔力ノ及ブ限リヲ國ニ捧ゲテ再建ヲ圖ラントスルコトハ、國民齊シク覺悟ノ上デアラウト信ズルノデアリマス、併シナガラ若シ財政計畫ヲ誤レル場合ニ於テハ、自己ノ負擔能力ヲ以テ政府ノ要請スル諸稅金ヲ賄ヒ得ザル結果ヲ來シマスルガ故ニ、其ノ際ニ於キマシテハ、國民ハ經濟的ニ破綻ニ向ハナケレバナラナイト云フ心配ガアルノデアリマス、此ノ點ヲ私熟々申上ゲニクイ言葉カハ知リマセヌガ、只今ヨリ引例ト致シマシテ太藏大臣ノ所見ヲ伺ヒタイト存ジマス

御承知ノ通リ租稅法ノ改正ニ依リマシテ、國民ガ重イ所ノ稅ヲ受クルコトハ、大藏大臣モ內務大臣モ、是ハ共ニ御認メニナツテ居ラレル所デアリマシテ、只今ノ御演說中ニ、國民ノ苦シム立場ニ立ツコトハ自分デ之ヲ御認メニナツテ居ラレルノデアリマス、私ハ此ノ大臣ガ御認メニナラレル國民ノ負擔ト云フモノハ、政府ノ稅ノ課ケヤウ如何ニ依ツテハ破綻スル嫌ヒガ無ナイ感致スルノデアリマス、何トカ國ノ稅ノ課ケラレタル所ノ所得稅ノ增徵ニ付テハ、引例シ大藏大臣ノ御所見ヲ伺ヒタイト存ジマス、綜合所得稅ノ最高率ハ百分ノ八十七ダガ、之ニ對シマシテ分類所得稅率百分ノ三十、此ノ雙方ヲ加ヘマスレバ賦課率ハ百分ノ九十七ト相成ルノデアリマス、而シテ昨年中ニ國民ガ最高限度、即チ三十萬圓ヲ所得シテ居ル者ガアリト假定致シマスルナラバ、其ノ方ニ課カリマス所ノ所得稅ハ二十九萬二千圓ト相成ルノデアリマシテ、僅カニ九千圓ト殘スノミト相成ルノデアリマス、其ノ金ハ三十萬圓ニ對シ三月ニ日ニ凍結ヲナサレテ居ルノデアリマスカラ、在活必需ノ費用ニ來ル所ノ財產稅ニ引出シガ出來ズ、尙ホ嚴然トシテアルモノト豫想シナケレバナラヌノデアリマス、其ノ場合ニ政府ガ十萬ノ凍結シタソレノ其準トシテ財產稅ノ御課ケヲナリマスル際ニハ、九千圓ニ以テ政府ノ要求セントスル財產稅ガ補ハレルカドウカト云フノ點ニ心配ガアルノデアリマス、他ニ色々財產ヲ持ツテ居リマス方々ナラバイザ知リマセズ、其ノモノヲ銀行ニ預ケ、三十萬ノ外ニ財產ノナイ者デアリマスナラバ、政府ノ要請サレル財產稅ハ、恐ラク三十萬ノ財產者トシテ納稅ノ義務ハ果シテ得ヌ嫌ヒガ生ズルノデハナカラウカト考ヘマスルガ故ニ、サウ云フコトヲ考ヘマスルシテ、國民ガ若シ破綻セズ、大藏大臣ノ負擔ヲ以テ政府ノ要請ニ應ジテ、諸稅金ヲ賄ヒ得ザル結果ヲ來シマスルガ故ニ、其ノ結論ニ相成ラナケレバ、納メル所ノ金ハナイト云フ結果ニ相成ルノデ、ナカラウカト私ハ信ズルノデアリマス、此ノ點ヲ私熟々申上ゲニクイ言葉カハ知リマセヌガ、太藏大臣ニ對シテ、所得稅ノ賦課ニ付キマシテ太藏大臣ノ諸稅並ニ財產稅ヲ賦課シタ際ニ、國民ノ擔稅力ハ聊カ狂ヒ相成ラナイト御言明ガ願ハレマスレバ結構ダト存ズルノデアリマスガ、太藏大臣ノ御所見ヲ伺ヒタイト存ジマス

次ニ國ガ今日多額ノ費用ヲ要マスル際ニ、普通所得者ガ所得稅ノ增徵ヲ圖ラレルノハ、是レ致シ方ナシト致シマシテモ、勤勞者大衆ノ所得ヲ引上ゲテ、茲ニ稅收ヲ圖ラナケレバナラナイト云フ程ニ、國家ノ前途ニ不安アリ、苦シイ財政狀態デアルカ如何デアルカト云フコトヲ御尊ネ申上ゲルノデアリマス

御承知ノ通リ國民ノ政府ノ課稅方法ナリ明示ガ遲レル爲ニ、職々競々ト致シマシテ、自己ノ財政或ハ自己ノ世帶ノ經理ノ心配ヲナサレテ居ル者ガ多數アルト想フノデアリマス、サウ云フ者ガ結局新圓ノ退藏ニ相成ルノデハナイカトモ考ヘラレルノデアリマス、隨テ大藏大臣ハ此ノ法案ニ見マスト、所得稅ノ納期ヲ附則デ、簡月延期サレテ居ル稅カノヤウニ承知致シタ所デアリマスガ、今度決定サレマシタ所ノ稅法ニ依ツテ課稅スル所ノ所得ノ對象ハ、所得稅ハ凍結サレマシタル本人ノ所得金、即チ三月ニ日ノ凍結資金デ以テ所得稅ノ納稅ヲ御認メニナル方針デアラレルカドウカト、此ノ點ヲモ重ネテ御尊ネ申上ゲテ見タイト存ジマス

次ニ政府ガ國民ノ基準ハ、何レニ立脚シテ之ヲ算定サレタノデアルカト云フノ點ヲモ、重ネテ御尊ネヲ申上ゲテ置ク

第二ニ御尊ネ申上ゲテ見タイト存ジマスル件ハ、遊興飲食稅ニ關スル件ト、今回新設致サレマシタ所ノ府縣民稅ニ對スル件トノ二件ニ付テ、大藏大臣ノ御意見ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス、遊興飲食稅ハ、過去ニ於キマシテハ惡稅デアリマシテ、今日ニ於キマシテハ惡稅デアリマシテ、一般大衆ノ負擔ヲ稅デ徵收セントスルヤウナ惡稅デ

ハナカラウカト云フコトヲ私ハ考ヘルノデアリマス、如何ナレバ、過去ニ於テハ一品十圓ノ品物ハ相當良イ品物デアツタノデアリマスガ、今日物價高ノ影響ヲ受ケマシテ、何品一ツトシテ十圓以内デ食ベラレルヤウナ品物ハナイヤウナ實情デアリマス、其ノ際ニ於キマシテ一品十圓ヲ標準トシテ遊興飲食稅ヲ負擔致シマスル際ニハ、一般大衆ガ食堂ニ入ツテ戴キマスル所ノ其ノ食物ニ稅ヲ課セラレル嫌ヒガアリマシテ、大衆課稅ノ謗リヲ免レナイ結果トアリマス、ノミナラズ此ノ稅ハ徵收技術ノ上ニ於キマシテ頗ル難點ガアルノデアリマス、正直ナル人ハ納メ、正直ナラザル人ハ納メナイト云フヤウナ、ソコソ分別ヲスルコトガ頗ル困難ナル關係ニアル稅デアルノデアリマス、斯クノ如キ所ノ稅ハ速カニ之ヲ撤廢スル意圖ナキヤ否ヤト云フ點ヲ御尋ネヲ申上ゲマス

次ニ新設サレマシタ所ノ地方府縣民稅ニ付キマシテ、一應御尋ネ申上ゲテ見タイト存ズルノデアリマスガ、是ハ先程内務大臣ノ御說明ヲ伺ヒマスレバ、地方稅源ノ緩和上新設シタノデアルト云フ意ニ解シタノデアリマス、私ハ地方稅源ヲ緩和スル爲ニ新設サレマシタ所ノ稅ノ性系上、稅ノ如ク市町村民稅或ハ府縣民稅トイフヤウナ、稅ヲ二本建ニナサレズシテ、國稅一本建ノ國民稅トシテ、地方ノ財源ハ配付稅ニ依リ分與ノ方法ヲ執ラレルノガ、簡素ナル稅ノ建前デナイカト考ヘルノデアリマス、此ノ點ニ對シマス所ノ内務大臣ノ御所見ヲ伺フノデアリマス

最後ニ御尋ネ申上ゲルノハ、闇ニ對シマス所ノ課稅、是ガ脫稅、ト申シマスカ、稅ヲ逃ゲル虞ガアルノデアリマス、サウナリマスト、淳朴ナル所ノ國民ハ重キ所ノ負擔ヲ受ケ、闇屋ノ謂君ハ樂々ト、負擔ヲ受ケズシテ新圓ヲ退藏スルバ國民負擔ノ衡平ヲ缺タ嫌ヒガアルノデアリマシテ、國民ハ公平適正ナル所ノ負擔ヲ受ケナケレバナラナイモノト信ズルノデアリマス、尤モ之ヲ取締ルノニハ別途ノ方法ガアルノデハアリマスガ、私ハコ、デ租稅ヲ以テ何等カノ處置ヲシテ、之ヲ回收セントスル所ノ御意圖ハナイモノカドウカ、此ノ點ヲ御尋ネ申上ゲテ見タイト存ズルノデアリマス、以上ヲ私ノ質疑ト致シマシテ、殘餘ノ質疑ハ其ノ他ノ機會ニ讓ルコトニ致シマス（拍手）

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣（石橋湛山君）只今ノ御質問ニ對シテ御答ヘ申上ゲマス、所得稅ノ稅率ハ御話ノヤウニ高額所得者ニ對スルモノハ非常ニ高イモノニ相成リマス、併シ是ハ超過累進稅デゴザイマスカラ、其ノ高イ稅率ハ超過部分ニ課カルノデアリマシテ、例ヘバ先程御話ノ三十萬圓ノ所得ノアル人ニハ、其ノ下カラ九十何「パーセント」ガ課カル譯デゴザイマセス、隨ツテ御計算ノ三十萬圓ノ所得者ガ殘ル所九千圓ト云フノハ少シ相違ガゴザイマシテ、三十萬圓ノ所得者ニハ、是ハ假ユ勤勞所得ト致シマスナラバ、サウシテ家族ガ四人ト云フヤウナ計算デ致シテ見マスト、二十二萬八千九百八十二圓稅ガ課カリマスカラ、殘ル所ハ七萬一千十八圓ト云フコトニナリマシテ、御話ノ九千圓ヨリ稍ミ多イモノデアリマス、ソレカラ其ノ結果財產稅ガ納メラレナクハナイカト云フ御話デアリマスガ、財產稅ノ現在其ノソレ〳〵ノ方ガ持ツテ居ル財產ニ課稅スルノデゴザイマス、隨テ其ノ財產ガ必ズシモ現金デナクテモ宜イ譯デアリマシテ、若シ現金等ガナケレバ物納ヲモ許スノデアリマスカラ、一方ニ於テ所得稅ヲ取ラレルカラ財產稅ガ拂ハレナイト云フコトハ起ラナイ次第ト思ヒマス、大體ニ於テ本年度ニ於テ先程御說明申上ゲマシタヤウナ增稅ヲ致シ、又近イ機會ニ御協賛ヲ仰グ財產稅法ガ出來ルノ譯デアリマスガ、兩者トモ我々ト致シマシテハ現在ノ事情ニ見マシテ、必ズヤ實行ガ出來ルト云フ目途ノ下ニ、其ノ確信ノ下ニ立案ヲ致シテ居ル次第デアリマス

尙ホ勤勞所得稅ノ問題ハ各方面カラ屢ミ御尋ネガアリマシテ、其ノ度ニ御答ヘシテ居ル次第デアリマスガ、是ハ所得稅ト云フモノ現在ノ日本ノ稅法ニ於テハ根幹デアリマシテ、而モ其ノ所得稅ノ中デハ所謂勤勞所得稅ガ根幹デアル譯デアリマシテ、之ヲ若シ變ヘルト云フコトニナリマスレバ、全體ノ稅制ノ根本的考ヘ方ヲ變ヘナケレバナラヌノデアリマス、大體今日ノ世界ノ稅制ニ於テハ、所得稅ガ中心デアルト云フコトガ先ヅ一般ノ稅制デアリマスシテ、又所得稅ノ中デハ日本デモ申シマスル所謂勤勞所得稅ガ重要ナル部分ヲ占メテ居ルト云フコトモ世界全體ノ例デゴザイマス、ソレダカラ世界ノ例必ズシモ日本ニ用ヒルト云フコトハアリマセヌガ、兎ニ角國民全體ガ、或ル程度以上ノ收入ガアレバ必ズ何ガシカノ國稅ヲ直接ニ負擔スルト云フ建前カラ申シマスト、勤勞所得稅ト云フモノハ、原則ト原理トシテモ廢止ハ出來ナイ次第デアリマス、而シテ是ハ其ノ財政ノ狀況ニ依リマシテ非常ニ伸縮性ヲ持ツテ居ルモノデゴザイマシテ、此ノ點ガ分類所得稅ノ一ツノ特徵デアリマスガ、今年度ノ如キ財政ノ困難ナル場合ニ於キマシテハ其ノ稅率ヲ殖ヤス、其ノ代リ假ニ明年ニ於テ財政ガ樂ニナリコトニナレバ直チニ稅率ヲ下ゲルシ、年々歲々上ゲモシ、下ゲモスル、越ニ分類所得稅ノ妙味ガアル譯デアリマス、近年ハ遺憾ナガラ上ゲル方バカリデアリマシテ、殘念至極デアリマスガ、サウ遠クナイ將來ニ於テ下ゲル機會モアラウト思フノデアリマス

尙ホ封鎖預金デ稅ガ拂ヘルカト云フ御尋ネガアリマスガ、拂ヘマス、所得稅等決ツタモノハ封鎖預金ニ依ツテノ支拂ヲ受ケルコトニナツテ居リマスカラ、左樣御承知ヲ願ヒマス

又遊興飲食稅、是ハ中々問題ノ稅デアリマス、御說如何ニモ御尤モデアリマスガ、唯差詰メト致シマシテハ、遊興飲食稅ヲ廢止スルト云フヤウナコトヲ致シマスルト、他ノ物品稅等トノ振合ガゴザイマシテハ、此ノ一ツダケヲ廢止スルト云フコトハ振合上困難デアリマス、モウ一ツハ、此ノ免稅點ヲ引上ゲマシテモ、既ニ十圓以上ニナツテ居ルノデアリマスガ、大體ニ於テ此ノ稅ハ花代及ビソレヲ伴フ所ノ飲食ニ重課サレテ居ル次第デアリマシテ、其ノ點カラ申セバ所謂大衆課稅デハナイト云フヤウナ意味モアリマシテ、本年度ハ兎ニ角之ヲ存置スルコトニ致シタ次第デアリマス

尙ホ所謂闇ト申シマスカ、ソレニ關スル課稅ト云フコトガ屢ミ問題ニナル譯デアリマスガ、我々ト致シマシテハ、闇デアルトカ何トカ云フコトハ、稅ト云フ立場カラハ考ハナイ譯デアリマシテ、兎ニ角各自ノ所得、收入ト云フモノニ對シテ、ソレヲ捕捉シテ課稅スルト云フ建前デ參リマス、唯併シナガラ或ル種ノ事態ノ人達ノ所得ハ中々之ヲ捕捉スルコトガ技術上困難デアル爲ニ、逃脫スル向キガアルコトハ甚ダ遺憾デアリマスガ、是ハ稅務行政等ヲ擴充スルト同時ニ、從來トモ是等ノ捕捉ニ努力シテ居ル次第デアリマシテ、近年或ル程度ソレ等ヲ捕捉シ、現ニ課稅ヲ致シテ居ル次第デアリマスカラ、御諒承ヲ願フ次第デアリマス（拍手）

〔國務大臣大村清一君登壇〕

○國務大臣（大村清一君）戰後ノ地方財政ハ歲出ガ激增セザルヲ得ナイト云フ情勢ニアリマスノデ、之ニ振向ケマス所ノ歲入ヲドウシテモ考ヘナケレバナラヌ、之ニ付キマシテハ政府財政ニ於キマシテハ、政府ガ援助ハ受ケタノデアリマス、即チ國費、地方費ノ負擔區分ヲ是正致シマシテ、從來ヨリモ國庫ガ餘分ニ費用ヲ負擔スルト云フヤウナ措置モ講ジ、其ノ他政府カラ出來ルダケノ援助ヲ仰グト云フコトハ致シタノデアリマスガ、國庫財政ニ於キマシテモ窮迫狀況ハ地方財政ニ讓リマセヌ、地方財政自體ニ於テ求メルト云フコトハ、此ノ際是非考ヘナケレバナラヌト云フ事態ニ立至ツテ居リマスノデ、此ノ際國民ノ負擔ハ洵ニ重ク、其ノ點カラ考ヘマスルト好マシイコトデハゴザイマセヌガ、已ムヲ得ズ出來ルダケノ增稅ヲ致シマシテ、此ノ難局ヲ切拔ケルト云フコトニ致サルヲ得ナイノデアリマシテ、於テハ此ノ點ニ付キマシテハ、國民各位ノ理解ヲ御納得ヲ仰ギタイト思フノデアリマス、而シテ增稅ヲ致ス場合ニ於キマシテ、府縣民稅乃至市町村民稅ノ增徵ト云フヤウナコトニ依ラズ、之ヲ國稅一本デ徵稅スルコトガ簡便デハナイカト云フコトデゴザイマスルガ、國稅デ以テ國民ノ擔稅力ヲ十分ニ捕捉スルコトハ、中々言フベクシテ行ヒ難イ面アリマス、地方稅トシテ地方ノ自治財政ニ依ツテ徵稅ヲ致シマスレバ、ソコニ國民ノ擔稅力ヲ公平妥當ニ捉ヘ得ルト云フ面モアルコトデアリマスシ、又今回地方制度ヲ改正致シマシテ、之ヲ大イニ民主化スルト云フコトニ相成リマシタノデ、是ガ裏付ケトナル地方財政ノ上ニ自主性ヲ持タセルト云フコトハ甚ダ必要ナコトデモアリマス、彼此レ勘案致シマシテ、今回府縣民稅ハ納稅者一人當リ六十圓ト致シマシテ、年額八億八千萬圓、市町村民稅ハ從來ノ低イ率ヲ四十圓ニ引上ゲマスコトニ依リマシテ、年額四億八千萬圓ト云フ增收ヲ圖ルコトニ致シタノデアリマス

尙ホ先ニ法律案說明ノ時ニ申上ゲタコトデアリマスガ、政府ニ於キマシテモ、地方財政、地方民ノ負擔ノ重課ヲ慮リマシテ、分與稅ニ於キマシテハ、前年度八億九千餘萬圓ノ所ヲ一躍二十三億三千萬圓ニ增加致シマシテ、前年ニ比ベマスト二倍五、六分ノ激增デアリマスルガ、サウ云フヤウナ措置モ執リマシテ、是等ノ考慮ニ依リマシテ、地方民ハ、ドウカ忍ビ難イ所デアリマスガ、此ノ難局ハオ互ヒニ協力シテ之ヲ切拔ケルト云フ所ニ格段ノ御理解ヲ仰ギタイト思フ次第デアリマス

○西村久之君　只今ノ内務大臣ノ御答辯ハ私ノ質問要旨トハ大分違ノハ、市町村民稅トハ縣民稅ハ之ヲ廢メテ、國民稅トシテ國ガ稅ヲ一本ニ徵收シテ、地方財政ニハ分與稅ノ形デ財源ノ補給ヲスルヤウニ、租稅體系ヲ改メル意思ヲ持タナイカト云フコトヲ御尋ネ申シタ次第デアリマス

〔國務大臣大村清一君登壇〕

○國務大臣（大村清一君）重ネテ御答ヘ申上ゲマスルガ、府縣民稅、市町村民稅ヲ廢メマシテ、國稅一本デ取リマスルコトハ、地方財政ノ自主性ヲ持チマス上ニ、府縣民稅、市町村民稅デ行フカラ、又實際ノ課稅問題ニ於キマシテ、國稅デ以テ總テノ擔稅力ヲ捉ヘルト云フヨリモ、國稅、地方稅兩稅ニ依リマシテ、巧ミニ擔稅力ヲ公平妥當ニ捉ヘルコトガ適當デアルト云フヤウニ考ヘテ居リマスノデ、國稅一本ニ致シマスト、府縣民稅、市町村民稅ヲ維持發達サシタ方ガ適當ダト云フヤウニ考ヘテ居ル次第デアリマス（拍手）

○議長（樞員體三君）小池新太郎君

〔小池新太郎君登壇〕

○小池新太郎君　私ハ上程中ノ所得稅法ノ一部改正等ノ法律案外二件ノ改正法律案ニ付キマシテ、關係大臣ノ御答辯ヲ求メル次第デアリマス

先ヅ第一ニ我ガ國ノ財政ノ將來ニ付キマシテ、藏相トシテ明確ナル見透シヲ持ツテ居ラレマスヤ否ヤヲ一應御尋ネ致シタイノデアリマス、石橋藏相ハ凡ユル機會ニ於カレマシテ御答辯ニハナツテ居ルノデゴザイマスルガ、是マデノ御答辯ニテハ、國民ト全般ヲ測定致シマシテ、我ガ國經濟ノ前途ノ動キヲ測定シ、合理的ナル經濟再建ノ妙味ヲ國民ニ示サルベキデアル思ノデアリマス、財産稅其ノ他新稅創設ヲ當時、財産稅ヲ實施シマセナレバ、發行公債ノ償却ニ充ツテ居ルノデアリマス、是ガ爲メ今日ノ當シテ健全財政ノ一歩ニ入ルトノコトデ、約一千億圓程度ノ徵稅可能ヲ傳ヘラレタノデアリマス、敗戰國民ト致シマシテ是モ致シ方ナイコトデアルトノ考ヘヲ抱イテ居ツタノデアリマシタガ、石橋藏相ガ御就任以來、財産稅ノ一部ヲ一般會計ニ繰入レルト稱サレタリ、或ハ又最近ニ至リマシテハ、新聞記者諸君トノ會見ニ於テ、法人財産稅、戰時利得稅、個人財産增價稅ノ課稅ヲ見合セ、個人財産稅ノミト致シ、而モ不動産ニ對シテ電課スル等ヲ言明ヲサレタ旨ノ當ルノデアリマス、是ガ爲メ今日ノ暗澹タル世相ニ於キマシテ、政府ニ確乎タル財政上ノ御信念ナキニアラズヤト世評ヲ耳ニ致スノデアリマス、心アルノ者ハ洵ニ心外ニ堪ヘナイ所デアリマシテ、新生日本再建ノ基礎タル健全財政確立ノ見透シハ此處デアルト云フ方向ヲ明示セラレマシテ、此ノ際石橋藏相ノ御意思ヲ國民ニ披瀝セラレタイト思フノデアリマス

次ニ昭和二十一年度改定豫算書ハ既ニ提出セラレマシタガ、本改正法律案ノ通過ニ依リマシテ見積リヲセラレタル增加額ヲモ含メマスル租稅收入百三十二億九千八百萬圓ヲ以テ經常部支出ニ充當セラレルノデアリマスルガ、果シテ此ノ沈滯ヲ致シテ居リマスル財界ノ現狀ニ鑑ミマシテ、各租稅收入ニ於テ缺陷ガナイト御考ヘニナツテ居ルノデアリマセウカ、私ハ必ズヤ缺陷ヲ免レズト考ヘルノ一人デアリマス、若シテ缺陷ヲ生ジマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ補塡ノ方法ニ付テ如何ナル御考ヘヲ御持チニナツテ居リマスルカ、ハツキリト承ツテ置キタイノデアリマス

次ニ納稅ハ國民ト致シマシテ日常忘ルベカラザル義務ノ發露デナケレバナラヌノデアリマス、是ガ課稅ニ當リマシテハ最モ公正ニ、納稅者ニ接スル稅務官吏ハ言語ヲ愼ミ、努メテ懇切丁寧ヲ旨トシテ相互ニ諒解滿足ヲ致シ、進ンデ納稅スルト云フ美風ヲ確立スルコトガ最モ大切デアリマス、然ルニ現行所得稅、營業稅、兩稅ノ課稅體系ヤ是ガ稅率等ニ於キマシテハ、洵ニ遺憾ノ點ガ多イノデアリマスガ、今回提出ノ改正要綱ニ是等ノ遺憾ノ點ニ何等觸レタル分與稅ノ總額ハ二十三億圓、即妙味ガナイノデアリマス、唯々增稅ノミノ稅率引上ニ止マツテ居ルノデアリマス、納稅者ノ意思ヲ十分尊重シテ本當ノ民主主義ヲ主眼トスル稅法ノ大改正ヲ行ハレル御意思否ヤヲ御伺ヒスルモノデアリマス

次ニ西村君ヨリ御伺ヒヲ致シマシテ、既ニ御答辯ハアツタノデアリマスルガ、遊興飲食稅、物品稅デアリマス、此ノ稅ハ脫稅ガ多ク、其ノ他ノ弊害ヲ多分ニ伴フ國稅デアリマス、全ク稅收ノ多寡ハ兎角致シマシテ、平ノ時ノ國稅體系ニハ相應シクナイト私ハ考ヘルノデアリマス、是非廢止ヲセラレル如ク御一考ガ願ヒタイト思フノデアリマス

次ニ食糧ノ問題ハ未ダ二十年産米ガ供出遲々タル目的ノ達成ニ至テ居ナイノデアリマス、紙上ニ發表ニナリマスル供出成績ハ、麥類ノ供出ニ悲ノ影響及ボシツヽアルノデアリマシテ、洵ニ遺憾ニ存ズル所デアリマス、政府ハ此ノ際相當額ノ報奬金ヲ遡ツテ支出シ供出ノ促進ヲ圖ラレル意圖ハアリマセヌカ、更ニ和田農相ノ妙案ト稱スル農家保有米ノ減量デアリマス、是ハ農村民ノ感情ヲ刺戟シテ其ノ後ノ供出面ニ支障ヲ來シテ居ルノデアリマス、之ニ對シマシテ如何ナル御考ヘヲ持タレマシタカ（「問題外」ト呼ブ者アリ）

○議長（植員俊三君）　一寸御注意致シマス、少シ問題ト離レテ居リマス

○小池新太郎君（續）　問題ニ移リマス、次ハ地方分與稅ニ移リマス、地方分與稅制定ノ趣旨ハ只今內務大臣ヨリ縷々御說明ガアツタノデゴザイマスルガ、此ノ稅ニ付テハ、戰災ニ依リマシテ、制定當時ト今日ノ稅源ハ非常ナル變化ヲ生ジテ居ルノデアリマス、政府ハ從來ト異ナツテ、恆久性ノアル稅源ヲ求メラレテ、登錄ナル市町村ニ對スル十分ナル分與ヲ用意セラル、御意思ガナイカドウカ、承リタイト存ズルノデアリマス

尙ホ本年改定豫算ニ計上セラレテ居リマスル分與稅ノ總額ハ二十三億圓、即チ二十年度ノ分ニ比ベマシテ十四億圓ノ增額ト承ツタノデアリマス、地方ニ依リマシテ異ナルカモ存ジマセヌガ、地方廳カラ市町村ニ豫メ指示ヲセラレテ居ル分與稅額ハ、前年ノ約半數程度ノ下渡金デアルト云フコトヲ申シテ居ルノデゴザイマス、甚ダ不可解ニ存ズルモノデゴザイマシテ、唯サヘ財源ノ涸渴ニ惱ンデ居リマスル市町村ニ對シテ、前年ヨリ減額分配セラレルガ如キコトハ萬々ナイトハ考ヘルノデアリマスルガ、事實トスレバ由々シキ問題デアリマシテ、增加額ヲ等分セラル、モノトハ存ジマスルガ、此ノ機會ニ御當局ノ御意思ヲ承ツテ置キタイノデアリマス

要ハ、財政ノ按配ガ直チニ經濟界ニ顯現シマス、敗戰日本ハ只今浮沈ノ岐路ニアリマシテ、社會ノ隅々マデ多大ノ不安ナ空氣ガ漲ツテ居ルノデアリマス、我ガ國財政ノ赤字ハ改定豫算面ニ見マシテモ、既ニ二百數十億圓アリマスルガ、其ノ上ニ賠償ニ依ツテ生ズル赤字ガ更ニ四百億圓ニ加ハルト云フコトニナリマシタハ、一層國民ノ國家財政ニ關スル不安ヲ昂長スルモノト思フモノデアリマス、斯カル赤字財政ニ付テハ、如何ナル時期ニ於テ、如何ナル方法ニ依ツテ、如何ナル財源ヲ以テ此ノ赤字ヲ決濟スルト云フ明確ナル御計畫ヲ持ツテ居ラレネバナリマセヌ、然ルニ此レマシタ本年度改定豫算ニ於キマシテモ、我々ハ毫モ前途ニ光明ヲ發見スルコトガ出來ヌノデアリマス、提出セラレマシタ如何ナル稅制ニ改正ニ基礎ヲ置イテ、斯樣ナ一時的糊塗策ニ終ラズ、宜シク根本的ニ稅制ノ改正ヲ斷行セラレンコトヲ切望スルモノデアリマスルガ、藏相ノ率直ナ御答辯ヲ御願ヒ致シマシテ、私ノ質問ヲ終ルコトニ致シマス（拍手）

〔國務大臣（石橋湛山君）登壇〕

○國務大臣（石橋湛山君）　財産稅ニ付キマシテハ目下立案ヲ致シテ居リマスガ、私ハマダ其ノ財産稅ノ內容ニ付テ新聞ニ言明ヲ致シタコトハゴザイマセヌノデ、新聞ニ出テ居ル儘ヲ御信用ノナイヤウニ願ヒタイノデアリマス

尙ホ健全財政ニ付テノ御尋ネデアリマスガ、財政ノ「バランス」ヲ合セルト云フノガ一ツノ狹イ意味ノ健全財政デアリマスガ、國民經濟ノ「バランス」ヲ合セルト云フコトガ一層必要ナ健全財政デアルト考ヘテ居ル譯デアリマシテ、左樣ナ財政ノ處理ヲ今後致シテ行キタイト考ヘマシテ居リマスル、國民經濟ノ「バランス」ガ合フト云フコトデアレバ、即チソレガ增產デアリ、國民所得ガ殖エルト云フコトデアリマシテ、ソレヲ目途ニ致サネバ今日ノ財政經濟ノ處理ハ出來ナイ次第デゴザイマス

最後ニ御尋ネノ赤字ヲドウシテ消スカト云フコトモ、ソレニ繫ガル譯デアリマシテ、即チ一方ニ於テハ歲出ノ削減ヲスル必要ガアリマスガ、一面ニ於テ歲入ノ增ヲ圖ル、歲入ノ增ヲ圖ルニハ國民經濟ノ回復ヲ圖ラナケレバナラヌ、斯ウ云フ次第デゴザイマス、稅制ノ改革ハ先程モ申上ゲマシタヤウニ、無論根本的ノ改革ヲ致シタイト考ヘテ居リマスガ、併シナガラ其ノ稅制ノ改革ダケデ財政ノ赤字ハ消エルモノデナイト考ヘテ居ル次第デアリマス

ソレカラ今年度ノ租稅ニ若シ缺陷ガ出來タラ、其ノ補塡ヲドウスルカト云フ御尋ネノヤウデアリマシタガ、私ハ租稅ニハ缺陷ハ出來ナイト考ヘテ居リマス次第デアリマス

ソレカラ納稅者ノ意思ヲ尊重スルヤウニト云フノ御意見ハ洵ニ御尤モデアリマシテ、是ハ稅務署ノ所謂民主化ト云フコトニ依ツテ今日モ努力致シテ居リマスガ、尙ホ一層其ノ努力ヲ續ケル積リデ居リマス

ソレカラ物品稅ト飲食稅ニ對スル御批評ハ、物品稅ニ對シテハ先程御說明申上ゲマシタヤウニ、大體原則トシテ、政府ノ分與稅ノ財源ハ、戰災ニ依ツテ相當減收スルト云フヤウナ情勢ニアリマシタノデ、地方團體ニ對シテモ、其ノ趣ヲ通達致シマシタルガ、今回ノ提案ニ依リマシテ、分與稅ノ前年度ノ二倍半以上ニ增額スルコトニ相成リマシタ、是等モ年度開始後ノ今日ニ於キマシテ配付額ヲ決マツテ居リマセヌコトハ、各地方團體ニ御迷惑ニナツテ居ルト考ヘマスガ、法案成立ノ曉ニ於キマシテハ、準備ヲ整ヘテ置キマシテ、成ベク早目ニ增額ノ示達ヲ致スト共ニ居リマス、尙ホ町村ニ對シマシテハ、凡ソ前年度ノ五割增位ノ分與稅ガ配付ニ相成見込デゴザイマス（拍手）

○山口喜久一郎君　三案ニ對スル殘餘ノ質疑ハ延期シ、之ヲ次會ニ繼續スルコトトシ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

生產者課稅ヲ取ルコトニ致シマシタカラ、脫稅等ノ憂ヒハ著シク減少スルト考ヘテ居リマス、飲食稅ニ付テハ先程御答辯申上ゲマシタ通リノ事情ニ依ツテ之ヲ繼續致シテ居リマスガ、是モ稅制ノ根本的改革ノ場合ニハ、適當ナル處理ヲ致スベキモノト考ヘテ居ル次第デアリマス以上甚ダ簡單デアリマスガ御答ヘ致シマス（拍手）

〔國務大臣（大村清一君）登壇〕

○國務大臣（大村清一君）　分與稅制ヲ改善スル意思ガアルカドウカト云フ御尋ネデアリマスガ、地方行政ヲ民主主義化シマス上ニ付キマシテハ、地方團體ノ財政ヲ含メテノ行政ノ運營ニ於キマシテモ、自主性、自律性ヲ强化致シ必要ガゴザイマシテ、成ベク府縣市町村ニ獨立稅ヲ澤山持タセ、隨テ出來ルダケ分與稅ニ依ツテ措置致シマスルコトハ少カラシメタイト云フ風ニ考ヘテ居リマス、併シ分與稅ノ持ツ各團體ノ財政力ノ調整ヲ致ス必要ガゴザイマスノデ、分與稅ヲ零ニスルコトハ適當デナイト思ヒマスルガ、成ベク獨立稅ヲ多ク致シ、分與稅ガ少クスルト云フコトデ今後進ンデ行キタイト考ヘテ居リマス

ソレカラ尙ホ昨年ノ秋頃ニ於キマシテ、政府ノ分與稅ノ財源ハ、戰災ニ依ツテ相當減收スルト云フヤウナ情勢ニアリマシタノデ、地方團體ニ對シテモ、其ノ趣ヲ通達致シマシタルガ、今回ノ提案ニ依リマシテ、分與稅ノ前年度ノ二倍半以上ニ增額スルコトニ相成リマシタ、是等モ年度開始後ノ今日ニ於キマシテ配付額ヲ決マツテ居リマセヌコトハ、各地方團體ニ御迷惑ニナツテ居ルト考ヘマスガ、法案成立ノ曉ニ於キマシテハ、準備ヲ整ヘテ置キマシテ、成ベク早目ニ增額ノ示達ヲ致スト共ニ居リマス、尙ホ町村ニ對シマシテハ、凡ソ前年度ノ五割增位ノ分與稅ガ配付ニ相成見込デゴザイマス（拍手）

○議長（櫻井益三君）　山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長（櫻井益三君）　御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後五時九分散會

衆議院議事速記錄第三號中正誤

頁	段	行	誤	正
三六	二	一七	不確力ナ	不確カナ
三七			欄外　河相國務大臣	河合國務大臣

衆議院議事速記錄第四號中正誤

頁	段	行	誤	正
四〇	二	二	孔子ノ	孔子ハ
四〇	三	一三	學者ヘ	學者ノ
四三	三	元	三〇	階段
五六	四	八	司法省ヲ	司法省モ
五八	四	一五	召喚權	召還權

衆議院議事速記錄第五號中正誤

頁	段	行	誤	正
六六	四	二四	御尋又	御尋ネ
七六	一	四〇	教ヘテ	教ヘヲ

衆議院議事速記錄第六號中正誤

頁	段	行	誤	正
八四	三	四	帝王デ	帝王ガ
八四	五	六	證君	諸君
八六	五	三	家族	華族

衆議院議事速記錄第七號中正誤

頁	段	行	誤	正
九五	一	三五	衆議員	衆議院
九六	一	三六	休ノ〳〵	休ミ〳〵
一〇五	四	八	極メタ	極メテ
一〇七	一	二	憲ノ法	憲法ノ

衆議院議事速記錄第八號中正誤

頁	段	行	誤	正
一二三	三	三	フイデカル	フイデカルル
一二三	四	一四	〃	〃
一二三	四	七	妻君	細君
一二六	一	三	「モウソレ	「モウ

衆議院議事速記錄第九號中正誤

頁	段	行	誤	正
一三〇	五	一	願朝	願望
一三五	五	二	幣原喜重郎君	男爵幣原喜重郎君
一三五	五	一三	〃	〃
一三六	四	二〇	第一議會	第一讀會

衆議院議事速記錄第十號中正誤

頁	段	行	誤	正
一四〇	四	一	次デ	次第デ
一六一	三	三	食卷	食券

衆議院議事速記錄第十一號中正誤

頁	段	行	誤	正
一六四	二	三五	鑄迄	鑄造

衆議院議事速記錄第十三號中正誤

頁	段	行	誤	正
二六	四	三	政市	政府
二八	二	一三	ニ付キ	ニ付シ
三二	三	一	論議セラ	論議セラルベキモノハ、行政廳ニ
三三	三	九	有效無財	有效無效
三三	四	三	置クコト	置クヲ得
三四	三	四	結果、全	結果、金

定價　一部　七十錢

發行所

東京都麴町區大手町
印刷局
電話　丸ノ内三五〇〇
振替東京一九〇〇〇
圖書課